

平成 27 年 6 月 25 日
【照会先】
高知労働局 労働基準部健康安全課
課長 掛水 敏光
安全専門官 梅原 俊明
(直通電話) 088 - 885 - 6023

報道関係者 各位

全国安全週間 高知労働局長 建設現場パトロールの実施について ～ 危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場 ～

平成 27 年 7 月 1 日から第 88 回全国安全週間(資料番号 1 参照)が始まり、この期間中に全国の各事業場では経営トップから安全衛生の担当者、各労働者まで協調して、労働災害防止活動の各種取組を行います。

高知労働局(局長 伊津野信之)では、同週間中の取り組みの一つとして、局長による建設現場の安全パトロールを実施します。

1 日時 平成 27 年 7 月 2 日(木) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分

2 パトロール先 清水・轟・入交特定建設工事共同企業体
高知県新資料館(仮称)建築主体工事
工事現場所在地 高知市追手筋二丁目 7 - 5
現場事務所 高知市追手筋二丁目 7 - 8 レジデンス大手前 A202

3 工事概要 「資料番号 2」のとおり

4 高知労働局パトロール参加者
・労働局長、労働基準部長、健康安全課長
・高知労働基準監督署長 ほか

5 スケジュール
・午前 9 時 45 分に現場事務所に集合
・午前 10 時 30 分頃から、工事現場内のパトロールを実施
・パトロール後、現場事務所に戻り講評を実施
・午前 11 時 30 分パトロール終了(予定)

6 その他
集合場所は、「資料番号 3」の案内図にある現場事務所となっておりますので、お間違えのないようにお願いします。また、注意事項をお読みください。

取材をお待ちしております。事前の申し込みは不要です。

本年度は、「高知労働局 第 12 次労働災害防止計画」(資料番号4参照)の3年目にあたり、本計画では、建設業を死亡災害など重篤な災害が多発する重点業種と位置づけ、諸対策に取り組んでいます。

高知県内の建設業における平成 26 年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は 155 人(対前年比 - 22 人)で、うち死亡者数は4人(同 - 1人)。今年に入ってから5 月末速報値で、休業4日以上之死傷者数は 48 人(対前年同期比±0人)、うち死亡者数は1人(同±0人)となっています。(資料番号5参照)

特に建設業における労働災害では、重篤災害につながりやすい「墜落・転落」によるものが全体の4割を占め、死亡災害も発生していることから、このような憂慮すべき状態に対応すべく、墜落・転落災害のリスクが高く、リスクアセスメントによりリスクを摘み取ることが労働災害0につながる大規模工事現場を局長自らがパトロールすることにより、「経営トップと労働者が一体となって自主的な労働災害防止活動の着実な実行を図り、ゼロ災害を達成することなどについて高知県内の建設関係者を含むすべての事業主に広くアピールします。

なお、県下の各監督署においても、労働局長パトロールの実施時期に併せて署長パトロール等を実施します。

添付資料

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1 平成 27 年度全国安全週間実施要綱 | (資料番号 1) |
| 2 工事概要 | (資料番号 2) |
| 3 工事現場・集合場所 案内図 | (資料番号 3) |
| 4 高知労働局第 12 次労働災害防止計画 | (資料番号 4) |
| 5 平成 27 年(1月～5月)労働災害発生状況 | (資料番号 5) |
| 6 高知県の労働災害の現状(平成 27 年度版) | (資料番号 6) |
| 7 リスクアセスメントとは | (資料番号 7) |

第 **88** 回 全国安全週間

期 間：平成 27 年 7 月 1 日 (水)～7 日 (火)

【準備期間：平成 27 年 6 月 1 日 (月)～30 日 (火)】

(スローガン)

き け ん み かい ぜん
危険見つけてみんなで改善
い し き た か あん ぜん し ょ く ば
意識高めて安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。

労働災害のない、安心して働ける職場は、働く誰もが求めるものです。それぞれの事業場において、労使が協調して行われているいろいろな取組の積み重ねにより、労働災害が長期的に減少していることはご存じのとおりです。

しかしながら、平成22年以降の5年間のうち4年間は、労働災害の発生件数が前年を上回っており、特に平成26年につきましては、上半期に前年同期を大幅に上回る緊急事態となりました。このため、8月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」を実施し、上半期の増加分を挽回しきれなかったものの、下半期の実績は前年同期を下回りました。

平成27年につきましては、緊急対策による労働災害の減少傾向を継続し、労働災害の発生件数を何としても前年を大幅に下回ることを目標にしています。厚生労働省におきましても、これまでの重点業種ごとの対策に加え、業種横断的な対策として、1月には「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を開始し、5月には交通労働災害防止対策を展開しています。

皆様の職場におきましても、「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」のスローガンのもと、職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、必要な対策を講じますとともに、職場で働く一人ひとりの安全意識を高めて、安心して働ける職場づくりを達成いただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成 27 年度全国安全週間実施要綱について

① 全般的事項

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・STOP！転倒災害プロジェクト2015
- ・交通労働災害防止対策 など

② 業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進

(1) 製造業における労働災害防止対策

- ・機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- ・災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化 など

(2) 建設業における労働災害防止対策

< 全般的事項 >

- ・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ・足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
- ・事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮 など

< 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 >

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用 など

(3) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

- ・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ・荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施 など

(4) 第三次産業における労働災害防止対策

- ・安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施

(5) 林業の労働災害防止対策

- ・車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- ・間伐作業での安全対策の徹底 など

(6) 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

- ・化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- ・特に改造・修理等の非常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認等

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会

<http://www.jsha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

工事概要

- ▶ 工事名：高知県新資料館（仮称）建築主体工事
- ▶ 工事場所：高知市追手筋二丁目7-5
- ▶ 建築主：高知県
- ▶ 施工：清水・轟・入交特定建設工事共同企業体
- ▶ 設計者：日本設計・若竹まちづくり研究所共同企業体
- ▶ 工期：平成26年7月5日～平成28年3月20日
- ▶ 構造：RC,SRC,S造 免震構造（柱頭免震）
- ▶ 規模：地上3階
- ▶ 建築面積：2,548.81㎡
- ▶ 延面積：6,220.56㎡



工事現場・集合場所 案内図

・工事現場

高知県高知市追手筋二丁目7-5

高知県新資料館（仮称）建築主体工事

電話 (088)821-8301（担当者 小曾・重田）

fax (088)821-8302

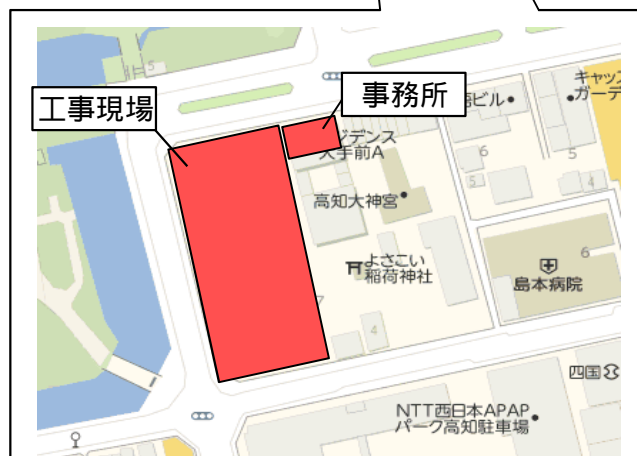


注意事項

1 工事現場及び事務所には駐車スペースはありません。周辺の有料駐車場に駐車し、事務所8階会議室へ集合してください。

また、周辺道路への路上駐車・停車は、禁止です。

2 現場敷地内はヘルメットの着用が必要ですので、各自でヘルメットをご用意ください。（なお、貸出用ヘルメットの用意有り）



・集合場所（事務所）

高知市追手筋二丁目7-8レジデンス大手前 8階会議室
（エレベーターで8階にお越しくください。）

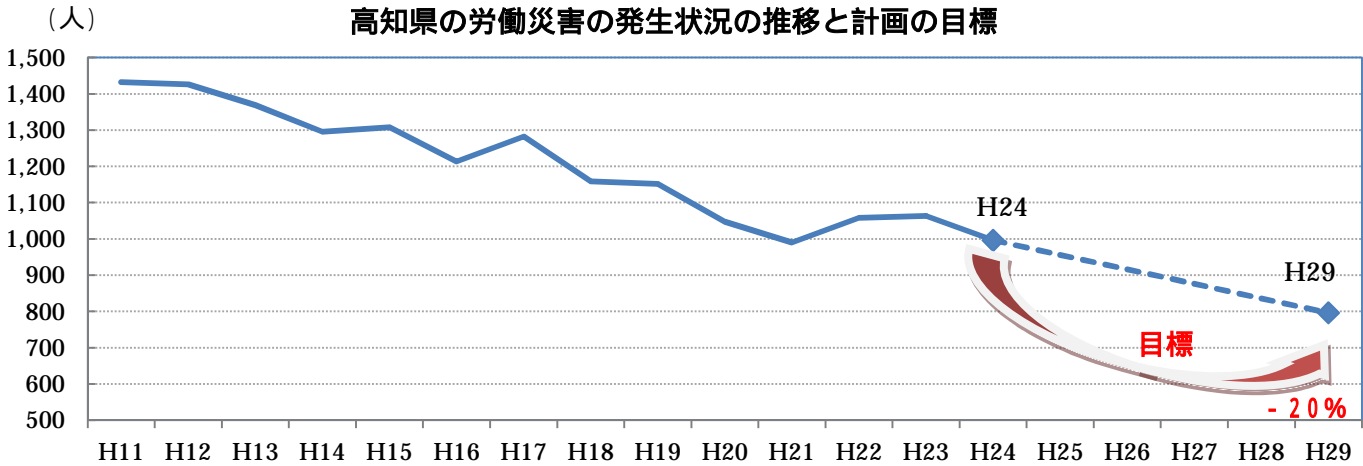
高知労働局 第 12 次労働災害防止計画

(平成 25 年度 ~ 29 年度)

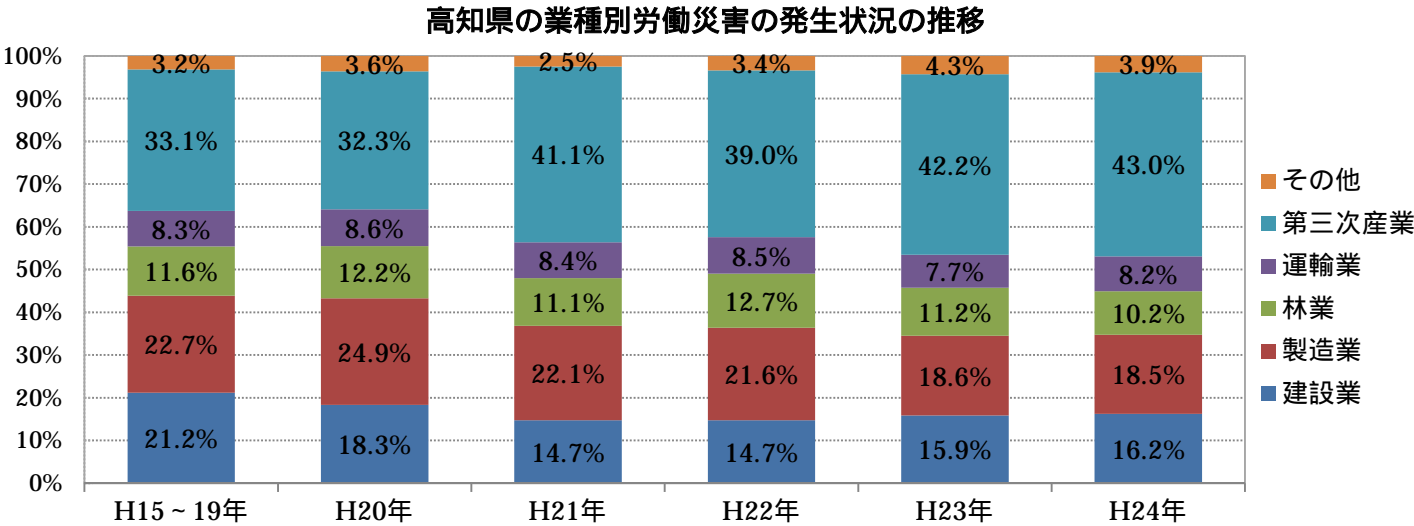
誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために

計画の主な目標

- 労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を、平成 29 年までに平成 24 年 (1,004 人) と比較して、20%以上減少
- 年間の労働災害による死亡者の数を、平成 29 年までに過去最少人数 (6 人) より 15%以上減少
- 12 次防計画期間中の労働災害による死亡者の総数を、11 次防計画期間中 (平成 20 年から平成 24 年まで) の総数 (49 人) より 15%以上減少
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
死亡者数	11	25	17	9	14	6	14	9	6	14
死傷者数	1,308	1,213	1,282	1,159	1,152	1,047	990	1,058	1,063	1,004



(出典：労働者死傷病報告)

重篤災害を減少させるための重点業種への対策

建設業対策

- ▶足場の設置、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進
- ▶危険業務への有資格者の配置、安全装置の有効保持、立入禁止措置の徹底や誘導者の配置の指導
- ▶建設業労働災害防止協会高知県支部、発注者機関と連携を図り、労働災害防止活動の促進

製造業対策

- ▶はさまれ・巻き込まれ、転倒、墜落・転落災害の防止対策の推進
- ▶機械災害が発生した事業場における原因究明と機械設備の本質安全化
- ▶4 S活動（整理、整頓、清潔、清掃）の普及促進
- ▶事業場の安全衛生管理体制の確立
- ▶高知県労働基準協会連合会、各地区労働基準協会等と連携を図り、労働災害防止活動の促進

林業対策

- ▶激突され災害防止対策の推進
- ▶「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」の徹底
- ▶作業手順に基づいた適切な作業の遂行の徹底
- ▶チェーンソー、刈払機、高性能林業機械等の使用時の安全な作業方法の徹底
- ▶四国森林管理局、高知県との連携を図り、林材業労働災害防止協会高知県支部、各地区の森林組合等における活動に対する指導援助により、自主的な労働災害防止活動の促進

労働災害件数を減少させるための重点業種等への対策

小売業等に対する集中的取組

- ▶正規・非正規労働者の別を問わず、雇い入れ時における安全衛生教育の実施
- ▶大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上
- ▶バックヤードを中心とした作業の安全化
危険箇所の見える化、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減

社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

- ▶安全衛生教育の徹底、4 S活動の徹底による転倒災害等の防止
- ▶介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める健康診断の普及・徹底

飲食店に対する集中的取組

- ▶転倒災害と切れ・こすれ災害の防止対策の推進
- ▶労働災害防止活動の取組事例集、安全衛生対策マニュアル等の作成

陸上貨物運送事業対策

- ▶荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底
荷役作業における安全対策ガイドラインの周知・普及
- ▶トラック運転者に対する安全衛生教育の強化
荷役作業の墜落・転落防止対策、荷の運搬中の労働災害防止対策の充実・強化
- ▶荷主等が管理する施設での労働災害防止対策
- ▶陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部と連携を図り、労働災害防止活動の促進

高知労働局第12次労働災害防止計画の内容は、高知労働局ホームページでご覧いただけます

お問い合わせ先	高知労働局(健康安全課) (088-885-6023)	
	高知労働基準監督署 (088-885-6031)	四万十労働基準監督署 (0880-35-3148)
	須崎労働基準監督署 (0889-42-1866)	安芸労働基準監督署 (0887-35-2128)

平成27年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)

(1月～5月、平成27年5月末速報) 高知労働局

業 種		27年		26年		増減数(人)	増減率(%)
		死傷者数(人)		死傷者数(人)			
全産業合計		(1)	306	(5)	313	-7	-2.2%
製 造 業	食料品製造業		19		7	12	171.4%
	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業		2		1	1	100.0%
	木材・木製品製造業、家具・装備品製造業		9		9	0	0.0%
	パルプ、紙、紙製品製造業		2		4	-2	-50.0%
	窯業土石製造業		4		4	0	0.0%
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業		7		13	-6	-46.2%
	一般機械器具製造業		8		6	2	33.3%
	電気機械器具製造業		3		0	3	
	輸送用機械器具製造業		5		7	-2	-28.6%
	造船業		5		6	-1	-16.7%
	上記以外の製造業		9		11	-2	-18.2%
小計		68		62	6	9.7%	
鉱業			0		1	-1	-100.0%
建 設 業	土木工事業	(1)	24	(1)	20	4	20.0%
	建築工事業		19		20	-1	-5.0%
	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業		1		6	-5	-83.3%
	木造家屋建築工事業		10		8	2	25.0%
	上記以外の建築工事業		8		6	2	33.3%
	その他の建設業		5		8	-3	-37.5%
	小計	(1)	48	(1)	48	0	0.0%
運輸業			32	(1)	37	-5	-13.5%
	陸上貨物運送事業		28		22	6	27.3%
林 業	木材伐出業		20	(2)	30	-10	-33.3%
	その他の林業		10		10	0	0.0%
	小計		30	(2)	40	-10	-25.0%
水産業			2		5	-3	-60.0%
第 三 次 産 業	商業		39	(1)	32	7	21.9%
	小売業		32	(1)	26	6	23.1%
	金融広告業		2		7	-5	-71.4%
	保健衛生業		23		30	-7	-23.3%
	社会福祉施設		11		15	-4	-26.7%
	接客娯楽業		20		26	-6	-23.1%
	飲食店		9		11	-2	-18.2%
	清掃業・と畜業		10		15	-5	-33.3%
	ビルメンテナンス業		4		6	-2	-33.3%
	上記以外の事業		24		17	7	41.2%
小計		118	(1)	127	-9	-7.1%	
その他			8		3	5	166.7%

(注)

(1) 死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2) ()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上。(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上。(5)「その他」には、農業、畜産業を計上

高知県の労働災害の現状

平成27年度版

高知労働局

目 次

- 1 労働災害の発生状況
- 2 業種別労働災害発生状況
- 3 第三次産業における労働災害発生状況
- 4 「転倒」、「墜落・転落」による災害が多発
- 5 死亡災害は建設業で依然多発
- 6 死亡災害は「墜落・転落」が多発
- 7 業種によって異なる労働災害発生率
- 8 負傷による腰痛の発生状況
- 9 50歳代で高い労働災害発生率
- 10 中小規模事業場で高い労働災害発生率
- 11 交通労働災害の推移（平成17年～平成26年）
- 12 一般定期健康診断の有所見率は増加傾向

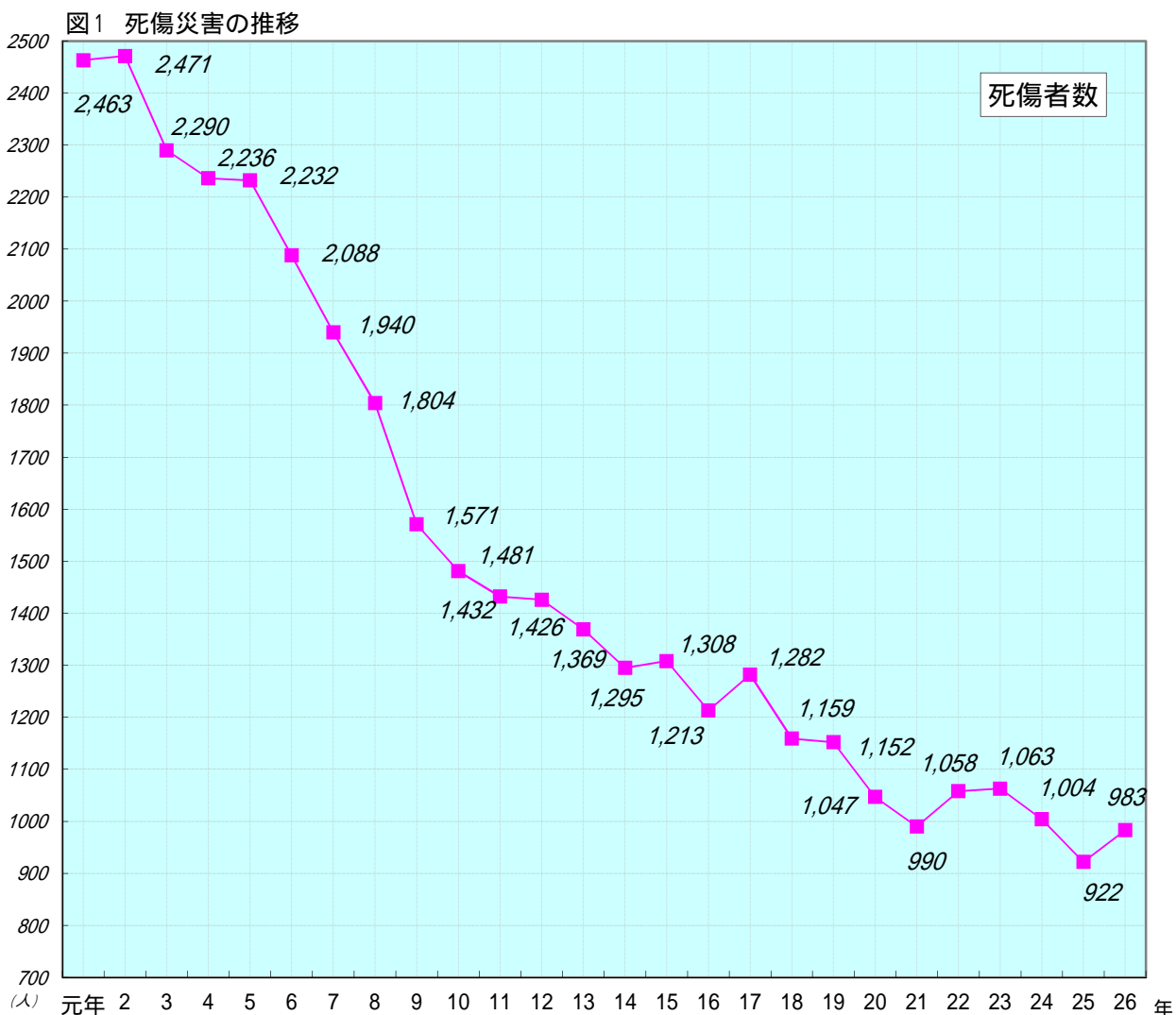
資 料 編

- 平成26年における労働災害発生状況
 - 業種別労働災害（休業4日以上）死傷者数の推移
 - 年別・業種別労働災害（休業4日以上）発生状況
 - 平成23年～26年 局所別、業種別労働災害（休業4日以上）発生状況
 - 平成26年 死亡重大災害発生状況
 - 平成24年～26年 高知県における労働災害発生状況（全産業）
 - 平成24年～26年 高知県における労働災害発生状況（製造業）
 - 平成24年～26年 高知県における労働災害発生状況（建設業）
 - 平成24年～26年 高知県における労働災害発生状況（運輸業）
 - 平成24年～26年 高知県における労働災害発生状況（林業）
 - 平成24年～26年 高知県における労働災害発生状況（第三次産業）
 - 平成26年 定期健康診断結果報告等における有所見率
 - 職業性疾病の推移
- （参考） 災害発生のしくみ等

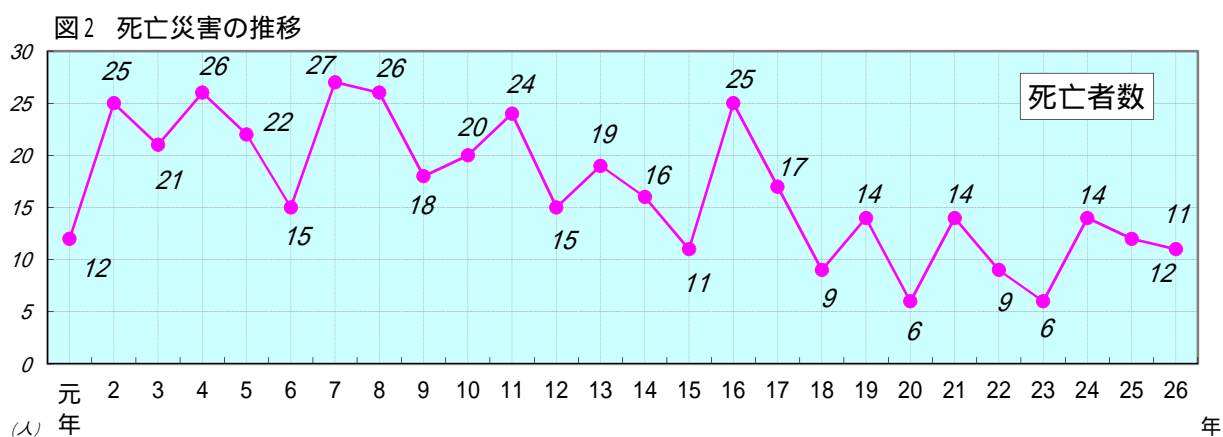
1 労働災害の発生状況

高知労働局管内の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は減少傾向が続き、平成25年は過去最少の922人となっていたが、平成26年は増加に転じている。死亡者数は近年増減を繰り返している。

全産業における死傷者数の推移



(平成16年までは労災保険データ、平成17年からは労働者死傷病報告による。)

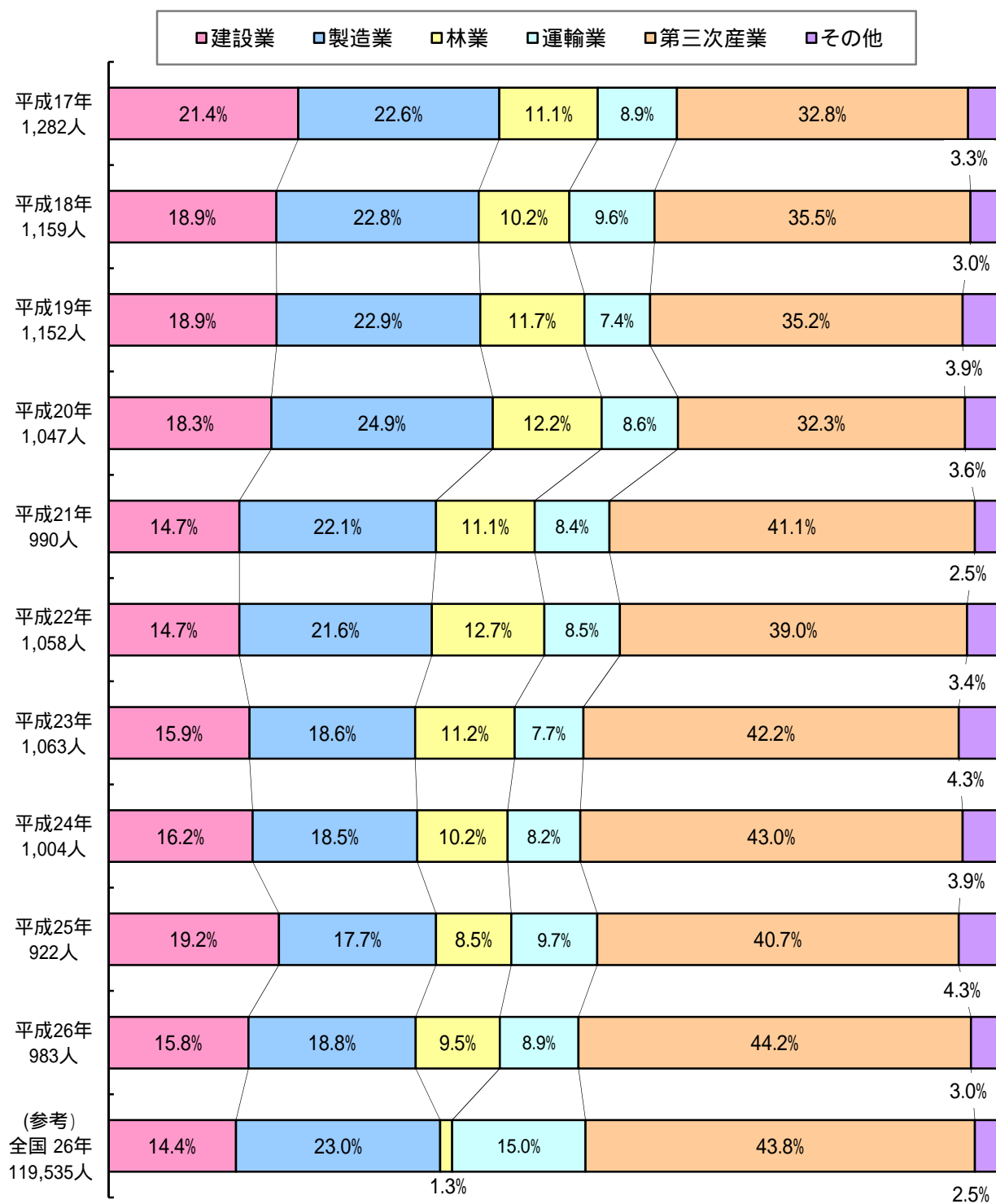


2 業種別労働災害発生状況

平成26年の労働災害（休業4日以上）を業種別で見ると、建設業が15.8%、製造業が18.8%となっている。

また、産業構造の変化に伴い、第三次産業の占める割合が全体の4割を超える高水準で推移している。

業種別労働災害発生状況

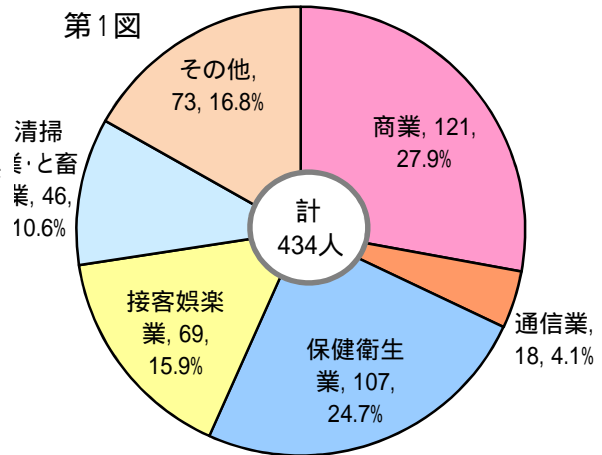


（平成16年までは労災保険データ、平成17年からは労働者死傷病報告による。）

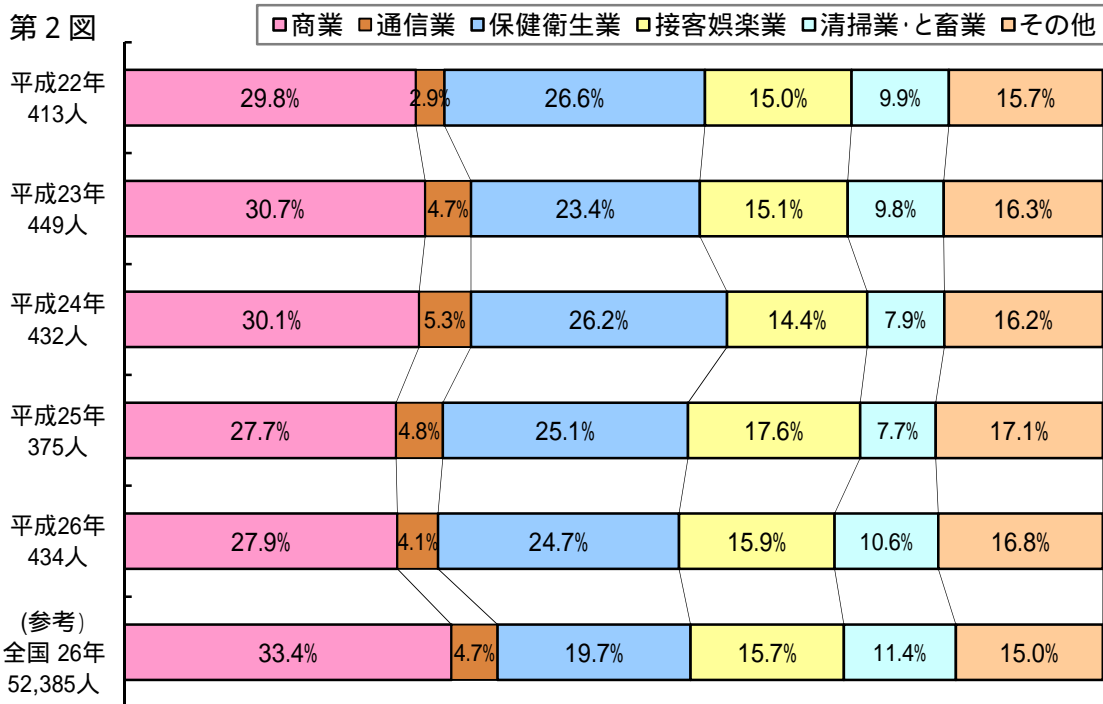
3 第三次産業における労働災害発生状況

1 業種別労働災害発生状況(平成26年)

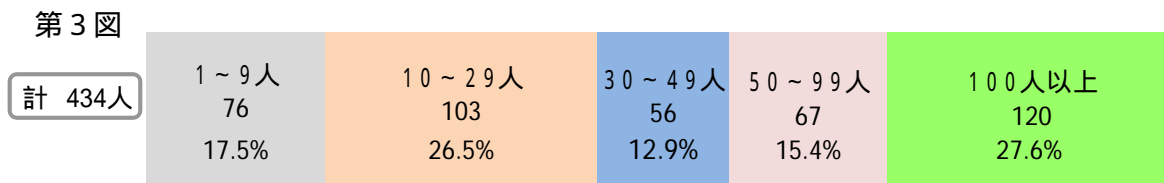
平成26年の第三次産業における休業4日以上の労働災害は、第1図に示すとおり、商業121人(27.9%)、保健衛生業(病院、社会福祉施設等)107人(24.7%)、接客娯楽業(旅館業、飲食店、ゴルフ場等)69人(15.9%)、清掃業・と畜業(ビルメンテナンス業、産業廃棄物処理業等)46人(10.6%)、通信業18人(4.1%)の順で発生している。



2 業種別労働災害発生状況の推移(平成22年~26年)



3 規模別労働災害発生状況(平成26年)



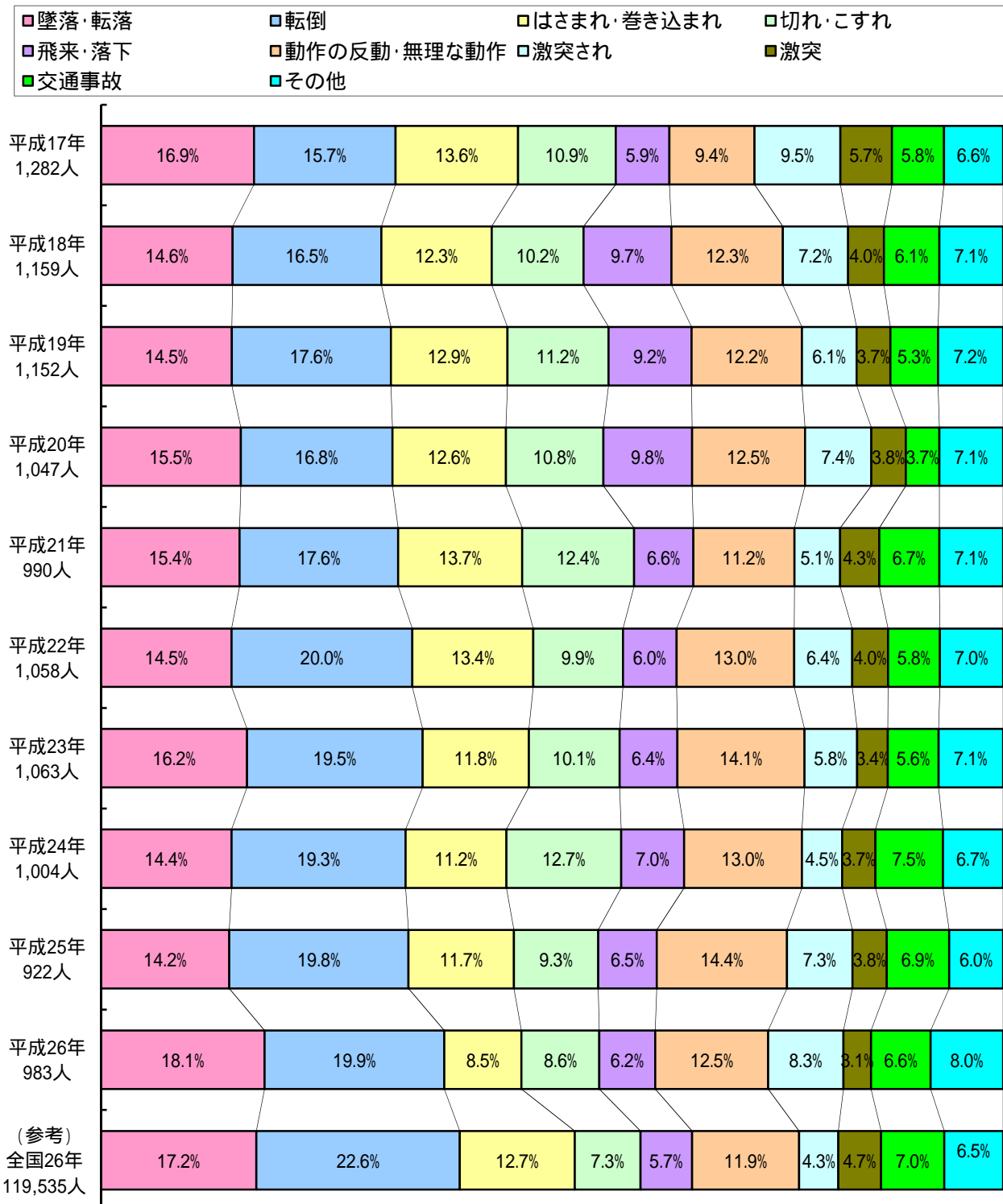
規模別の労働災害発生状況を見ると、規模50人以上の事業場の占める割合は43.1%と、4割を超える比率となっています。

(死傷者数は、高知労働局管内における労働者死傷病報告による数で死亡者数を含む。)

4 「転倒」、「動作の反動等」、「墜落・転落」による災害が多発

平成26年の労働災害(休業4日以上)の発生状況を事故の型別にみると、「転倒」による災害が最も多く(19.9%)、次いで「墜落・転落」によるもの(18.1%)、「動作の反動・無理な動作」によるもの(12.5%)の順となっている。

事故の型別労働災害発生状況



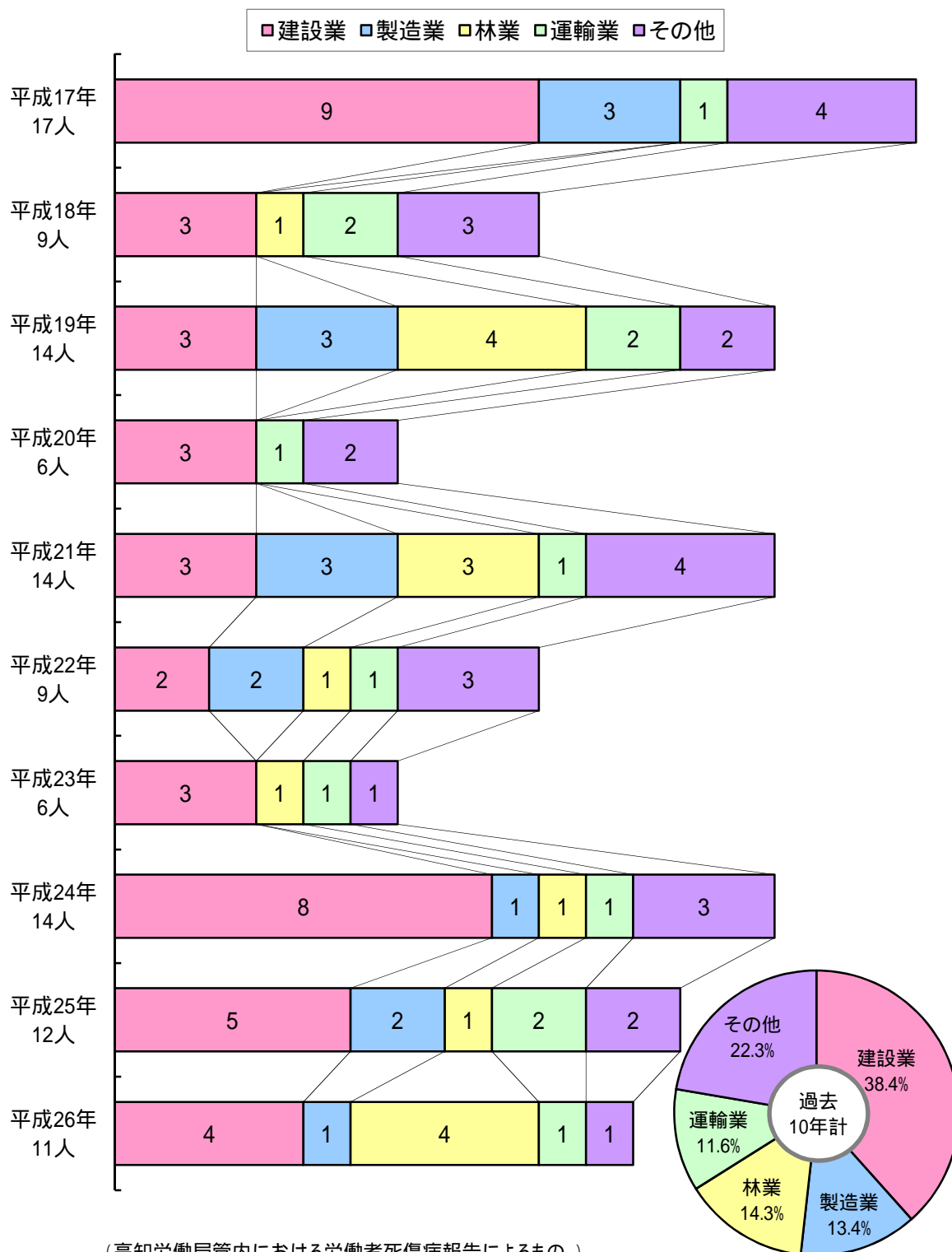
(死傷者数は、高知労働局管内における労働者死傷病報告による数で死亡者数を含む。)

5 死亡災害は建設業で依然多発

平成26年の死亡者数は11人で、平成25年の12人に比べ1人減少した。業種別では、建設業が4人で最も多く、次いで林業が4人、製造業と運輸業がそれぞれ1人となっている。

また、高知労働局管内の過去10年間の労働災害による死亡者数を業種別にみると、建設業が全産業の約38.4%を占めている。

業種別死亡災害発生状況



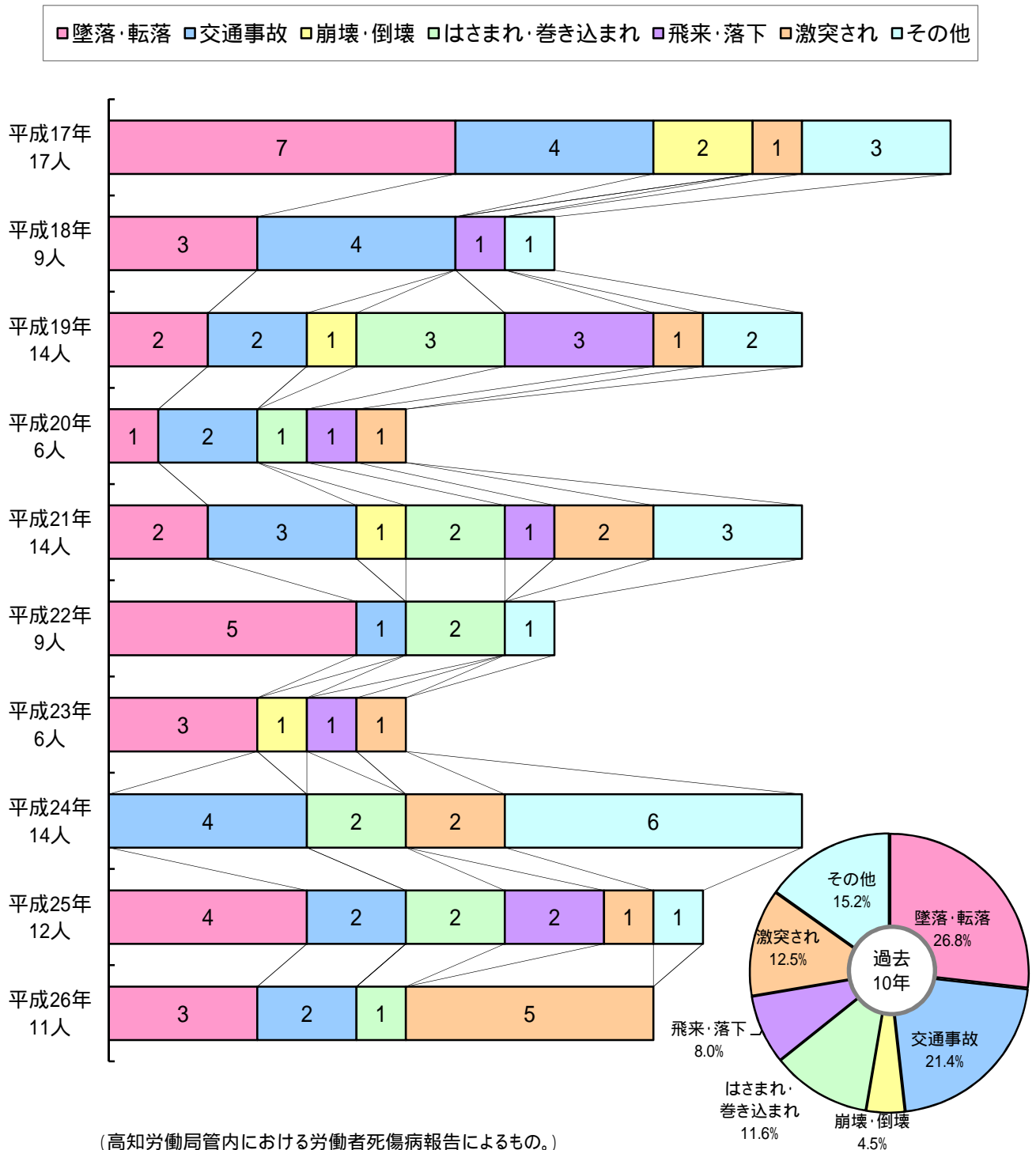
(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの。)

6 死亡災害は「墜落・転落」が多発

平成26年の死亡災害の発生状況を事故の型別にみると、「激突され」が5人で最も多く、次いで「墜落・転落」が3人、「交通事故」が2人、「はさまれ・巻き込まれ」が1人の順となっている。

また、高知労働局管内における過去10年間の死亡災害の事故の型別では、「墜落・転落」によるものが最も多く約26.8%、次いで「交通事故」によるものが約21.4%となっている。

事故の型別死亡災害発生状況



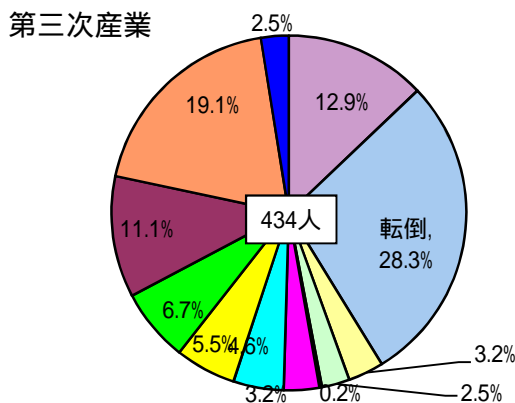
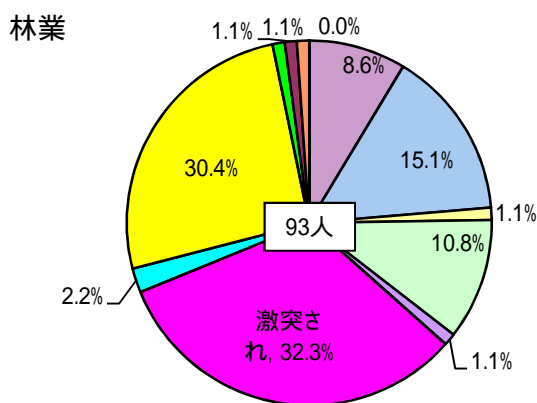
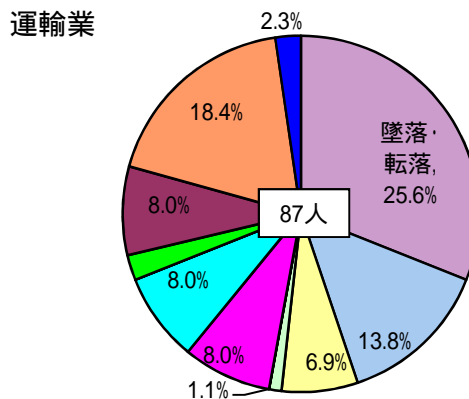
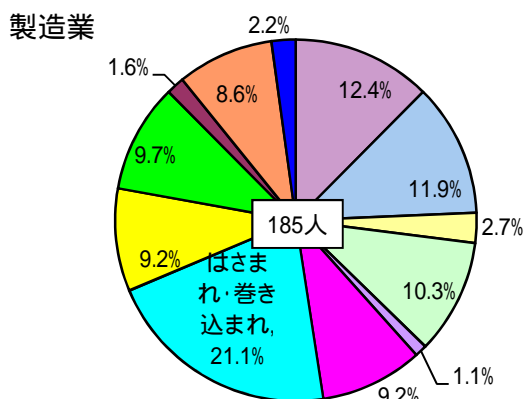
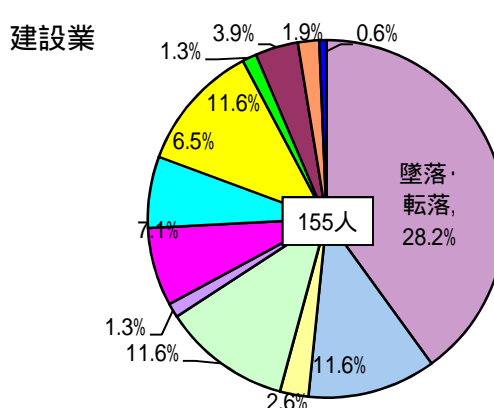
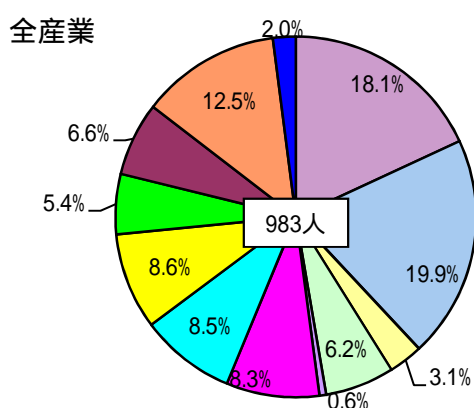
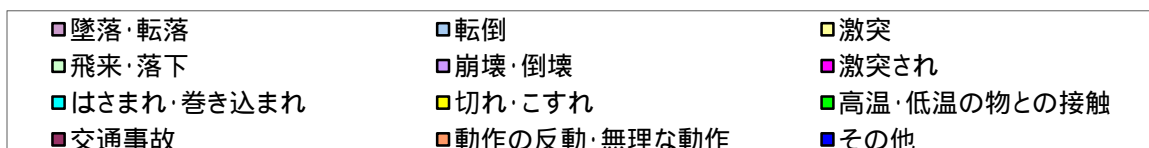
7 業種によって異なる労働災害発生の特徴

平成26年の労働災害（休業4日以上）を業種別に「事故の型」と「起因物」に分類すると、業種によって特有の災害パターンを示している。

(1) 事故の型

事故の型別にみると、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」、建設業と運輸業では「墜落・転落」、林業では「激突され」、第三次産業では「転倒」が多くなっている。

業種別・事故の型別労働災害発生状況



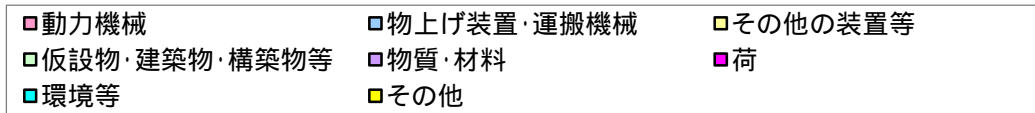
(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの。)

(2) 起因物

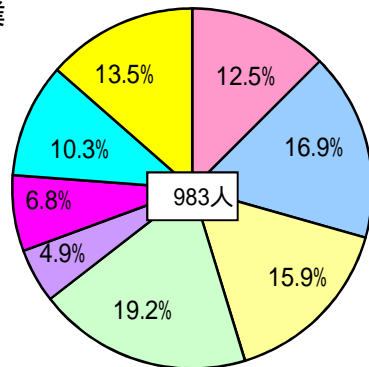
起因物別にみると、建設業と第三次産業では「仮設物・建築物・構築物等」、製造業では「動

力機械」、運輸業では「物上げ装置・運搬機械」、林業では「環境等」が多くなってい

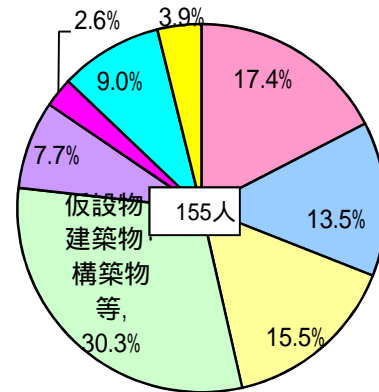
業種別・起因物別労働災害発生状況



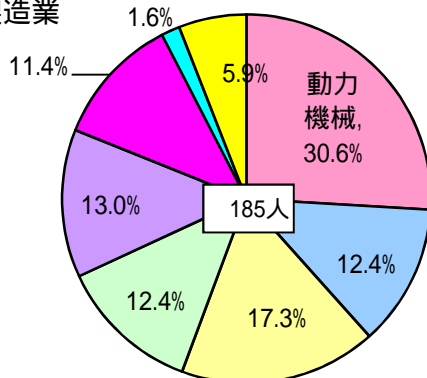
全産業



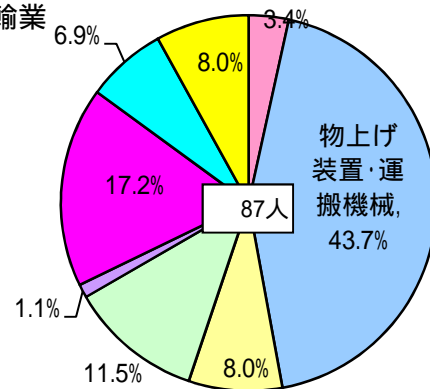
建設業



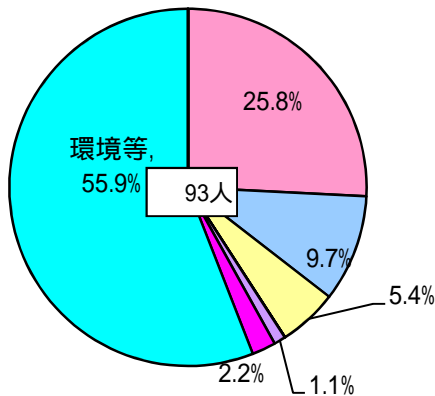
製造業



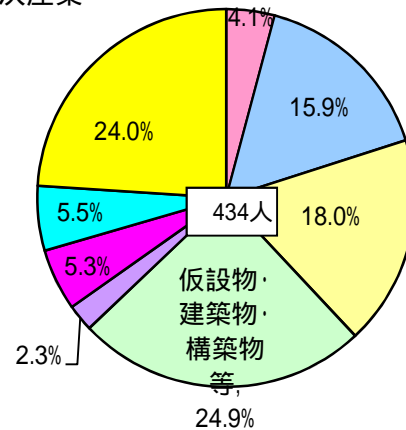
運輸業



林業



第三次産業



(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの。)

8 負傷による腰痛の発生状況

負傷による腰痛の過去5年間の発生件数は、保健・衛生業が最も多く、次いで、商業・金融・広告業、製造業、運輸交通業が多くなっている。

負傷による腰痛の発生状況

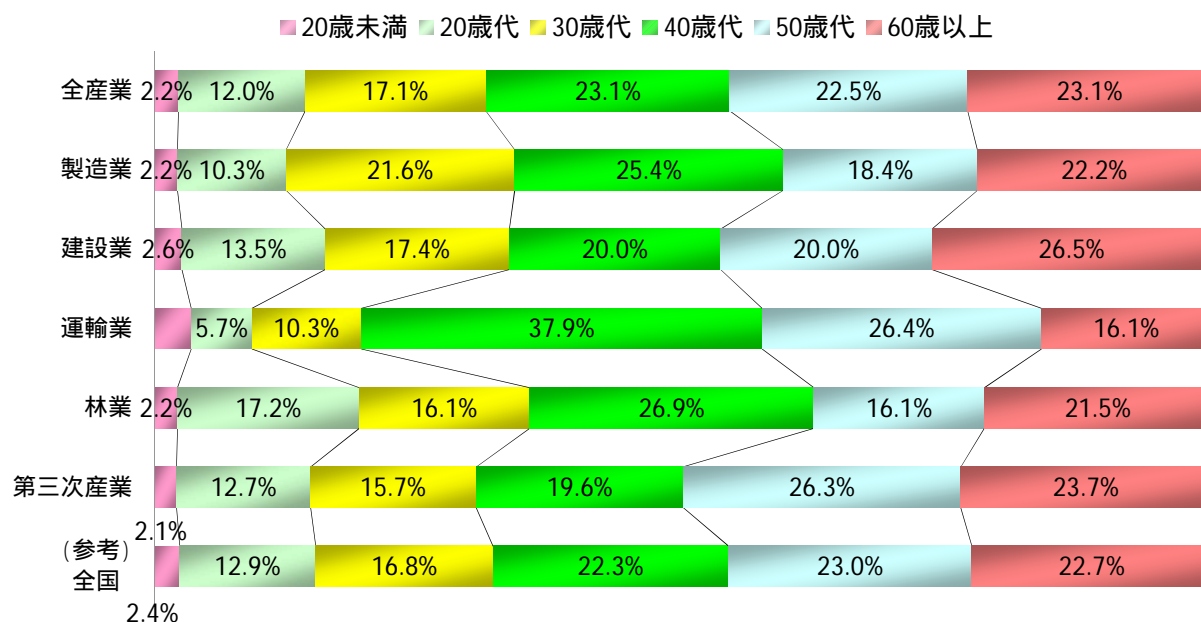
業種	平成	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	(22-26年計)
	製造業		7	12	3	7	9	6	3	4
鉱業					1				1	2
建設業		1	5	5		5	1			6
運輸交通業		3	8	6	12	3	7	1	3	26
貨物取扱業								1		1
農林水産業		1	1	1		4	1		3	8
商業・金融・広告業		8	11	3	7	10	5	3	5	30
保健衛生業		11	13	18	15	21	17	12	24	89
接客・娯楽業		4	4	1	1	2	3	1	1	8
清掃・と畜業		4	3	1	2	3	3	3	2	13
その他の事業		1	1	2	1	4	1			6
全業種計		40	58	40	46	61	44	24	43	218

(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの。)

9 50歳代で高い労働災害発生率

平成26年の全産業における年齢別の労働災害発生状況をみると、50歳以上の労働者の労働災害が全体の約45.6%を占めている。

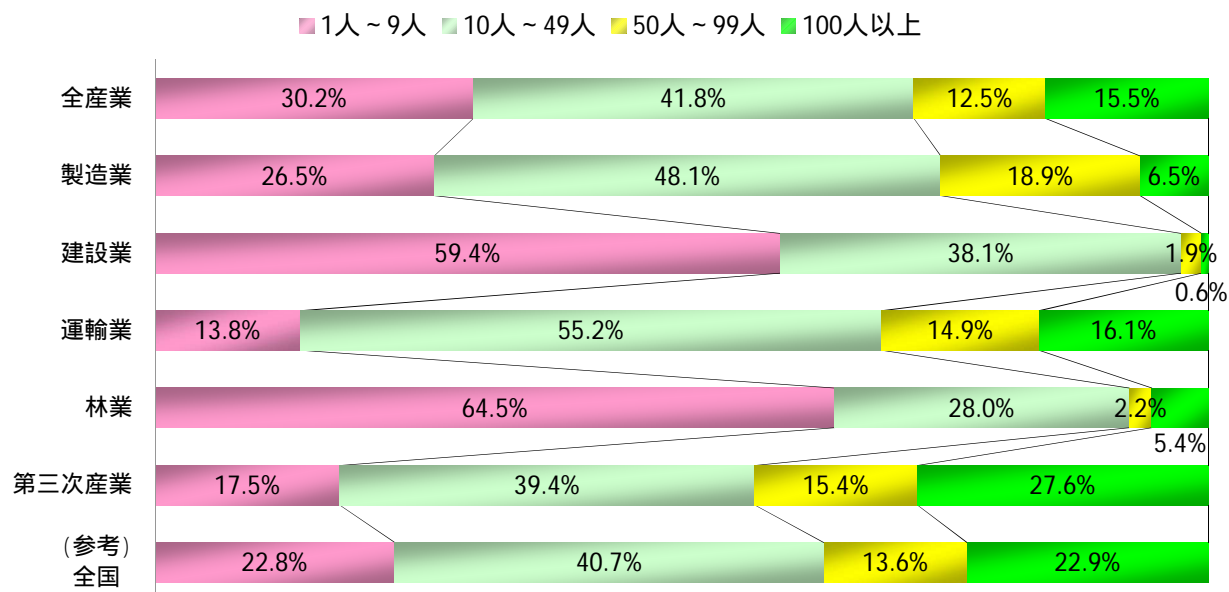
業種別・年齢別労働災害発生状況



10 中小規模事業場で高い労働災害発生率

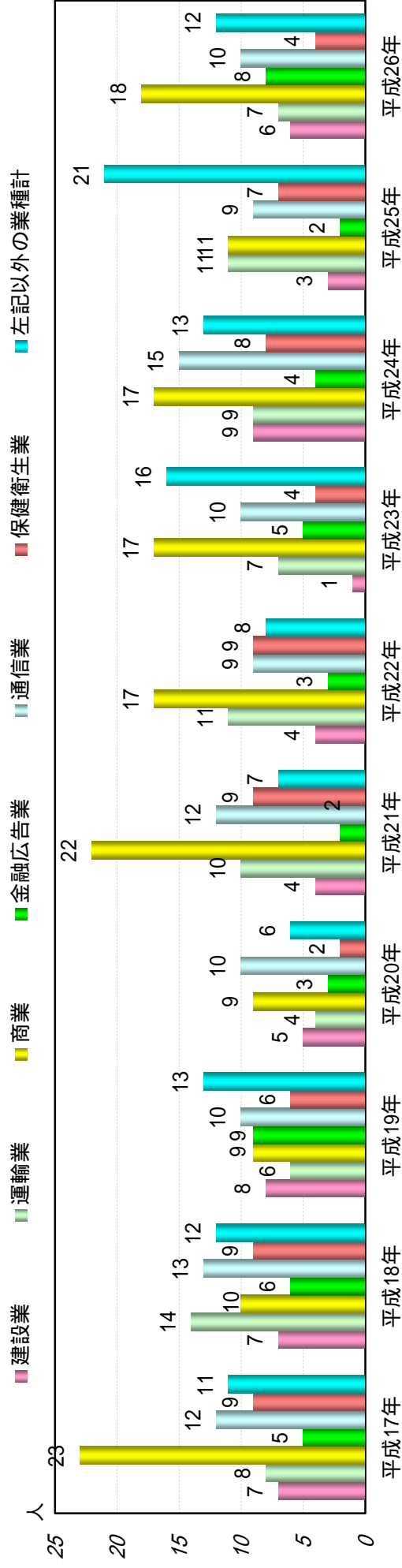
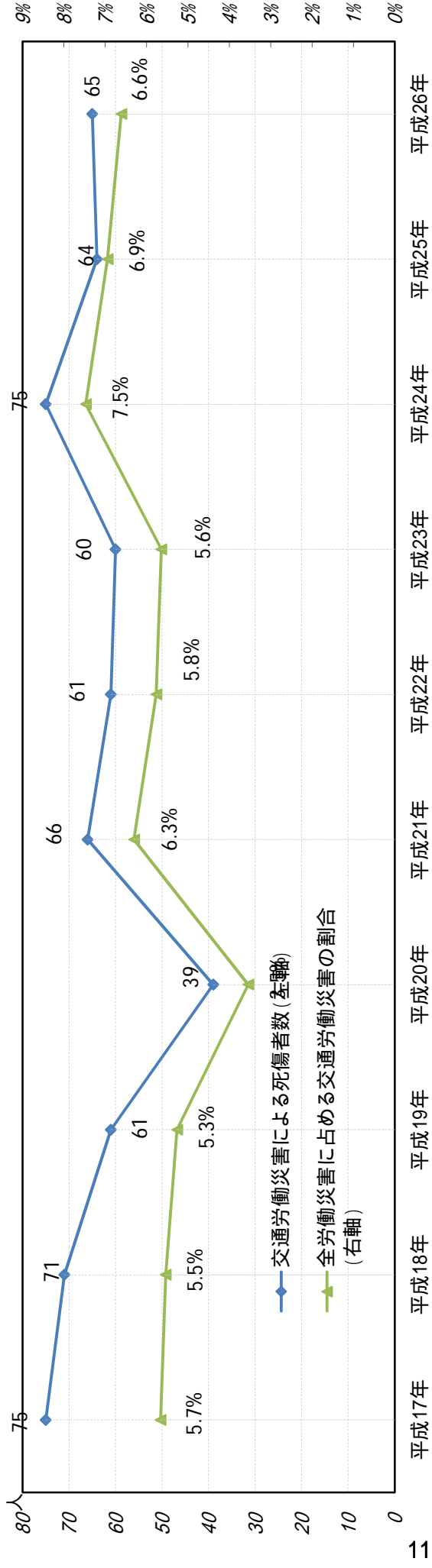
平成26年の全産業における規模別の労働災害発生状況をみると、労働者数が50人未満の事業場における労働災害が全体の約72%を占めている。

業種別・事業場規模別労働災害発生状況



(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの。)

1.1 交通労働災害の推移



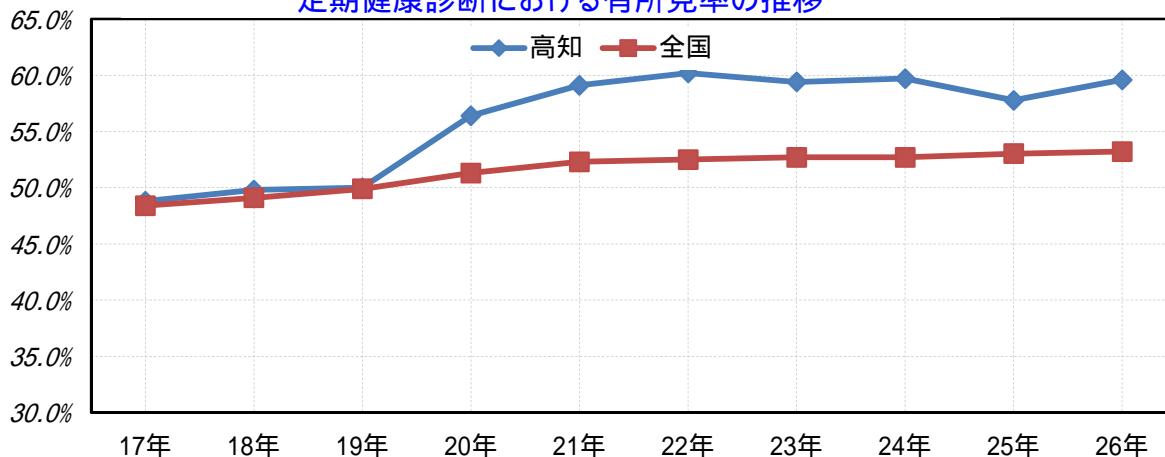
(死傷者数は、労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で、死亡者数を含む。)

1.2 一般定期健康診断の有所見率は増加傾向

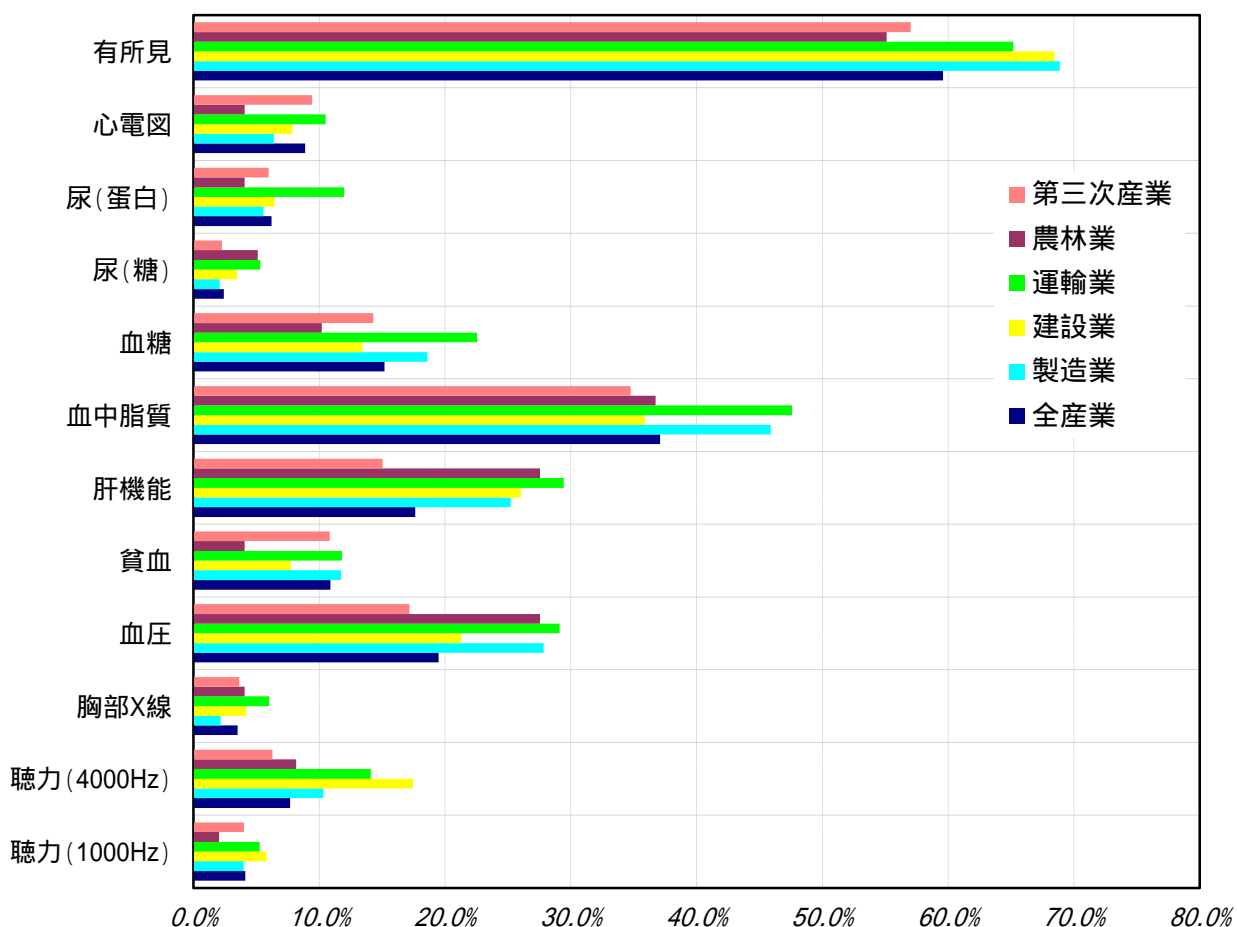
高知県における一般定期健康診断の有所見率は平成19年から増加を続けており、昨年は減少したものの、平成26年は59.6%と増加している。

健康診断項目別にみると、血中脂質検査、血圧、肝機能検査等生活習慣に関連の深い検査項目において、有所見率が高くなっている。

定期健康診断における有所見率の推移



平成26年 業種別・健康診断項目別有所見率



1 有所見は、各健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数の割合。

2 第三次産業等は、商業、金融広告、映画演劇、通信、教育研究、保健衛生、接客娯楽、清掃と畜、官公署、その他の事業を計上。

(高知労働局管内における定期健康診断結果報告によるもの。)

資 料 編

平成26年における労働災害発生状況

〔確定〕

業種	高知局(合計)			高知監督署管内			須崎監督署管内			四万十監督署管内			安芸監督署管内		
	26年	25年	増減	26年	25年	増減	26年	25年	増減	26年	25年	増減	26年	25年	増減
全産業合計	(11) 983	(12) 922	61	(5) 619	(5) 541	78	(3) 152	(6) 109	(2) 102	(6) 109	(1) 110	(1) 110	(1) 110	(1) 110	0
食料品製造業	34	42	-8	14	24	-10	11	10	1	7	3	4	2	5	-3
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	5	3	2	3	1	2	0	2	-2	0	0	0	2	0	2
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	(1) 21	(1) 23	-2	7	(1) 13	-6	7	7	0	(1) 3	2	1	4	1	3
パルプ、紙、紙製品製造業	15	10	5	9	3	6	6	7	-1	0	0	0	0	0	0
窯業土石製造業	7	(1) 11	-4	3	(1) 6	-3	3	4	-1	0	1	-1	1	0	1
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	37	25	12	31	22	9	2	1	1	0	1	-1	4	1	3
一般機械器具製造業	18	18	0	15	14	1	2	1	1	1	1	0	0	2	-2
電気機械器具製造業	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
輸送用機械器具製造業	18	9	9	15	9	6	1	0	1	1	0	1	1	0	1
造船業	17	7	10	14	7	7	1	0	1	1	0	1	1	0	1
上記以外の製造業	29	22	7	24	20	4	1	1	0	4	1	3	0	0	0
小計	(1) 185	(2) 163	22	121	(2) 112	9	34	33	1	(1) 16	9	7	14	9	5
鉱業	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木工事業	(2) 73	(4) 82	-9	(1) 28	28	0	(1) 22	19	3	9	(4) 18	-9	14	17	-3
建築工事業	(2) 61	(1) 72	-11	(1) 39	(1) 40	-1	7	14	-7	8	10	-2	(1) 7	8	-1
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	(2) 16	14	2	(1) 9	10	-1	3	2	1	2	1	1	(1) 2	1	1
木造家屋建築工事業	22	26	-4	15	13	2	2	8	-6	3	3	0	2	2	0
上記以外の建築工事業	23	(1) 32	-9	15	(1) 17	-2	2	4	-2	3	6	-3	3	5	-2
その他の建設業	21	23	-2	15	16	-1	5	5	0	0	1	-1	1	1	0
小計	(4) 155	(5) 177	-22	(2) 82	(1) 84	-2	(1) 34	38	-4	17	(4) 29	-12	(1) 22	26	-4
運輸交通業	(1) 85	(2) 85	0	(1) 68	(1) 69	-1	10	8	2	2	3	-1	5	(1) 5	0
道路貨物運送業	76	(2) 78	-2	60	(1) 62	-2	10	8	2	1	3	-2	5	(1) 5	0
陸上貨物取扱業	1	3	-2	0	2	-2	0	0	0	1	0	1	0	1	-1
港湾運送業	1	1	0	0	1	-1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
小計	(1) 87	(2) 89	-2	(1) 68	(1) 72	-4	11	8	3	3	3	0	5	(1) 6	-1
林業	(4) 64	(1) 54	10	(1) 23	15	8	(2) 11	16	-5	(1) 16	(1) 14	2	14	9	5
木材伐出業	29	24	5	7	7	0	8	12	-4	7	3	4	7	2	5
その他の林業	(4) 93	(1) 78	15	(1) 30	22	8	(2) 19	28	-9	(1) 23	(1) 17	6	21	11	10
小計	14	(1) 28	-14	0	0	0	0	1	-1	6	(1) 18	-12	8	9	-1
水産業	(1) 121	104	17	(1) 85	69	16	15	19	-4	14	6	8	7	10	-3
商業	16	6	10	16	5	11	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
金融広告業	107	(1) 94	13	68	(1) 54	14	18	15	3	10	9	1	11	16	-5
保健衛生業	69	66	3	48	41	7	8	7	1	5	5	0	8	13	-5
接客娯楽業	46	29	17	34	23	11	5	1	4	5	2	3	2	3	-1
清掃業・と畜業	16	8	8	14	8	6	0	0	0	2	0	2	0	0	0
ビルメンテナンス業	75	76	-1	59	57	2	6	8	-2	1	5	-4	9	6	3
上記以外の事業	(1) 434	(1) 375	59	(1) 310	(1) 249	61	52	50	2	35	28	7	37	48	-11
小計	14	12	2	7	2	5	2	4	-2	2	5	-3	3	1	2
その他															

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署・派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他(5)「その他」には、農業、畜産業を計上

業種別労働災害(休業4日以上)死傷者数の推移

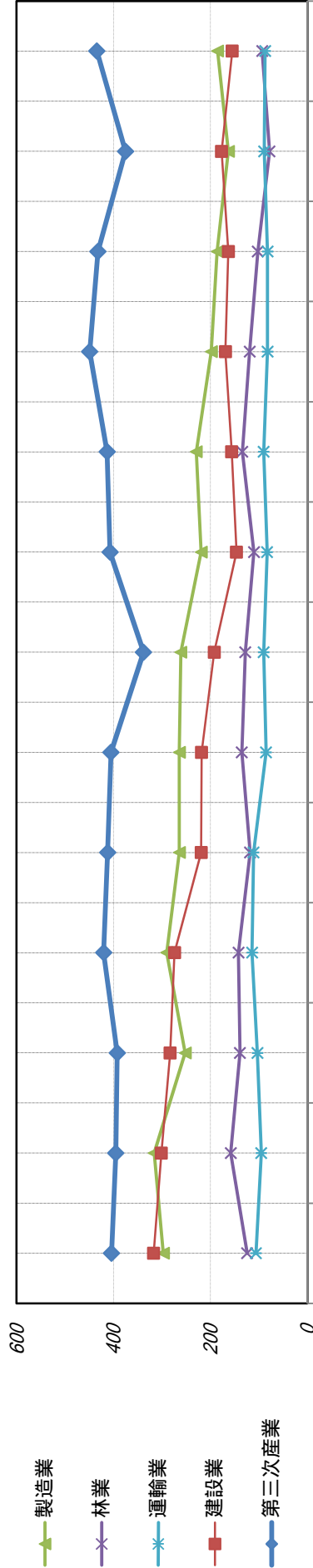
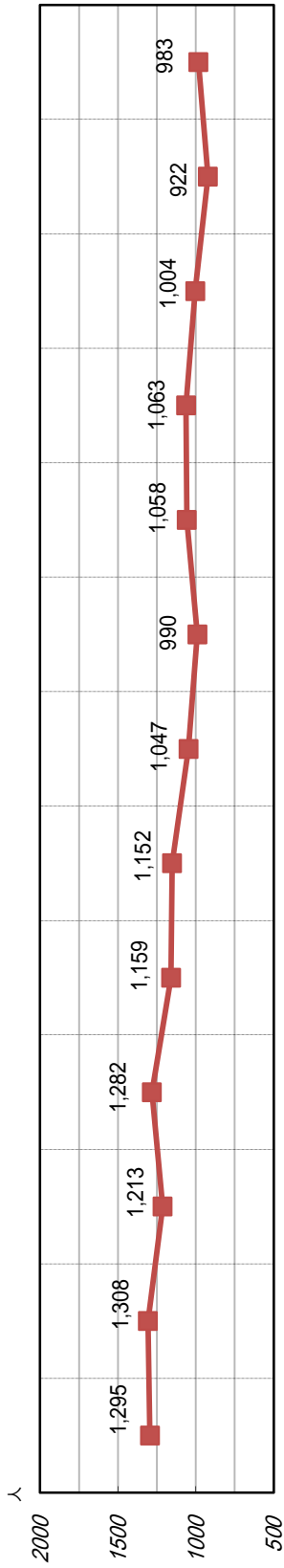
業種	高知労働局											
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	年別	
全産業合計	(17) 1,282	(9) 1,159	(14) 1,152	(6) 1,047	(14) 990	(9) 1,058	(6) 1,063	(14) 1,004	(12) 922	(11) 983	全産業合計	
林業	(1) 73	66	50	65	58	63	62	47	42	34	食料品製造業	
漁業	8	6	0	6	3	4	4	2	3	5	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	
鉱業	39	40	(2)	37	(1)	33	21	23	(1)	23	木材、木製品製造業、家具、装備品製造業	
採石業、その他の鉱業	23	22	24	17	15	19	17	12	10	15	パルプ、紙、紙製品製造業	
小計	20	13	14	21	(1)	21	11	11	(1)	7	窯業、土石製造業	
土木工事業	53	41	(1)	47	(1)	27	22	31	25	37	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	
建築	21	25	24	17	23	20	16	25	18	18	一般機械器具製造業	
建築	3	4	1	7	4	2	6	6	0	1	電気機械器具製造業	
建築	21	24	19	26	19	(1)	23	11	9	18	輸送用機械器具製造業	
建設	15	22	22	19	19	(1)	23	11	7	17	造船業	
建設	(2)	29	45	21	18	24	26	(1)	22	29	上記以外の製造業	
小計	(3)	290	(3)	264	(3)	219	(0)	186	(2)	163	小計	
製造業	(1)	3	4	3	(1)	3	1	1	0	1	鉱業	
製造業	(6)	110	(3)	93	(1)	51	(2)	72	(4)	82	土木工事業	
製造業	(3)	139	(1)	104	(2)	83	69	(1)	72	(2)	建築工事業	
製造業	(1)	30	(1)	26	(1)	25	14	19	14	(2)	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	
製造業	69	41	47	45	(1)	29	24	27	26	22	木造家屋建築工事業	
製造業	(2)	40	31	24	(1)	29	31	(1)	32	(1)	上記以外の建築工事業	
製造業	25	23	20	24	12	25	(1)	20	23	21	その他の建設業	
製造業	(9)	274	(3)	218	(3)	146	(3)	163	(5)	177	小計	
製造業	(1)	111	(2)	83	(1)	87	(1)	82	(2)	85	運輸交通業	
製造業	(1)	111	(2)	87	(1)	86	(1)	80	(1)	82	運輸交通業	
製造業	91	(2)	82	(1)	74	(1)	68	(1)	66	(1)	道路貨物運送業	
製造業	2	4	2	1	0	2	1	0	3	3	陸上貨物取扱業	
製造業	1	0	0	2	0	2	1	0	1	1	港湾運送業	
製造業	(1)	114	(2)	85	(1)	83	(1)	82	(2)	89	小計	
製造業	100	88	(3)	98	(2)	68	(1)	77	(1)	54	木材伐出業	
製造業	42	(1)	30	31	(1)	42	30	25	24	29	その他の林業	
製造業	142	(1)	118	(4)	135	(3)	110	(1)	102	(1)	93	小計
製造業	23	28	33	27	(1)	13	31	(1)	28	14	水産業	
製造業	(1)	132	(2)	93	(1)	111	(2)	130	104	(1)	121	商業
製造業	11	(1)	10	13	5	8	9	9	6	16	金融広告業	
製造業	(1)	86	97	95	71	99	105	113	(1)	94	保健衛生業	
製造業	(1)	86	73	83	(1)	73	68	62	66	69	接客娯楽業	
製造業	34	35	49	37	35	(1)	41	34	29	46	清掃業・畜産業	
製造業	10	10	27	20	16	22	12	11	8	16	ビルメンテナンス業	
製造業	98	(2)	63	72	(1)	81	85	(2)	76	75	上記以外の事業	
製造業	(2)	420	(3)	412	(2)	407	(1)	449	(1)	375	小計	
製造業	(1)	16	8	8	9	10	14	19	12	14	その他	

業種	高知労働局										
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
全産業合計	(16) 1,295	(11) 1,308	(25) 1,213	(17) 1,282	(9) 1,159	(14) 1,152	(6) 1,047	(14) 990	(9) 1,058	(6) 1,063	(14) 1,004
林業	(1) 118	(3) 158	(4) 139	73	66	50	65	58	63	62	47
漁業	21	(1)	22	8	6	0	6	3	4	4	2
鉱業	2	2	0	39	40	(2)	37	(1)	33	21	23
採石業、その他の鉱業	4	3	5	23	22	24	17	15	19	17	12
小計	6	5	5	20	13	14	21	(1)	21	11	11
土木工事業	(7) 179	(2) 152	(7) 137	53	41	(1)	47	(1)	27	22	31
建築	32	37	33	21	25	24	17	23	20	16	25
建築	65	(1)	57	3	4	1	7	4	2	6	6
建設	(1)	38	(1)	41	24	19	26	19	(1)	23	11
建設	3	14	(1)	15	22	22	19	19	(1)	23	11
小計	(8) 317	(4) 301	(9) 283	(2)	29	45	21	18	24	26	(1)
製造業	60	57	50	(3)	290	(3)	264	(3)	219	(0)	186
製造業	8	4	6	(1)	3	4	3	(1)	3	1	1
製造業	(1)	48	44	(6)	110	(3)	93	(1)	51	(2)	72
製造業	20	17	8	(3)	139	(1)	104	(2)	83	69	(1)
製造業	28	26	(1)	(1)	30	(1)	26	(1)	25	14	19
製造業	(1)	36	(1)	35	69	41	47	(1)	29	24	27
製造業	33	37	30	(2)	40	31	24	(1)	29	31	(1)
製造業	9	12	9	25	23	20	24	12	25	(1)	20
製造業	26	24	17	(9)	274	(3)	218	(3)	146	(3)	163
製造業	29	35	(2)	(1)	111	(2)	83	(1)	86	(1)	82
製造業	(2)	297	(4)	252	(2)	82	(1)	74	(1)	68	(1)
製造業	16	18	(1)	16	2	4	1	0	2	3	0
製造業	(3)	90	(1)	86	1	0	2	0	2	1	0
製造業	0	2	1	(1)	114	(2)	85	(1)	83	(1)	82
製造業	(3)	106	(1)	103	100	88	(3)	98	(2)	68	(1)
製造業	18	10	20	42	(1)	30	31	(1)	42	30	25
製造業	176	(1)	139	142	(1)	118	(4)	135	(3)	110	(1)
製造業	(2)	210	(4)	233	(1)	118	(4)	135	(3)	110	(1)
製造業	(2)	404	(4)	392	23	28	33	27	(1)	13	31
製造業	(16) 1,289	(11) 1,300	(25) 1,206	(1)	132	(2)	93	(1)	111	(2)	123
製造業	6	8	7	11	(1)	10	13	5	8	9	9
製造業	6	4	2	34	35	49	37	35	(1)	41	34

- ()内の数字は死亡者数。
- 死傷者数は、平成16年までは労災保険給付データ、平成17年からは労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。
- 林業の死傷者数に国有林野事業の死傷者数は含まない。
- 第三次産業は商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業を計上。
- その他は、平成16年までは農業、畜産業、海面漁業以外の漁業を計上。平成17年からは農業、畜産業を計上。

年別・業種別労働災害（休業4日以上）発生状況

高知労働局

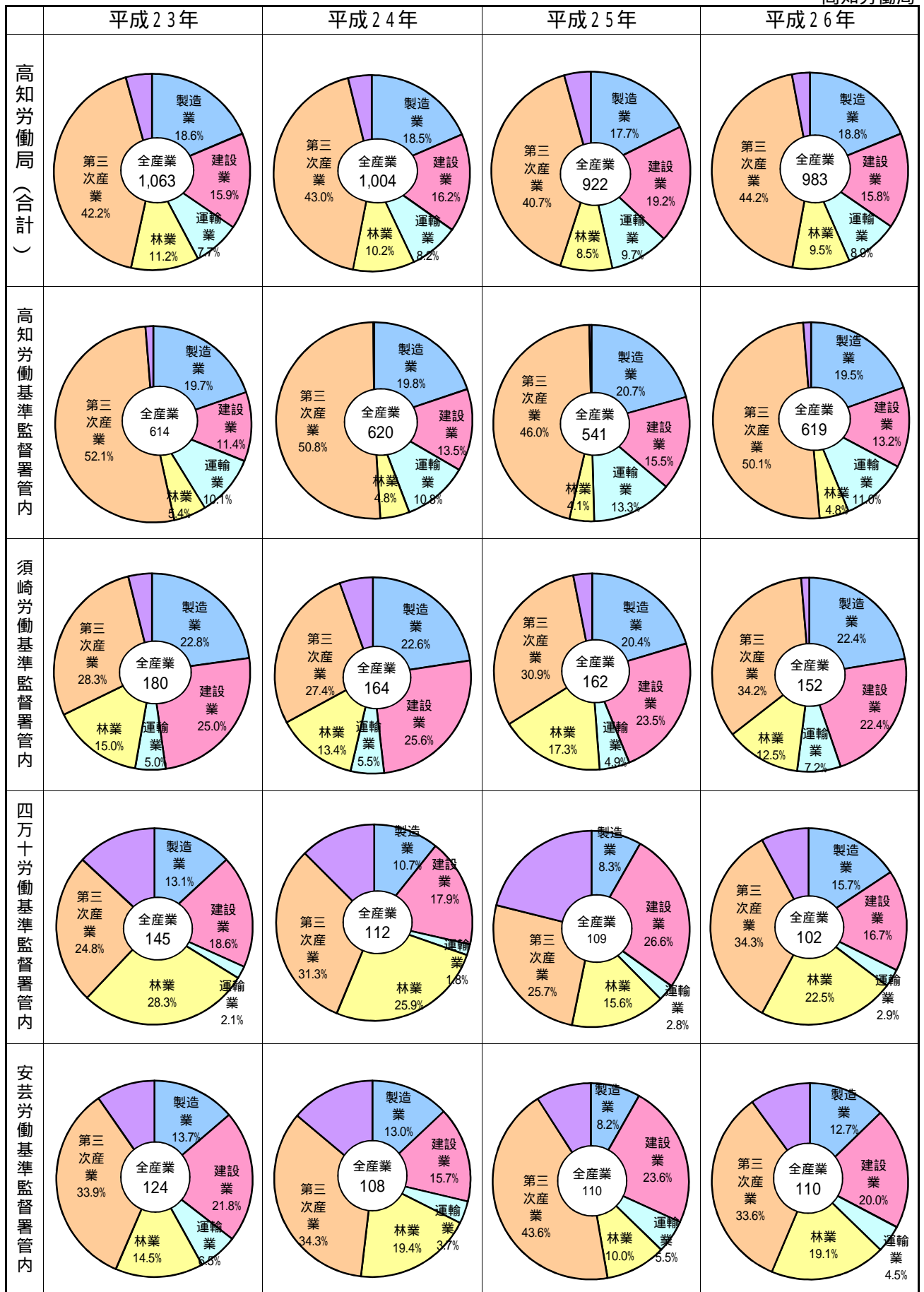


業種	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
全産業	(16) 1,295	(11) 1,308	(25) 1,213	(17) 1,282	(9) 1,159	(14) 1,152	(6) 1,047	(14) 990	(9) 1,058	(6) 1,063	(14) 1,004	(12) 922	(11) 983	
建設業	(8) 317	(4) 301	(9) 283	(9) 274	(3) 219	(3) 218	(3) 192	(3) 146	(2) 156	(3) 169	(8) 163	(5) 177	(4) 155	
製造業	(2) 297	(0) 316	(4) 252	(3) 290	(0) 264	(3) 264	(0) 261	(3) 219	(2) 229	(0) 198	(1) 186	(2) 163	(1) 185	
林業	(1) 124	(3) 162	(4) 141	(0) 142	(1) 118	(4) 135	(0) 128	(3) 110	(1) 134	(1) 119	(1) 102	(1) 78	(4) 93	
運輸業	(3) 106	(1) 95	(1) 103	(1) 114	(2) 111	(2) 85	(1) 90	(1) 83	(1) 90	(1) 82	(1) 82	(2) 89	(1) 87	
第三次産業	(2) 404	(2) 395	(4) 392	(2) 420	(3) 412	(2) 405	(2) 338	(2) 407	(3) 413	(1) 449	(2) 432	(1) 375	(1) 434	
その他の業種	(0) 53	(1) 43	(3) 44	(2) 42	(0) 35	(0) 45	(0) 38	(2) 25	(0) 36	(0) 46	(1) 39	(1) 40	(0) 29	
災害防止期間	第10次労働災害防止計画期間中の発生 (76) 6,114人												第11次労働災害防止計画期間中の発生 (49) 5,162人	(23) 1,905人

[注] 1 平成16年までの死傷者数は労災保険給付データ、平成17年からの死傷者数は労働者死傷病報告による数値で死亡者数を含む。
 2 () 内の数値は死亡者数で内数。
 3 林業の死傷者数には国有林野事業を含む。
 4 その他の業種には鉱業、水産業を含む。
 5 平成25年は第12次労働災害防止期間初年度となる。

平成23年～26年 局署別、業種別労働災害(休業4日以上)発生状況

高知労働局



(注) 1 死傷者数は、労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死亡を含む。
 2 第三次産業には、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業を計上。
 3 その他は鉱業、農業、畜産・水産業を計上。(項目名、数値の表記を省略)

平成 26 年 死亡重大災害発生状況

(確定)

高知労働局

業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	鉱業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
平成 26 年	1	0	4	1	4	0	1	0	11
平成 25 年	2	0	5	2	1	1	1	0	12
増減	- 1	± 0	- 1	- 1	+ 3	- 1	± 0	± 0	- 1

注：「その他」は、農業・畜産業

番号	署別	発生日 (時刻)	業種	年齢 (性別)	事故の型 (起因物)	災害のあらまし
1	高知	26.1.6 (19:04)	道路旅客 運送業 (ハイヤー・タクシ ー業)	62 歳 (男)	交通事故 (乗用車)	タクシーに乗務中、片側 1 車線の直線道路で道路左脇の電柱に衝突した。
2	四万十	26.1.23 (13:35)	林業 (木材伐出業)	36 歳 (男)	激突され (立木等)	杉の間伐作業中、同僚が伐倒した杉(胸高直径 28cm、長さ 26.4m) が直撃した。
3	高知	26.2.6 (5:25)	建設業 (土木工事業)	30 歳 (男)	交通事故 (トラック)	夜間作業を終え、一人でトラックを運転し帰社する途中、道路脇の街路樹に衝突した。
4	高知	26.3.2 (15:25)	小売業 (自動車小売業)	57 歳 (男)	はさまれ、巻 き込まれ (トラック)	大型ダンプトラックのナンバー灯の整備のため、荷台を少し上昇させ、車両後方から覗き込むような姿勢で作業中、荷台が上昇しリアバンパーと荷台に挟まれた。
5	須崎	26.4.22 (12:45) (26.4.27 死 亡)	林業 (木材伐出業)	74 歳 (男)	激突され (立木等)	杉の伐倒作業中、上方に生えていた桜の枯木(胸高直径 38cm、長さ 16.5m) が、突然根こそぎ倒れ直撃した。
6	高知	26.6.20 (13:10)	林業 (木材伐出業)	57 歳 (男)	激突され (機械集材装置)	伐倒木の搬出作業で、機械集材装置で土場に全幹集材してきた杉(60年生、胸高直径 52cm、長さ 23m) を荷外し後、巻き上げの合図を行って移動中、巻き上げ途中の荷掛け用ワイヤロープに吊られた状態で残っていた杉が、横に振れ直撃した。
7	須崎	26.8.25 (13:15)	建設業 (土木工事業)	64 歳 (男)	激突され (立木等)	台風により道路に倒れた風倒木の除去作業で、倒れている椎をチェーンソーで玉切中、被災者の 3m 上方に生えていた椎(胸高直径 27cm、長さ 12.5m) が、突然根こそぎ倒れ直撃した。

重災 1	高知	26.9.15 (15:00)	商業 (各種商品小売業) その他の事業 (その他の事業)	49歳 (男) 59歳 (女) 25歳 (男)	有害物等との 接触 (有害物)	キャンプ場で、連絡が取れなくなっている利用者のキャンピングカーの状況を、被災者ら3人が確認するため近づいたところ、車内に充満していた硫化水素が辺りに漏れていたため、中毒になった。
8	須崎	26.10.8 (11:00)	林業 (木材伐出業)	63歳 (男)	激突され (立木等)	間伐現場で、作業道を開設するためドラグショベルで、杉(胸高直径28cm、長さ21m)の根元を掘りバケットで押し倒していたところ、当該杉が根こそぎ倒れ直撃した。
9	安芸	26.10.8 (16:05)	建設業 (建築工事業)	61歳 (男)	墜落、転落 (足場)	鉄筋コンクリート造建築工事で、枠組足場の組み立て作業中、1層目の布枠上で、2層目の布枠を設置した後、枠面側の地面に墜落した。
10	四万十	26.12.6 (15:55)	木材・木製品 製造業 (製材業)	73歳 (男)	墜落、転落 (はしご等)	チップ工場で、木の皮を運搬するベルトコンベアの駆動チェーンを交換し、梯子を降りようとした時6.5m下の地面へ墜落した。
11	高知	26.12.22 (15:20)	建設業 (建築工事業)	59歳 (男)	墜落、転落 (屋根、はり、もや、けた、合掌)	工場新築工事で、鉄骨の組み立て作業中、桁の上を移動していたところ、8m下のコンクリート床へ墜落した。

注：(1) 番号欄において、数字のみのものは死亡災害、「重災」が付されたものは重大災害(休業、不休を問わず一時に3人以上が死傷した災害)を表す。

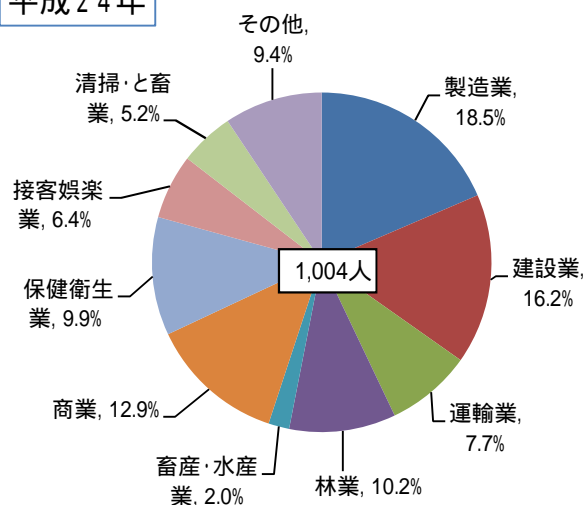
(2) 業務上外、調査中のもの等を含む。

高知県における労働災害発生状況（全産業）

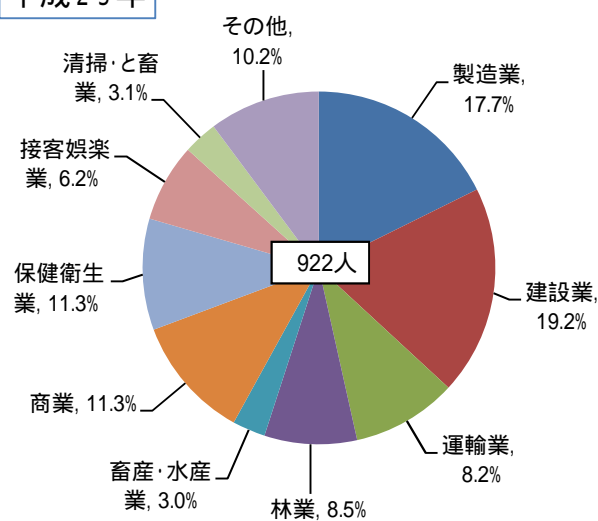
1 業種別災害発生状況（全産業）

高知労働局

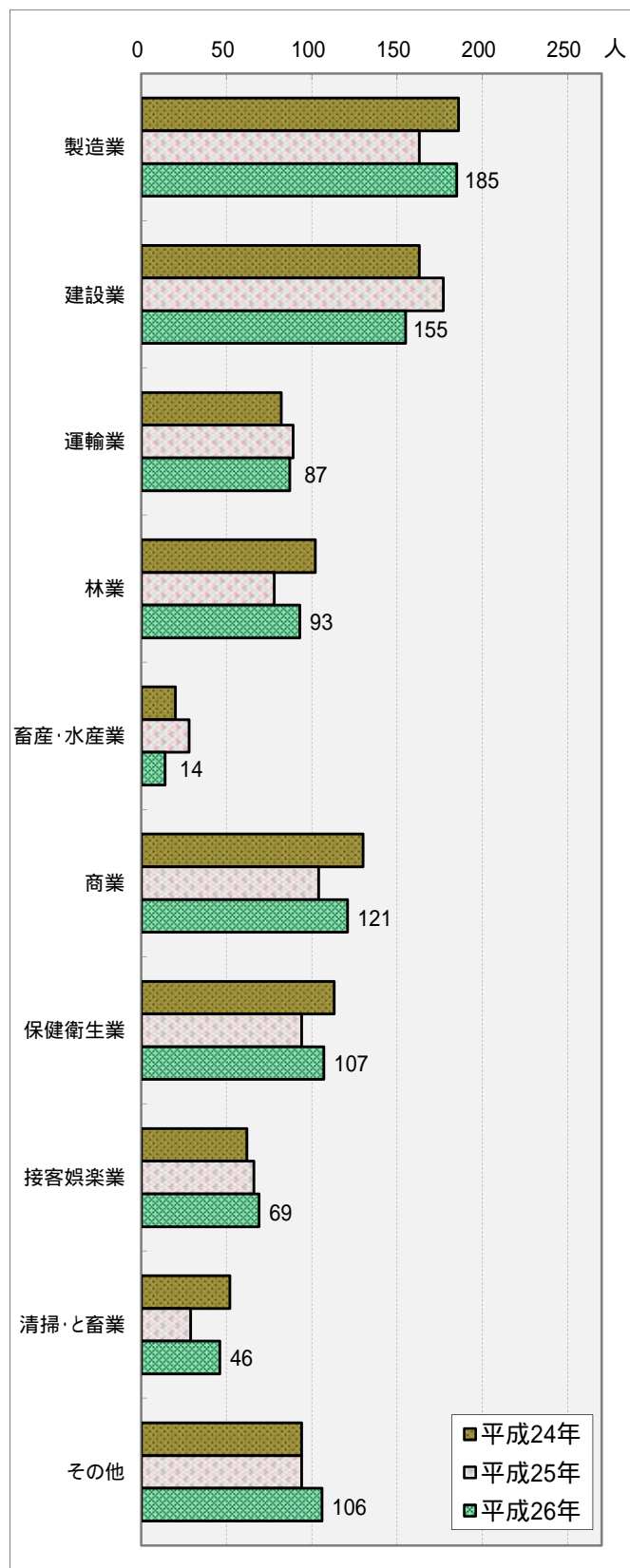
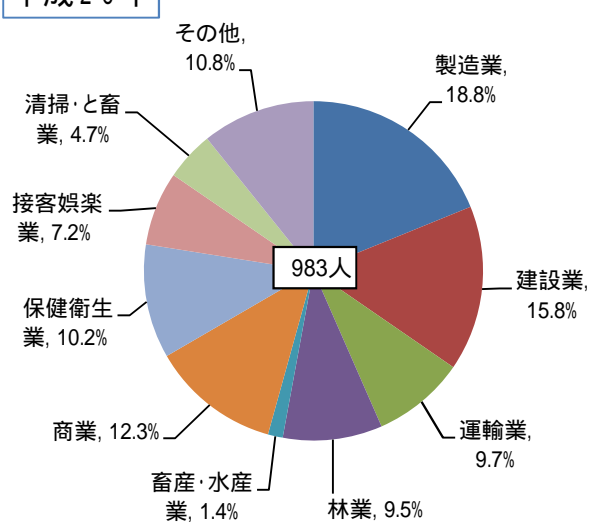
平成24年



平成25年



平成26年

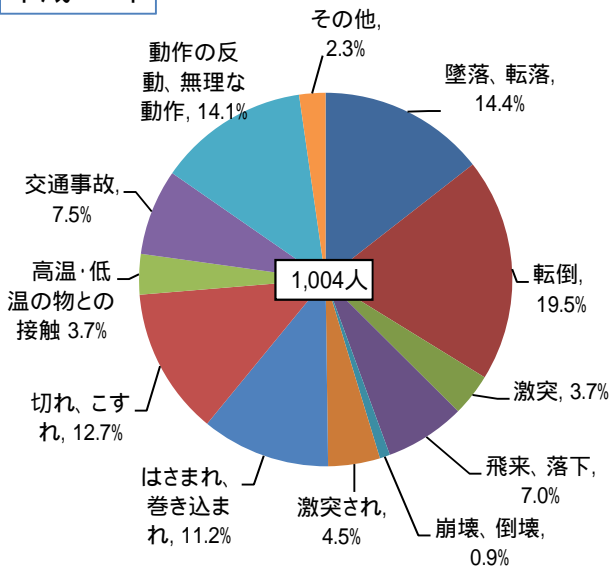


注：「その他」は、鉱業、農業、金融広告業、通信業、映画・演劇業、教育研究業、官公署、その他の業種である。

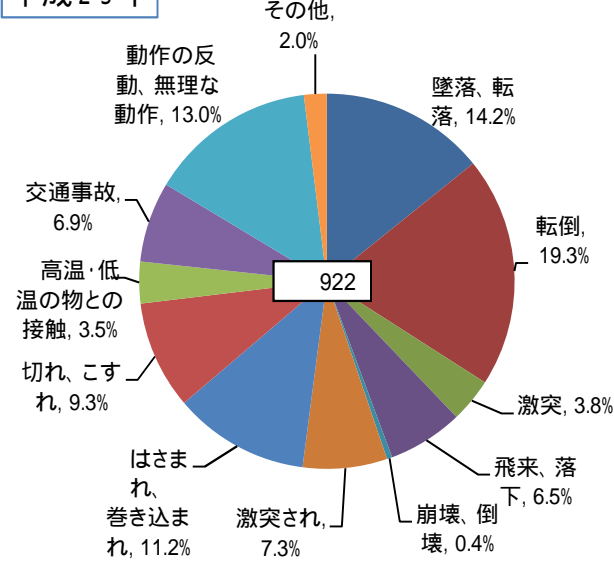
2 事故の型別災害発生状況（全産業）

高知労働局

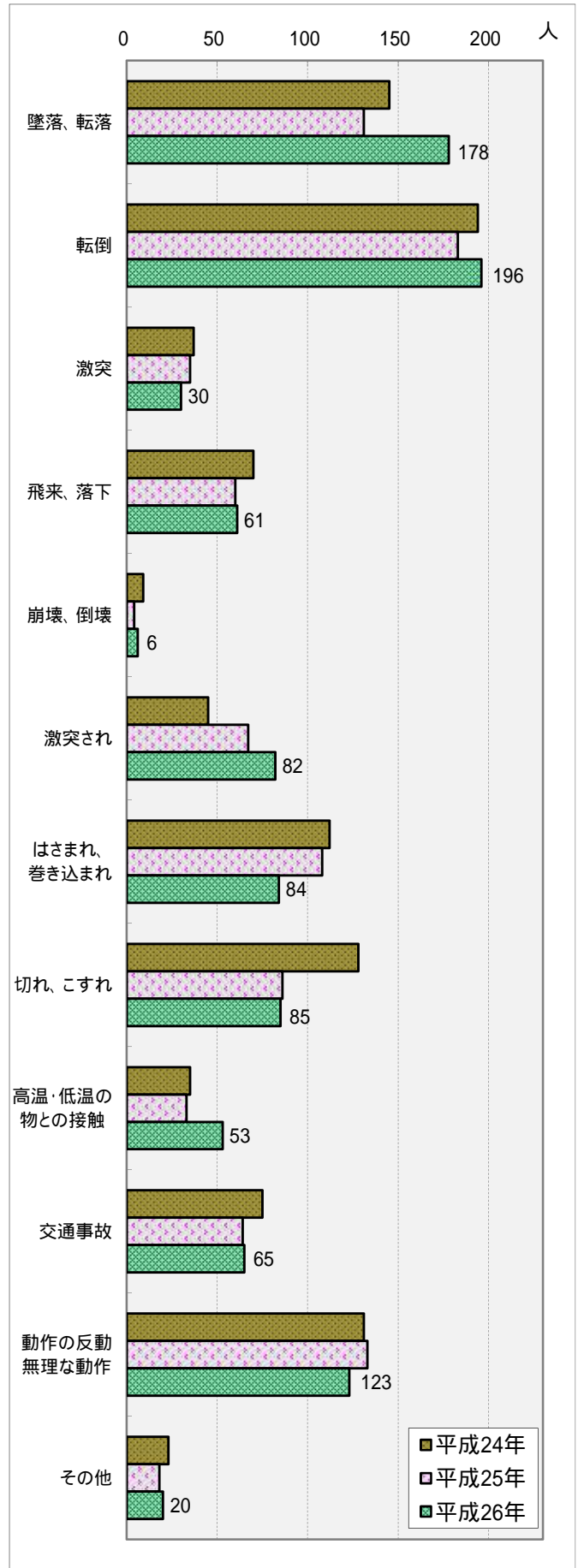
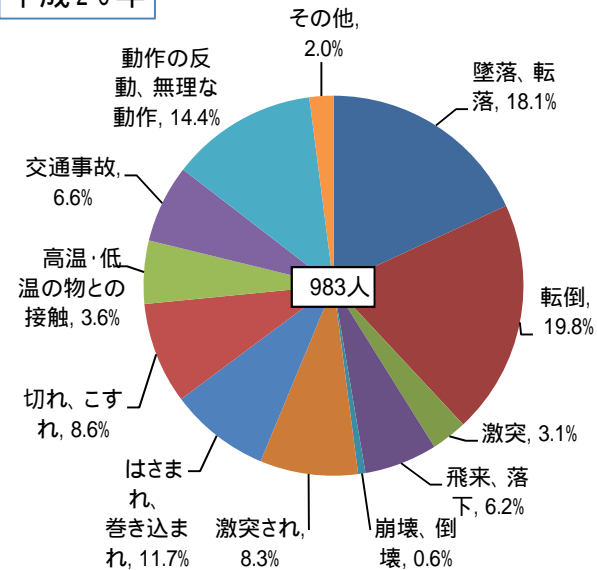
平成24年



平成25年

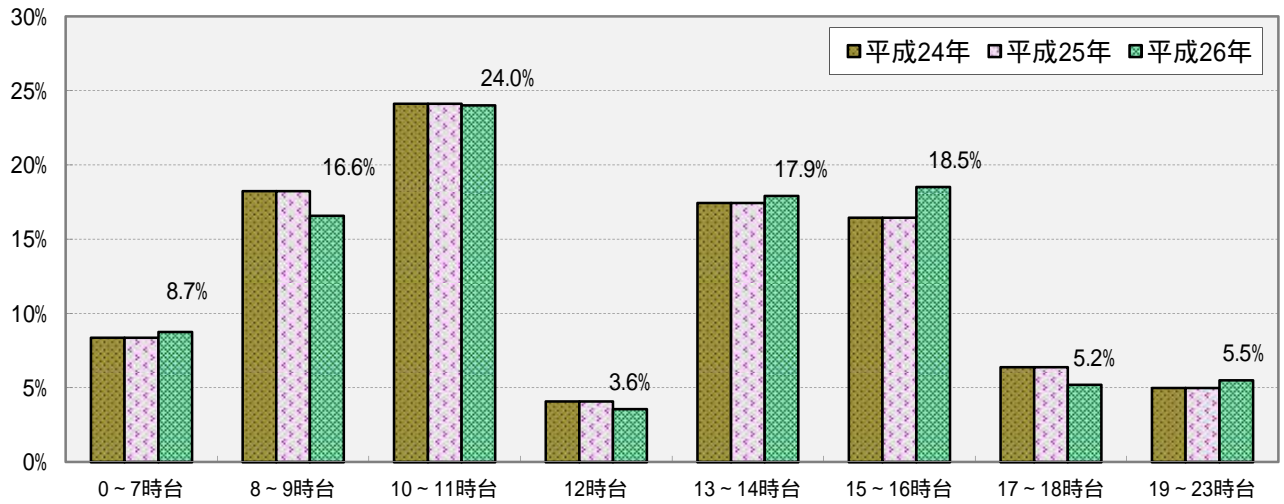


平成26年

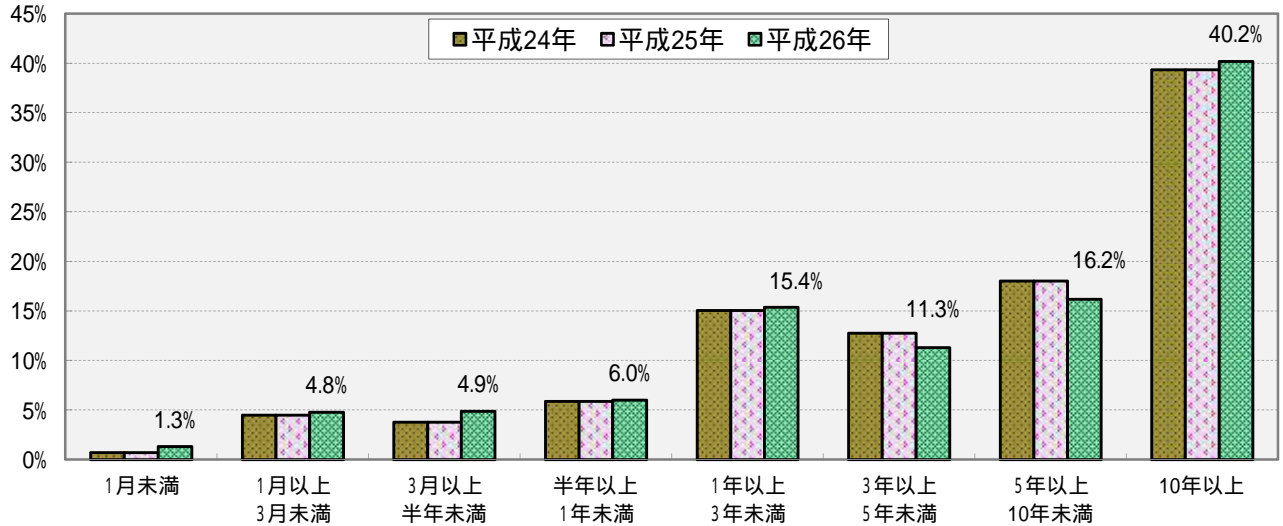


注：「その他」は、上記に表示した以外の型である。

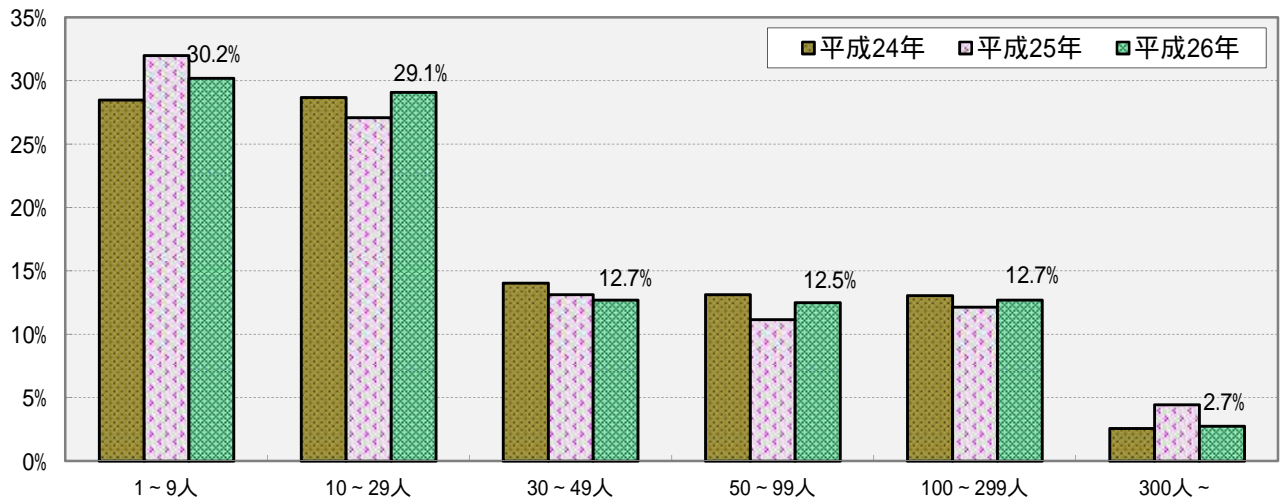
3 発生時間別災害発生状況(全産業) 高知労働局



4 経験期間別災害発生状況(全産業) 高知労働局



5 事業場規模別災害発生状況(全産業) 高知労働局



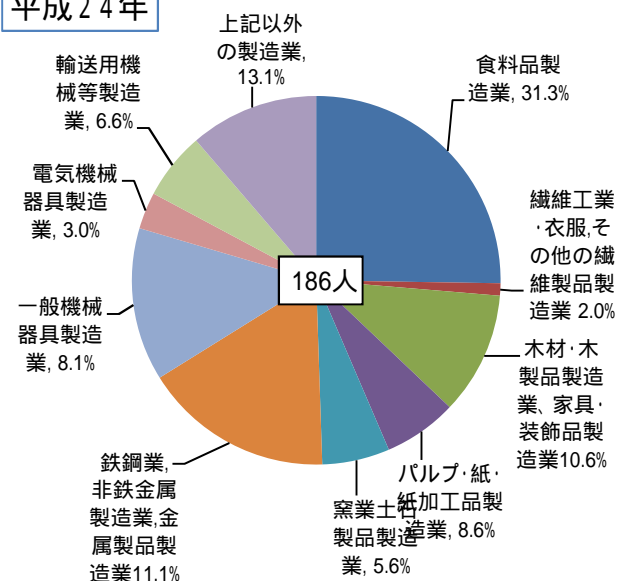
(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの)

高知県における労働災害発生状況（製造業）

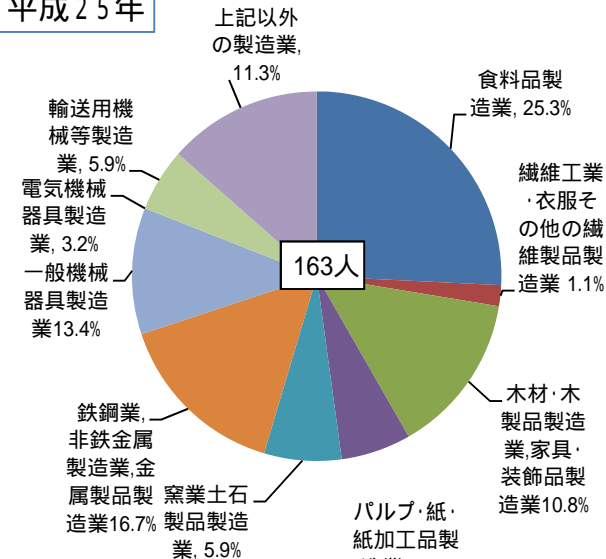
1 業種別災害発生状況（製造業）

高知労働局

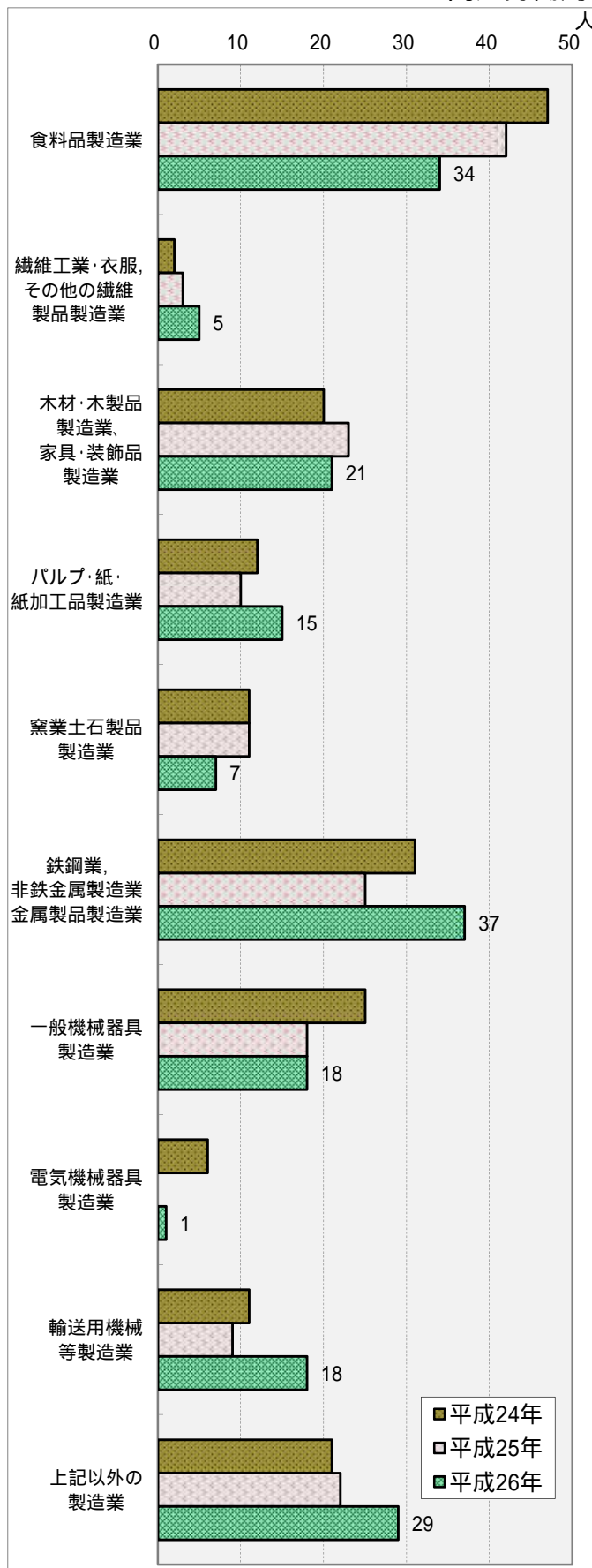
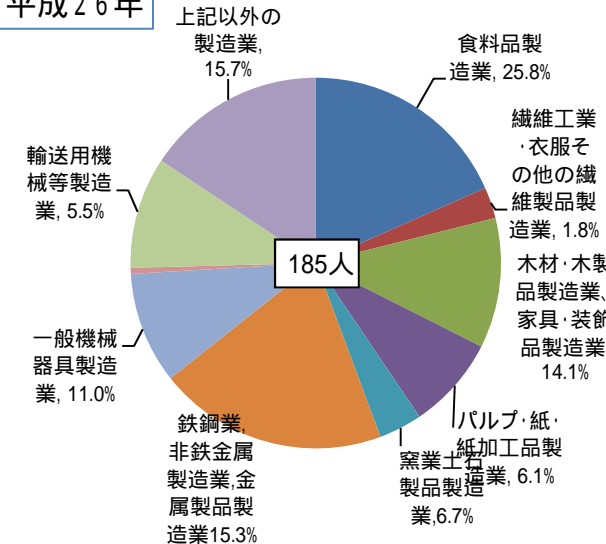
平成24年



平成25年

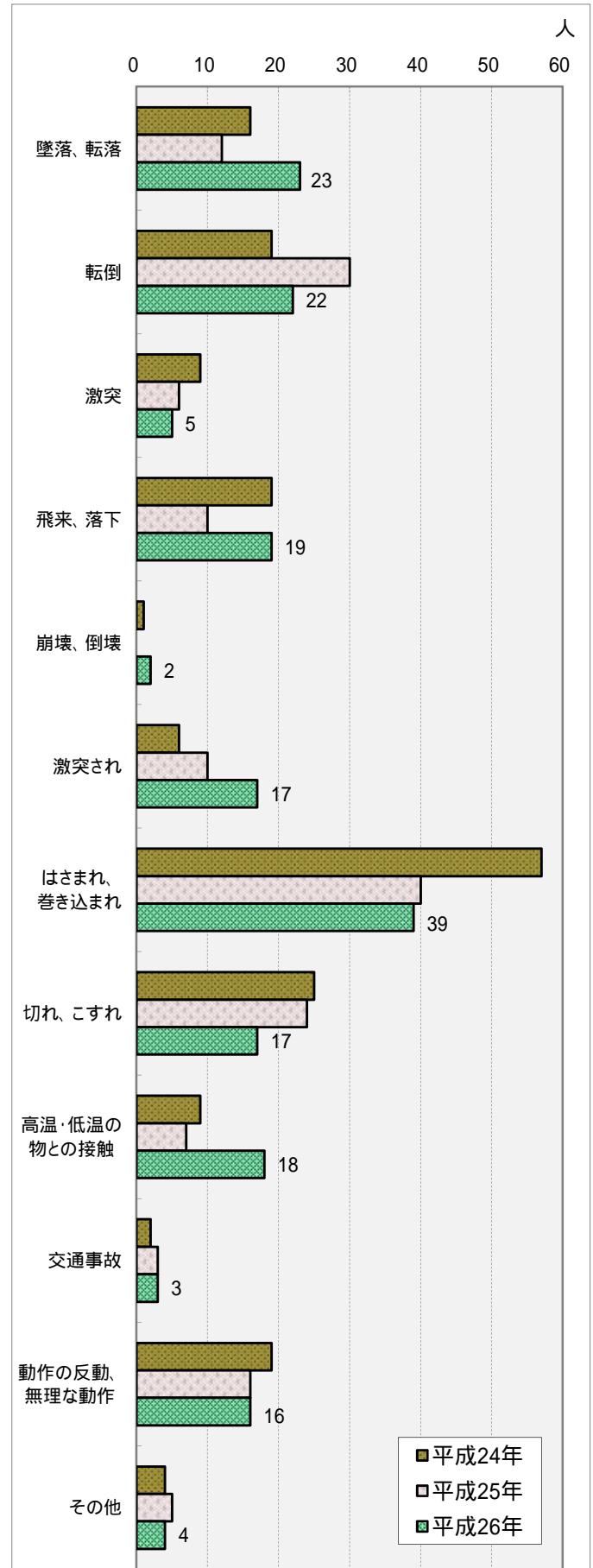
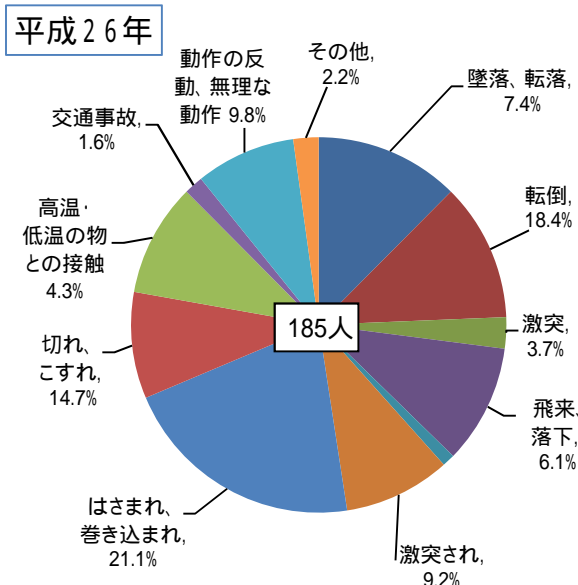
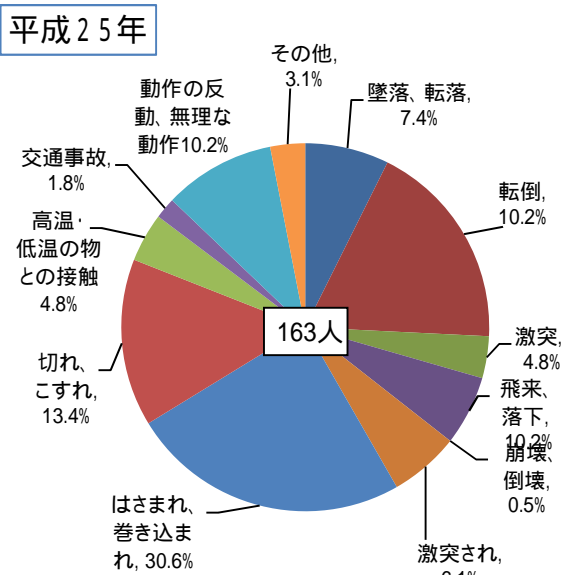


平成26年



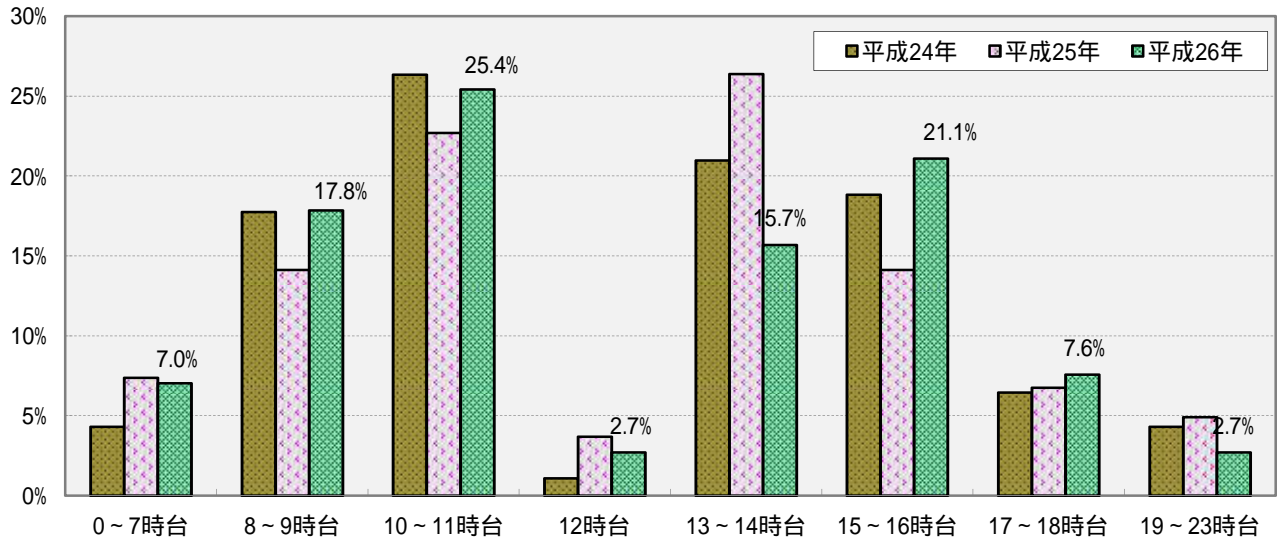
2 事故の型別災害発生状況(製造業)

高知労働局

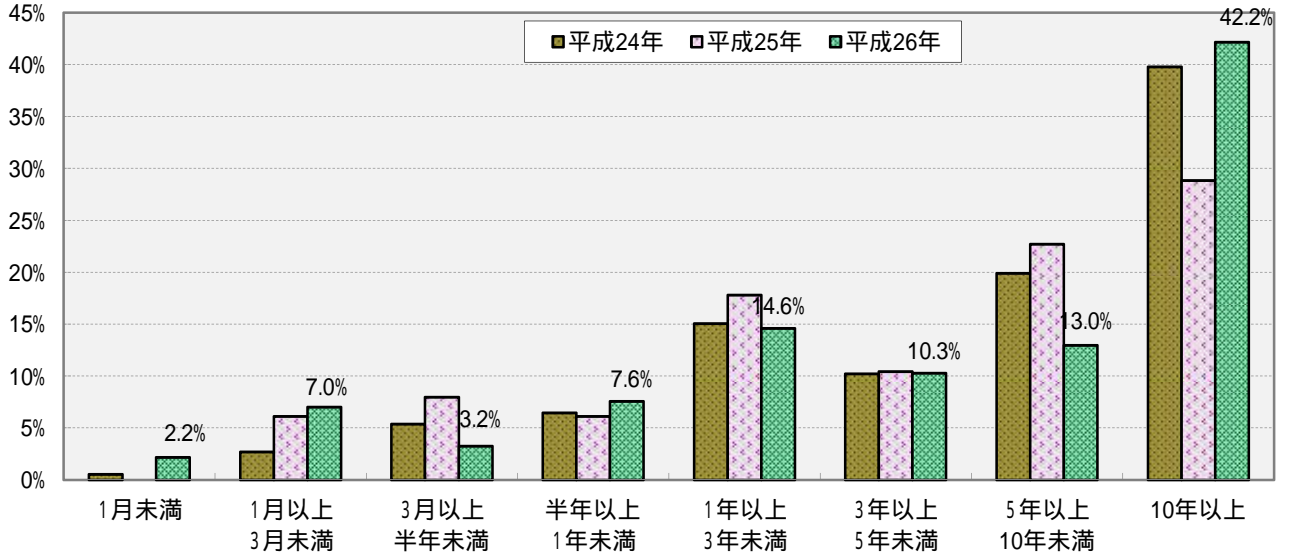


注:「その他」は、上記に表示した以外の型である。

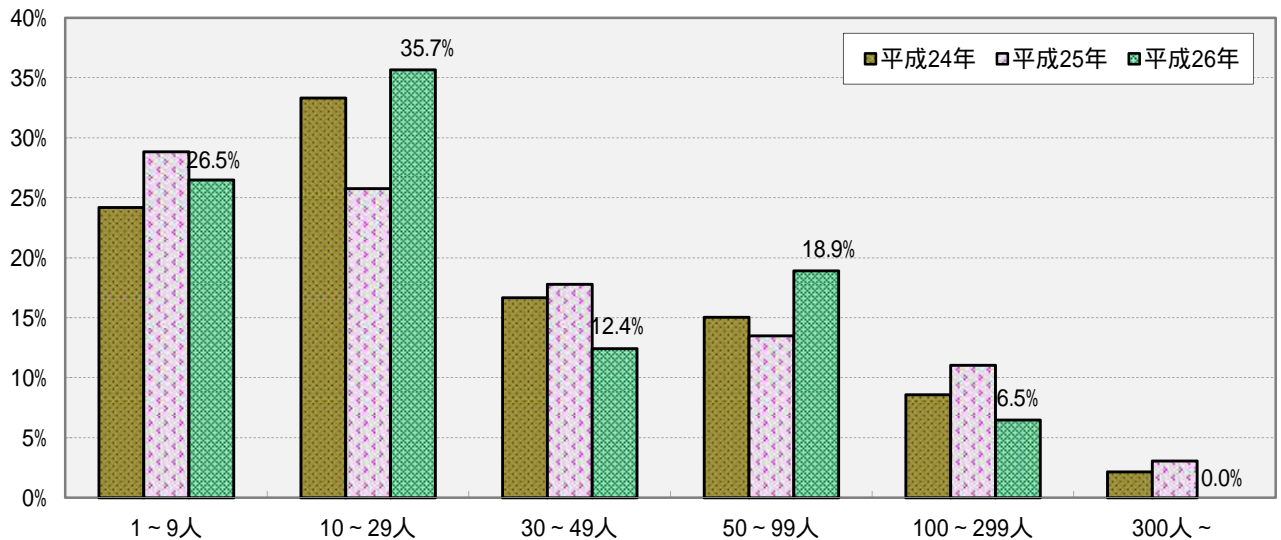
3 発生時間別災害発生状況(製造業) 高知労働局



4 経験期間別災害発生状況(製造業) 高知労働局



5 事業場規模別災害発生状況(製造業) 高知労働局

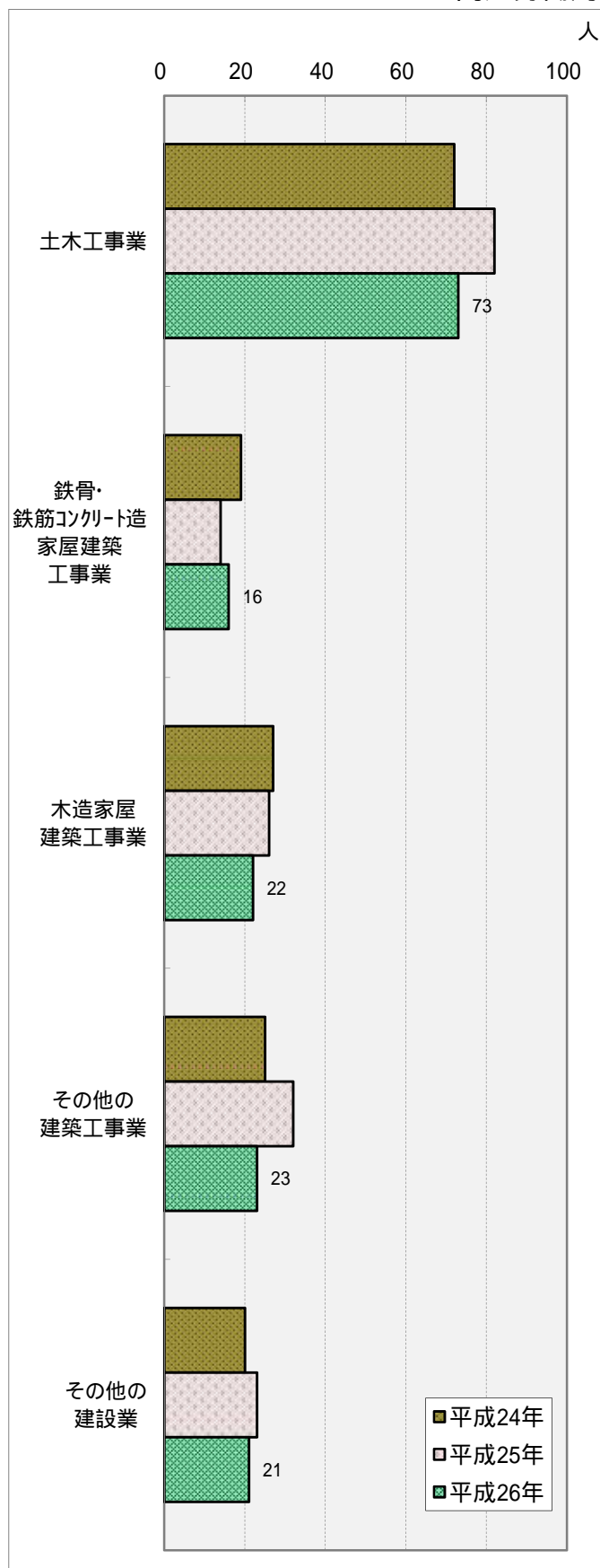
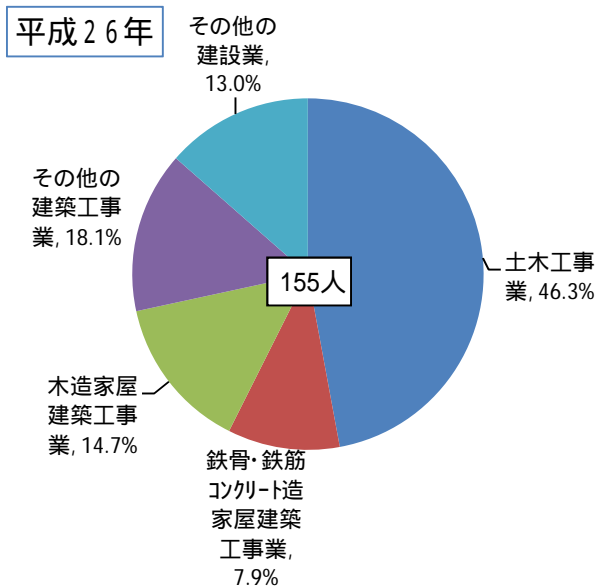
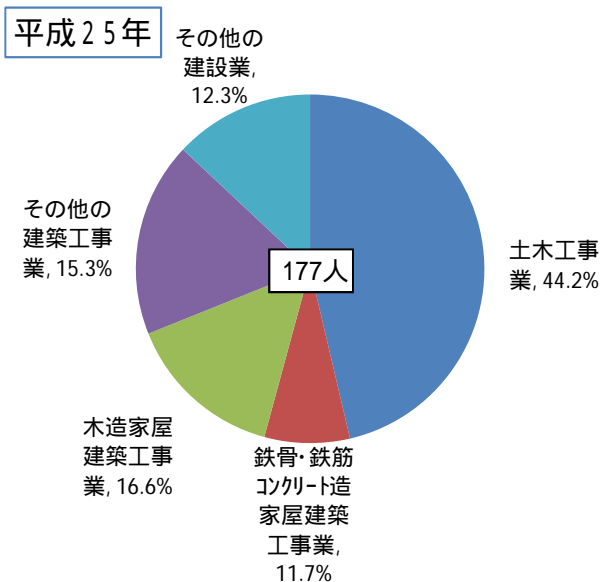
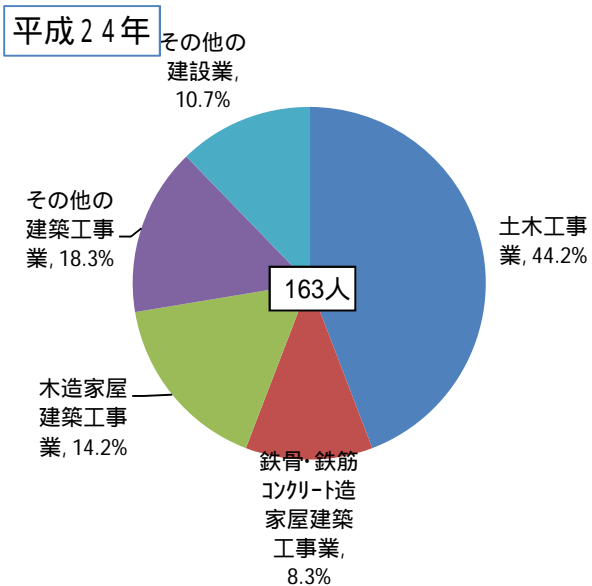


(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの)

高知県における労働災害発生状況（建設業）

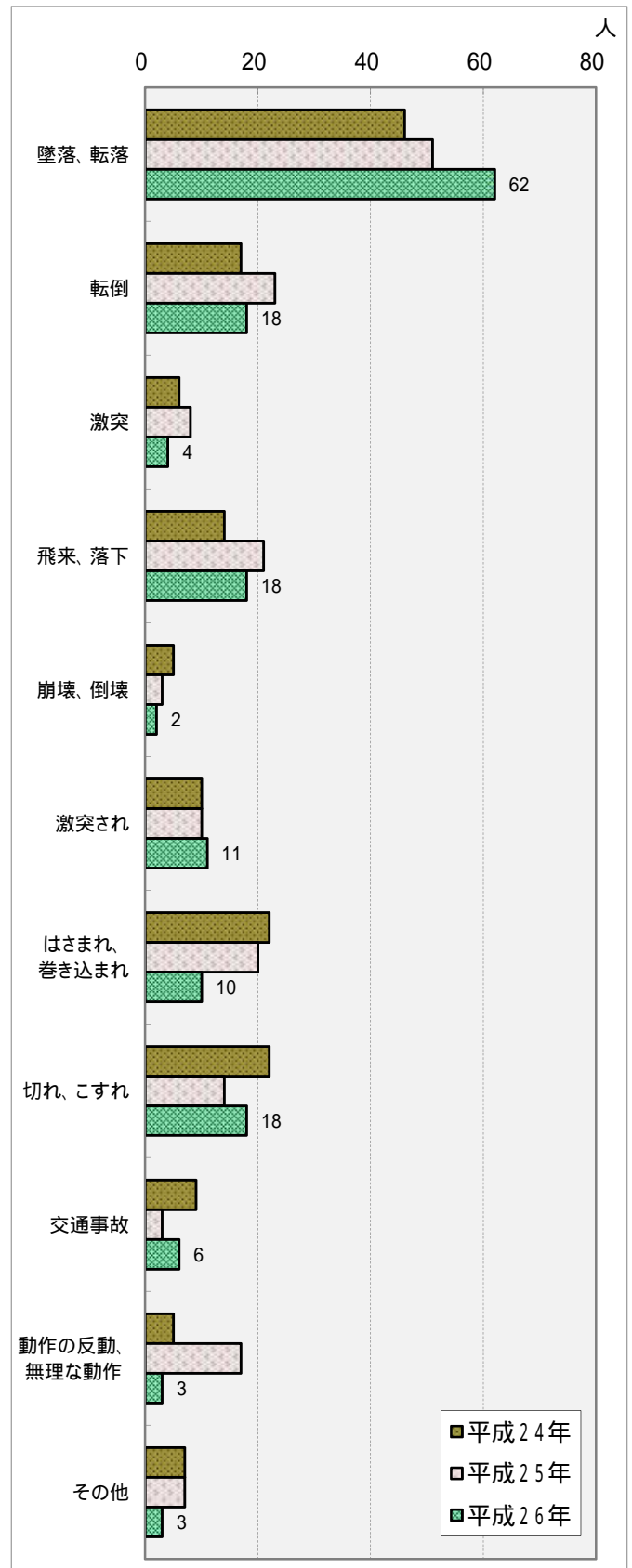
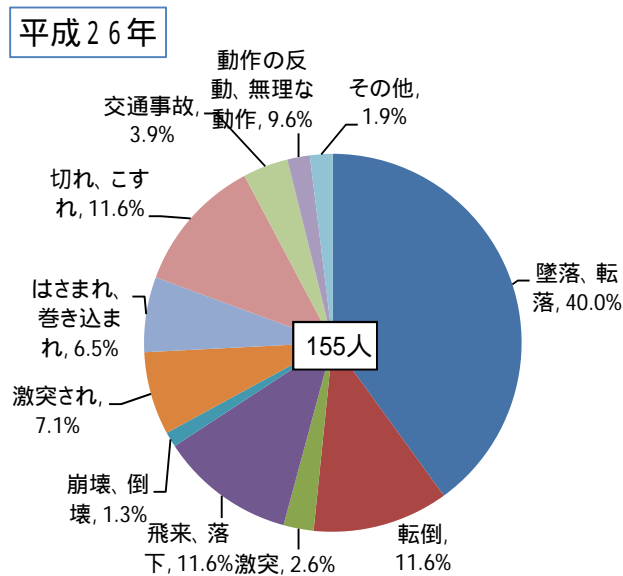
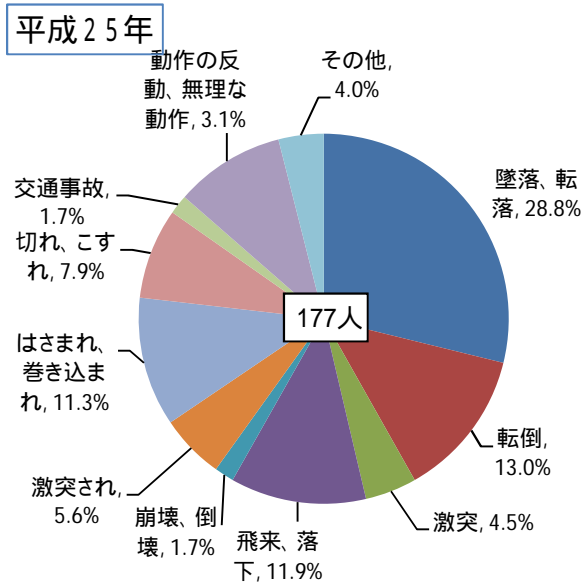
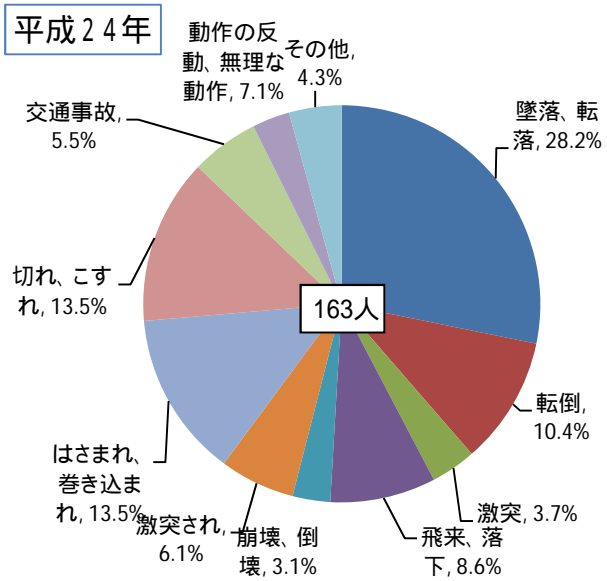
1 業種別災害発生状況（建設業）

高知労働局



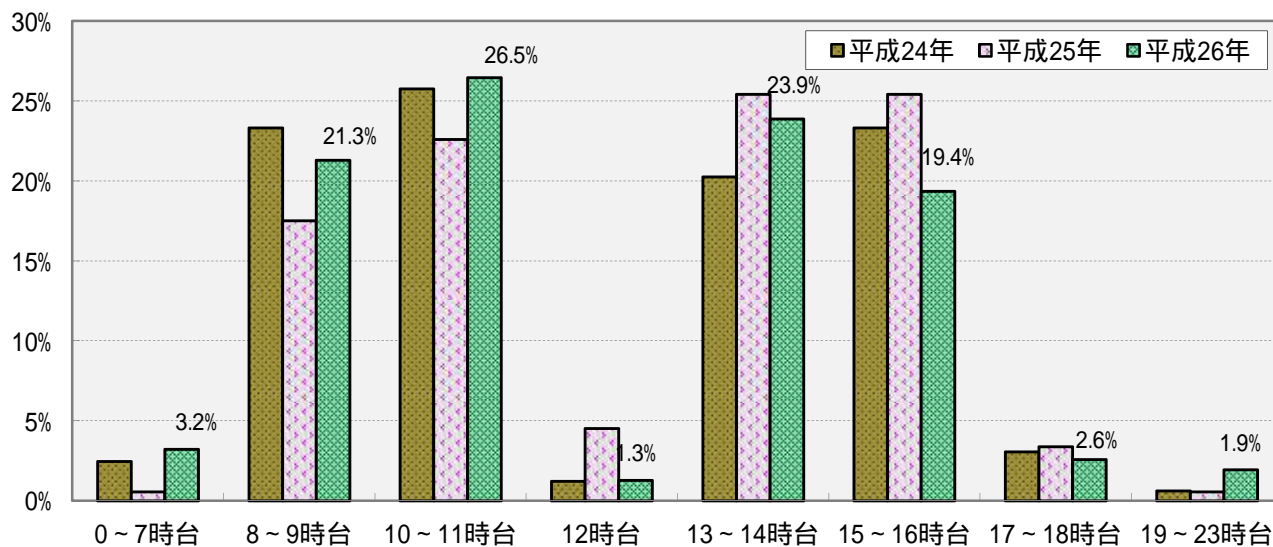
2 事故の型別災害発生状況(建設業)

高知労働局

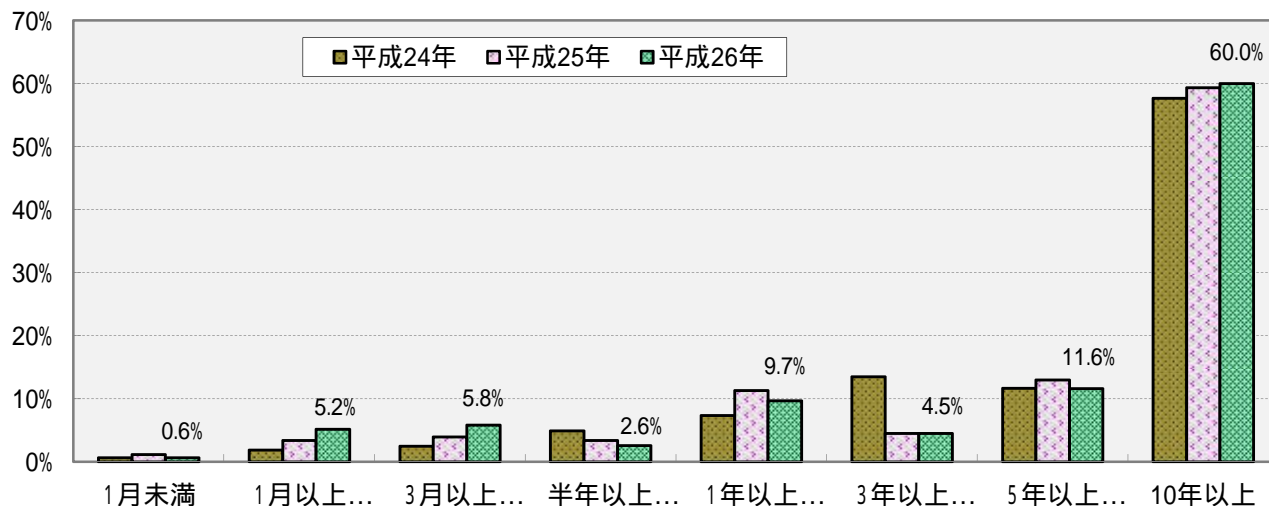


注:「その他」は、上記に表示した以外の型である。

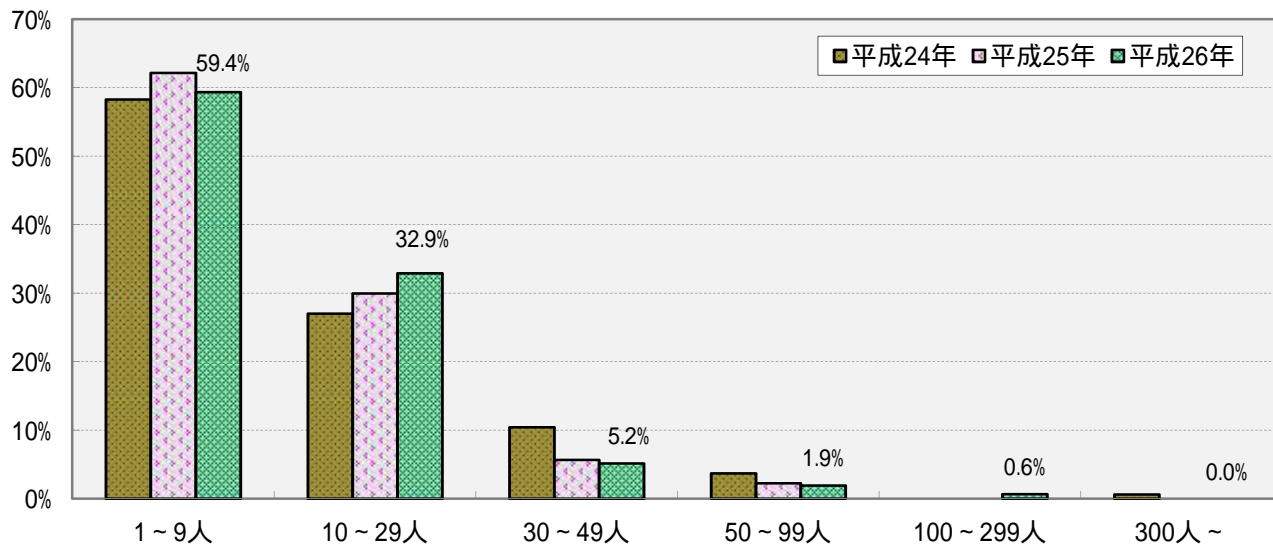
3 発生時間別災害発生状況(建設業) 高知労働局



4 経験期間別災害発生状況(建設業) 高知労働局



5 事業場規模別災害発生状況(建設業) 高知労働局



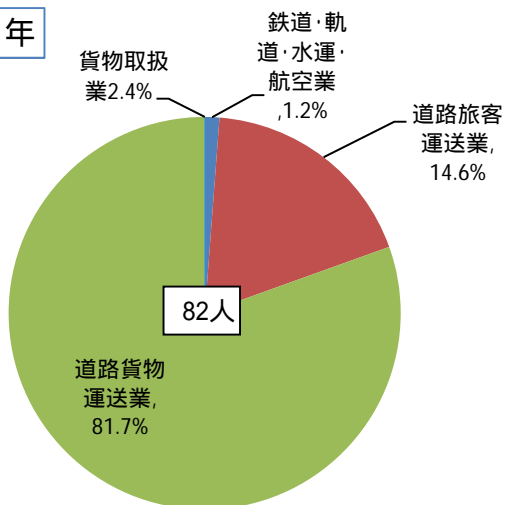
(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの)

高知県における労働災害発生状況（運輸業）

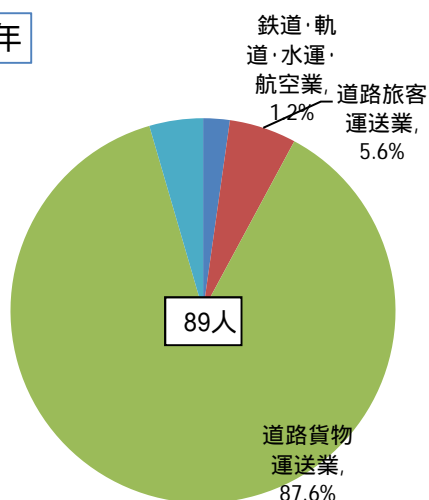
1 業種別災害発生状況（運輸業）

高知労働局

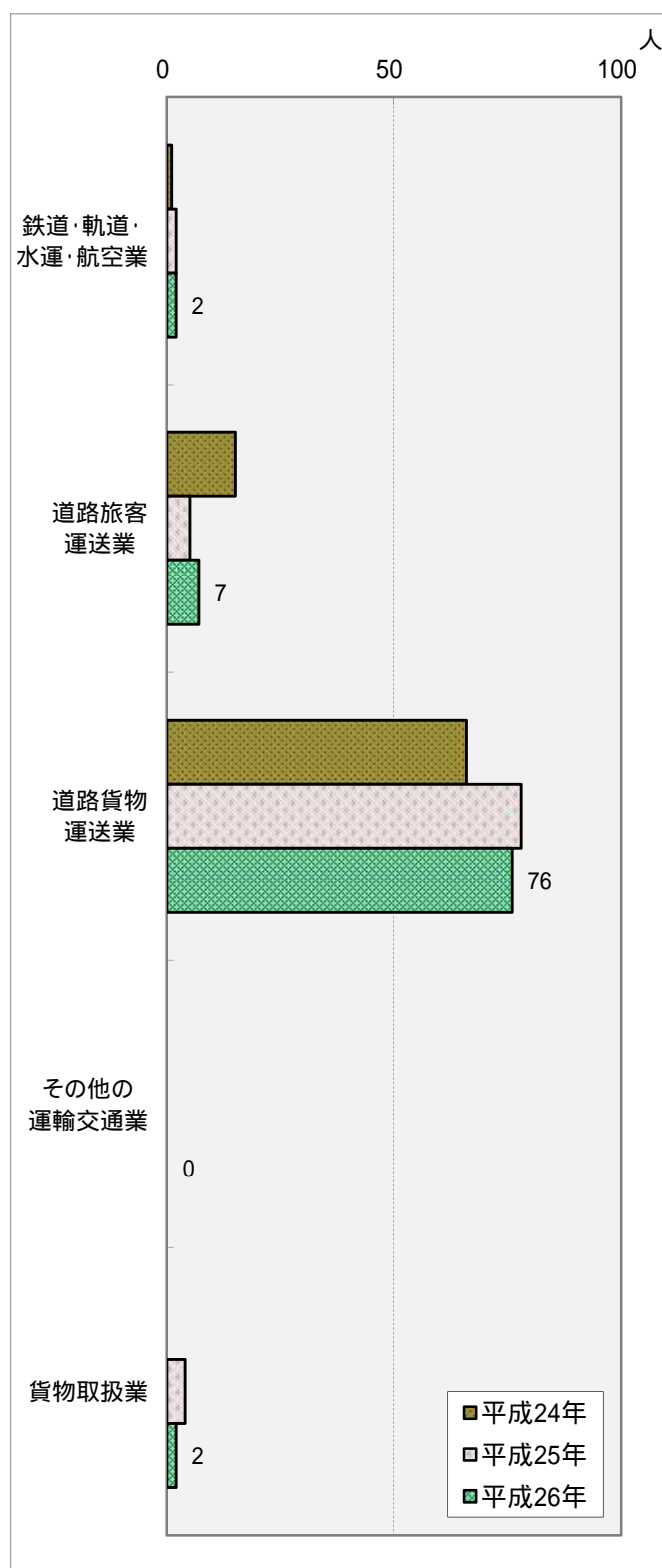
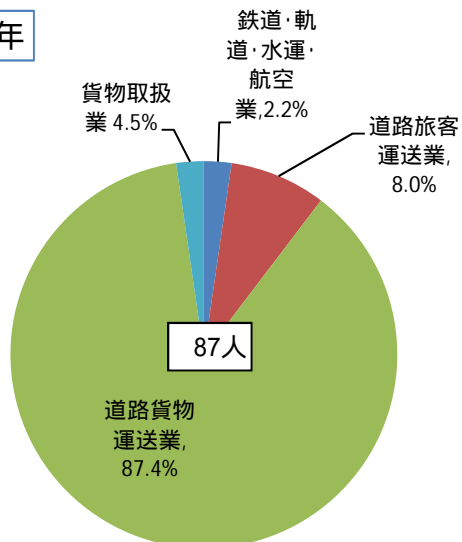
平成24年



平成25年



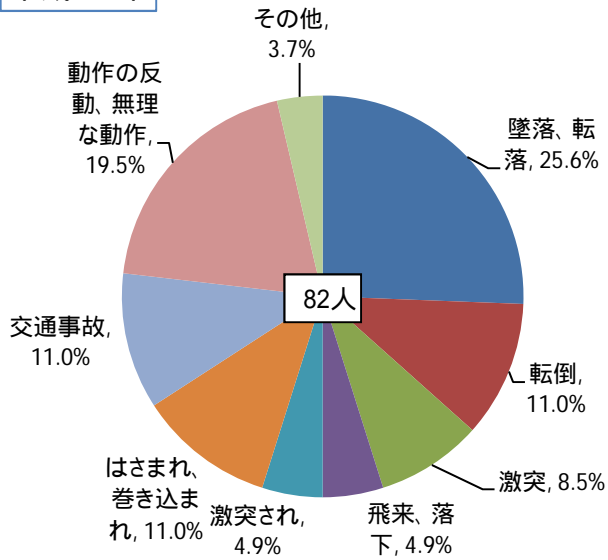
平成26年



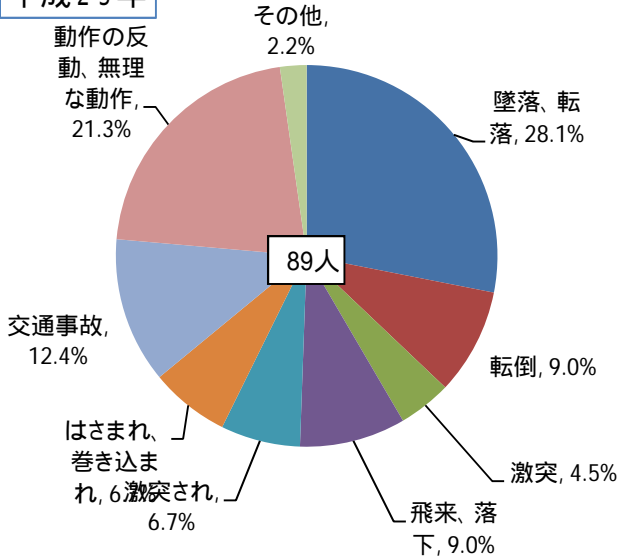
2 事故の型別災害発生状況(運輸業)

高知労働局

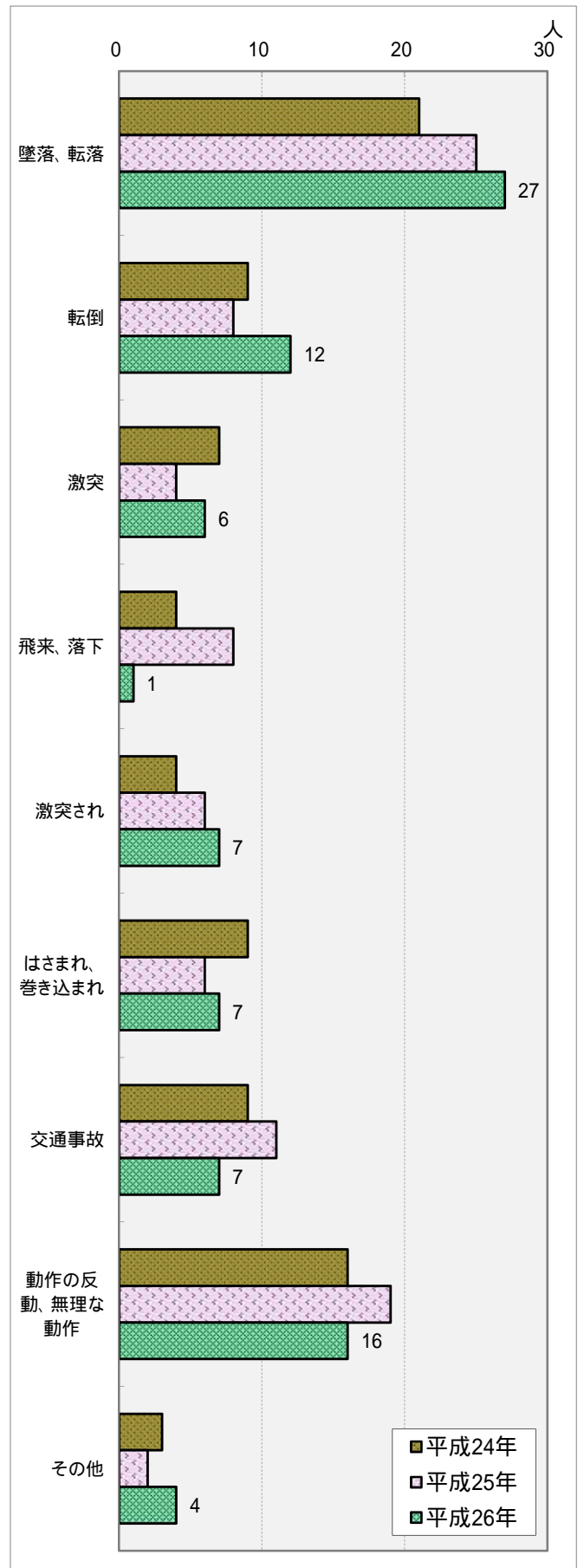
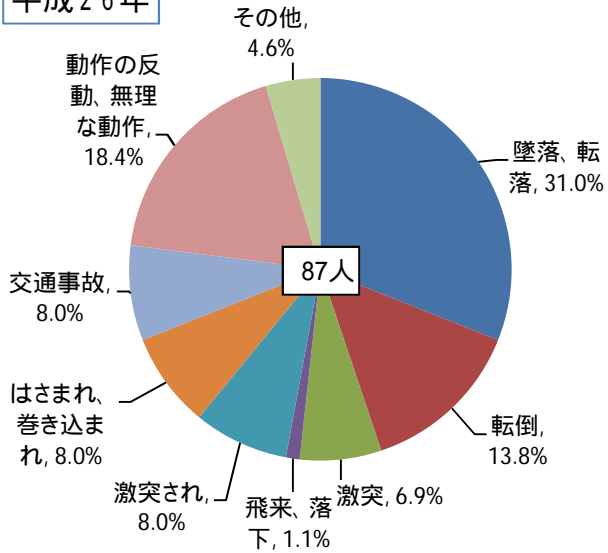
平成24年



平成25年

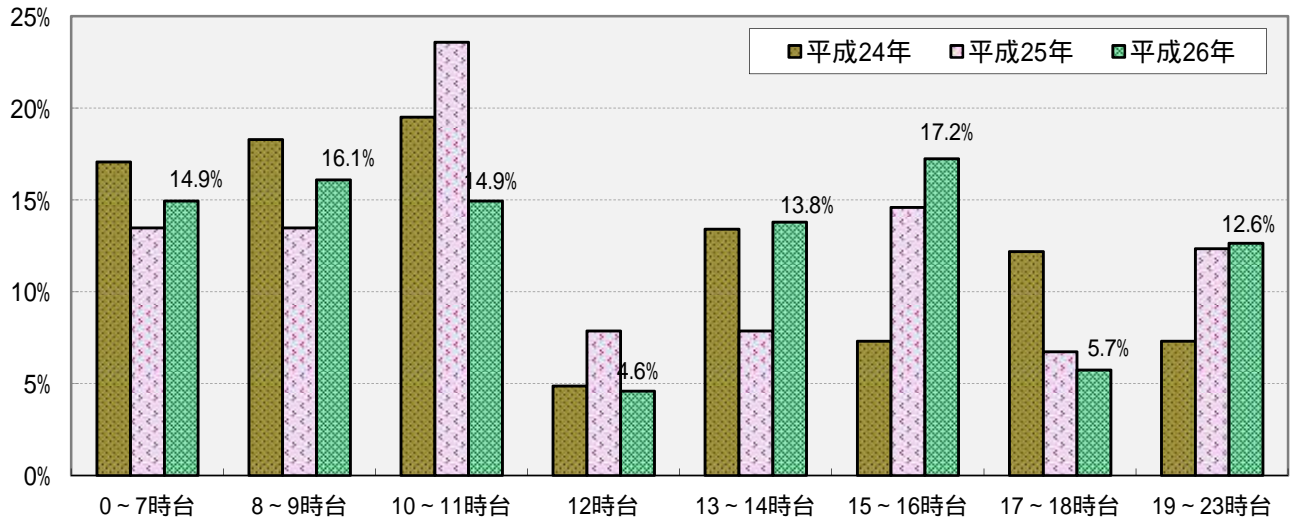


平成26年

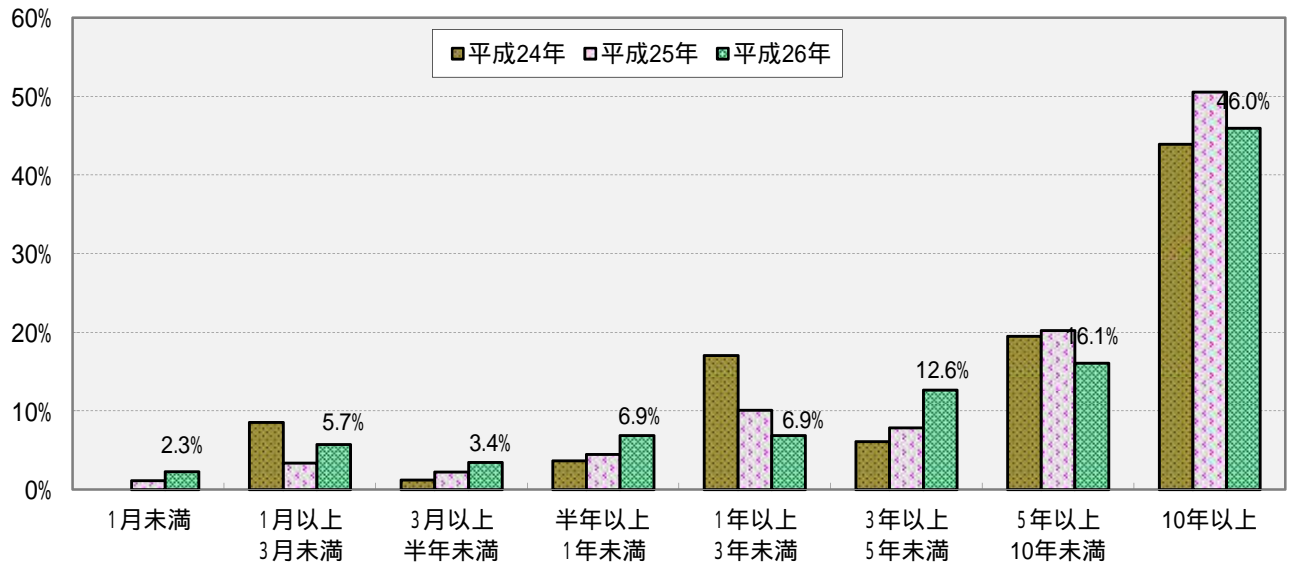


注:「その他」は、上記に表示した以外の型である。

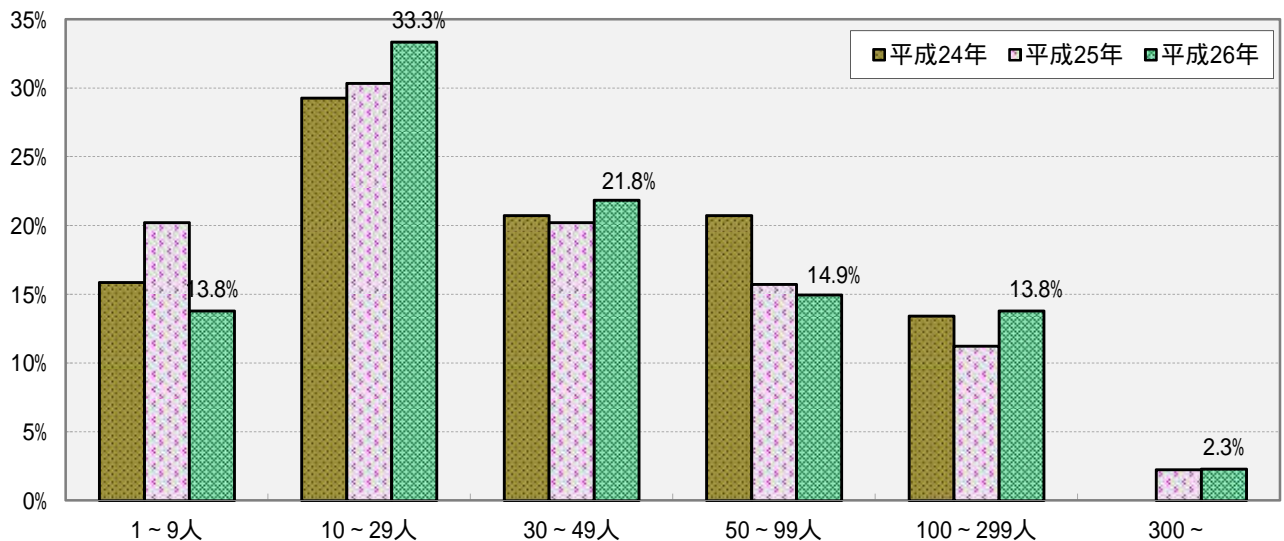
3 発生時間別災害発生状況(運輸業) 高知労働局



4 経験期間別災害発生状況(運輸業) 高知労働局



5 事業場規模別災害発生状況(運輸業) 高知労働局



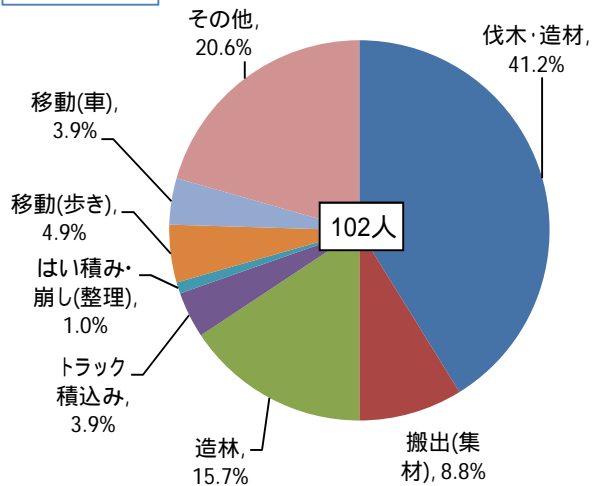
(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの)

高知県における労働災害発生状況（林業）

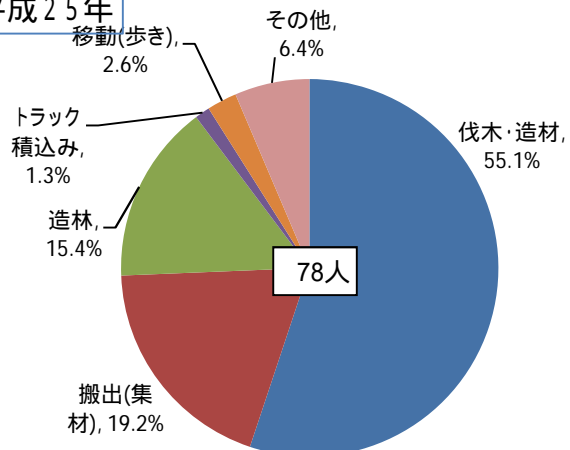
1 作業の種類別災害発生状況（林業）

高知労働局

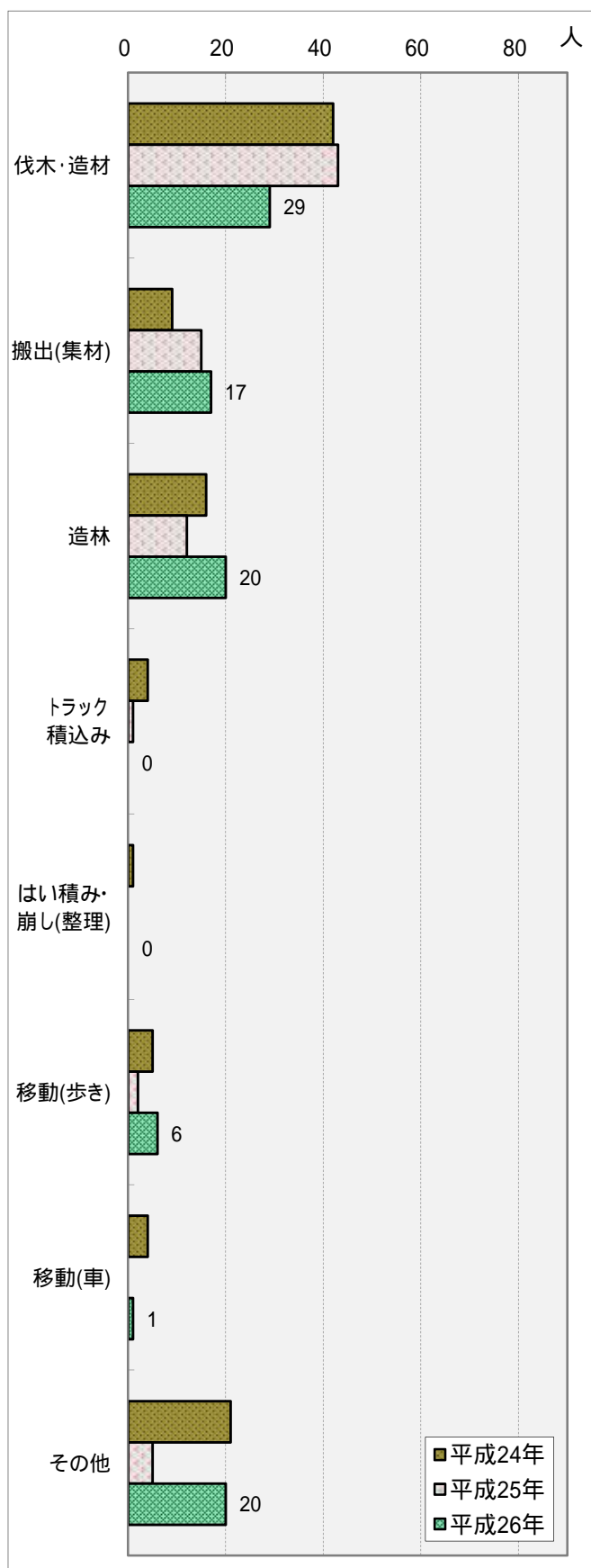
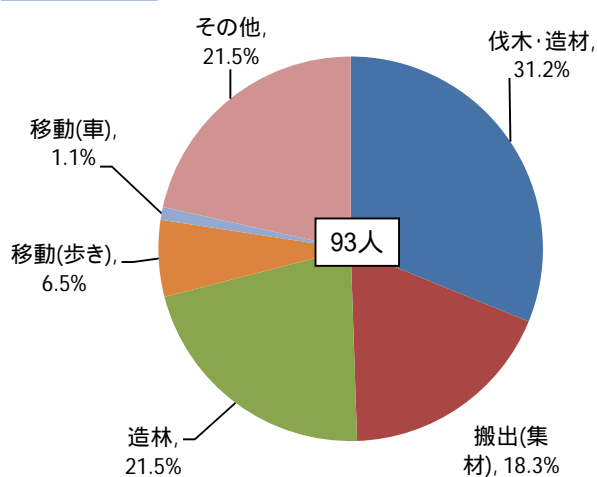
平成24年



平成25年



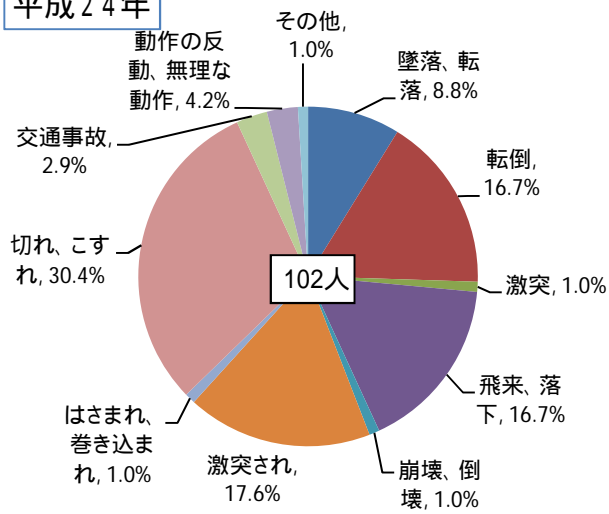
平成26年



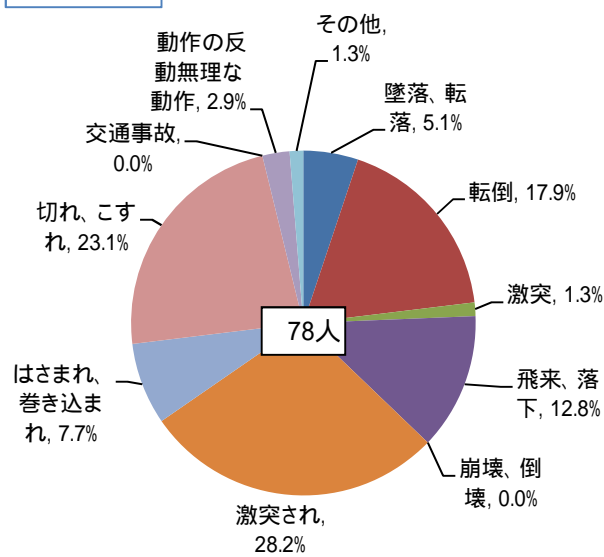
2 事故の型別災害発生状況(林業)

高知労働局

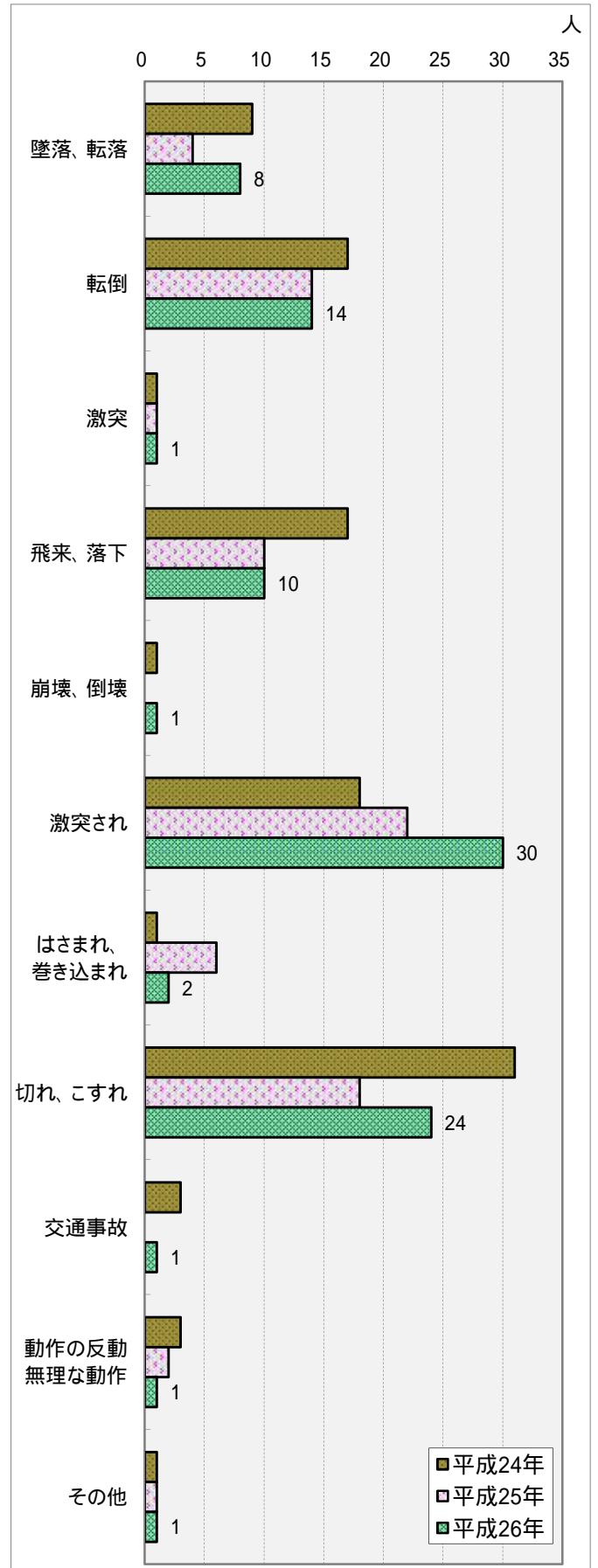
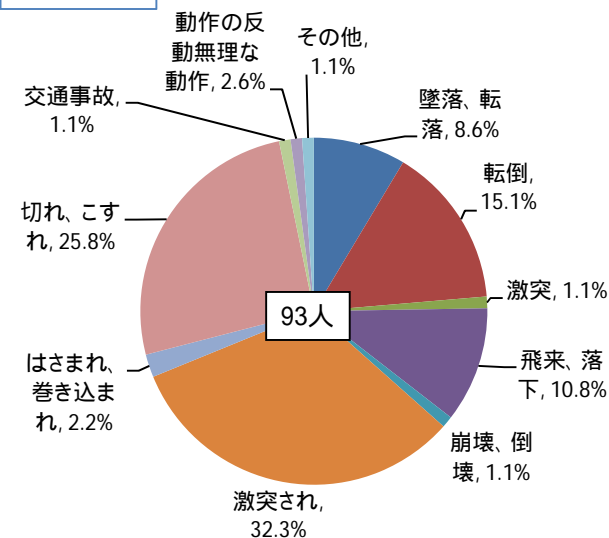
平成24年



平成25年

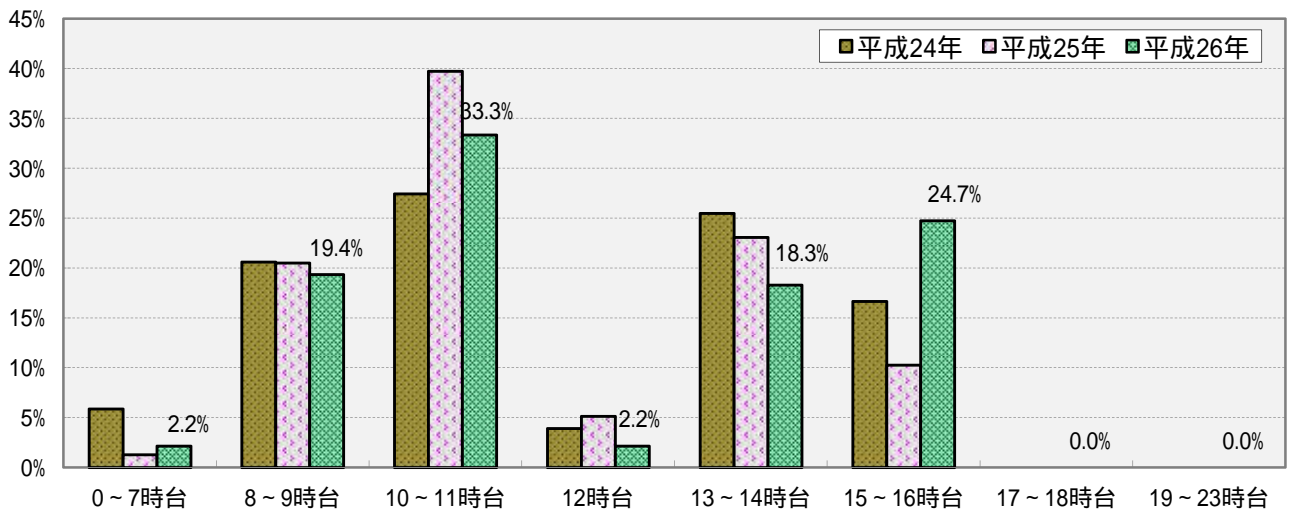


平成26年

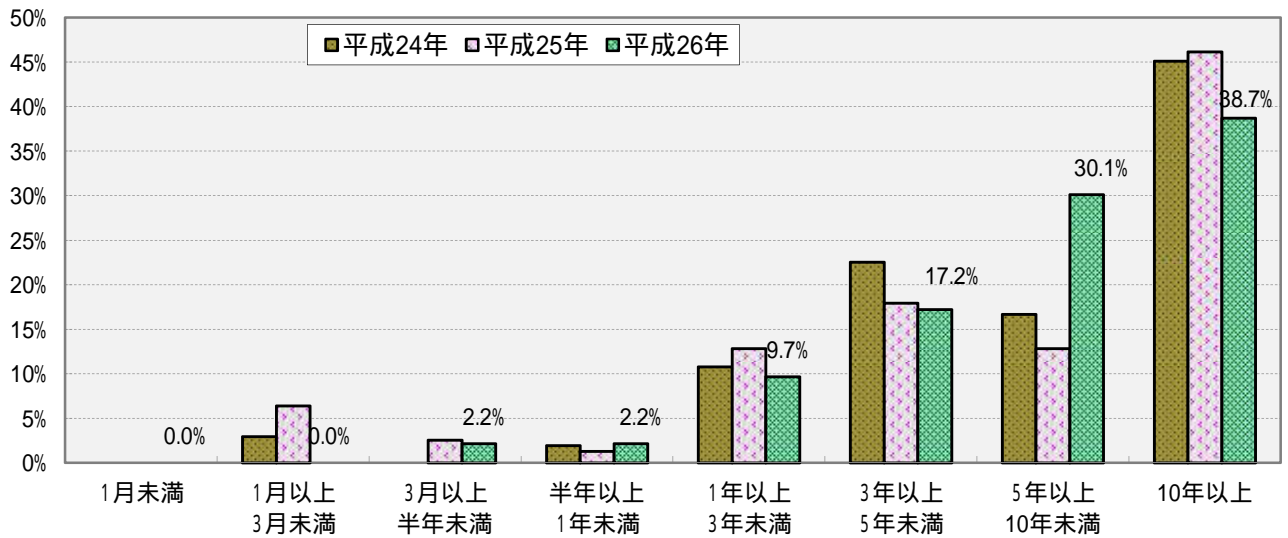


注:「その他」は、上記に表示した以外の型である。

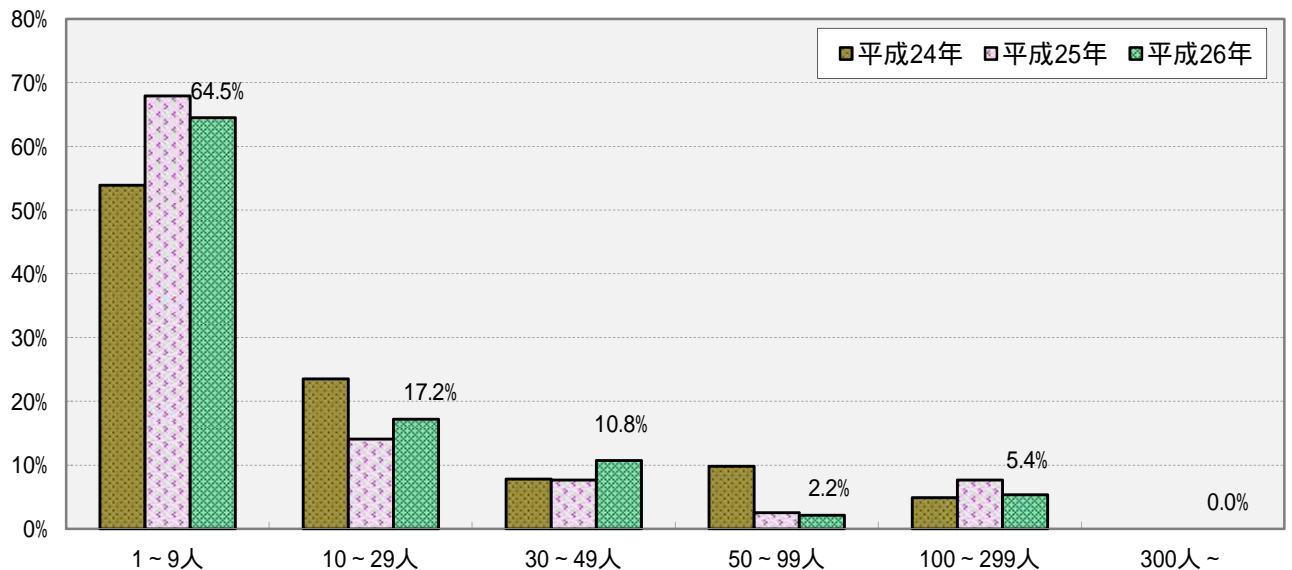
3 発生時間別災害発生状況(林業) 高知労働局



4 経験期間別災害発生状況(林業) 高知労働局



5 事業場規模別災害発生状況(林業) 高知労働局

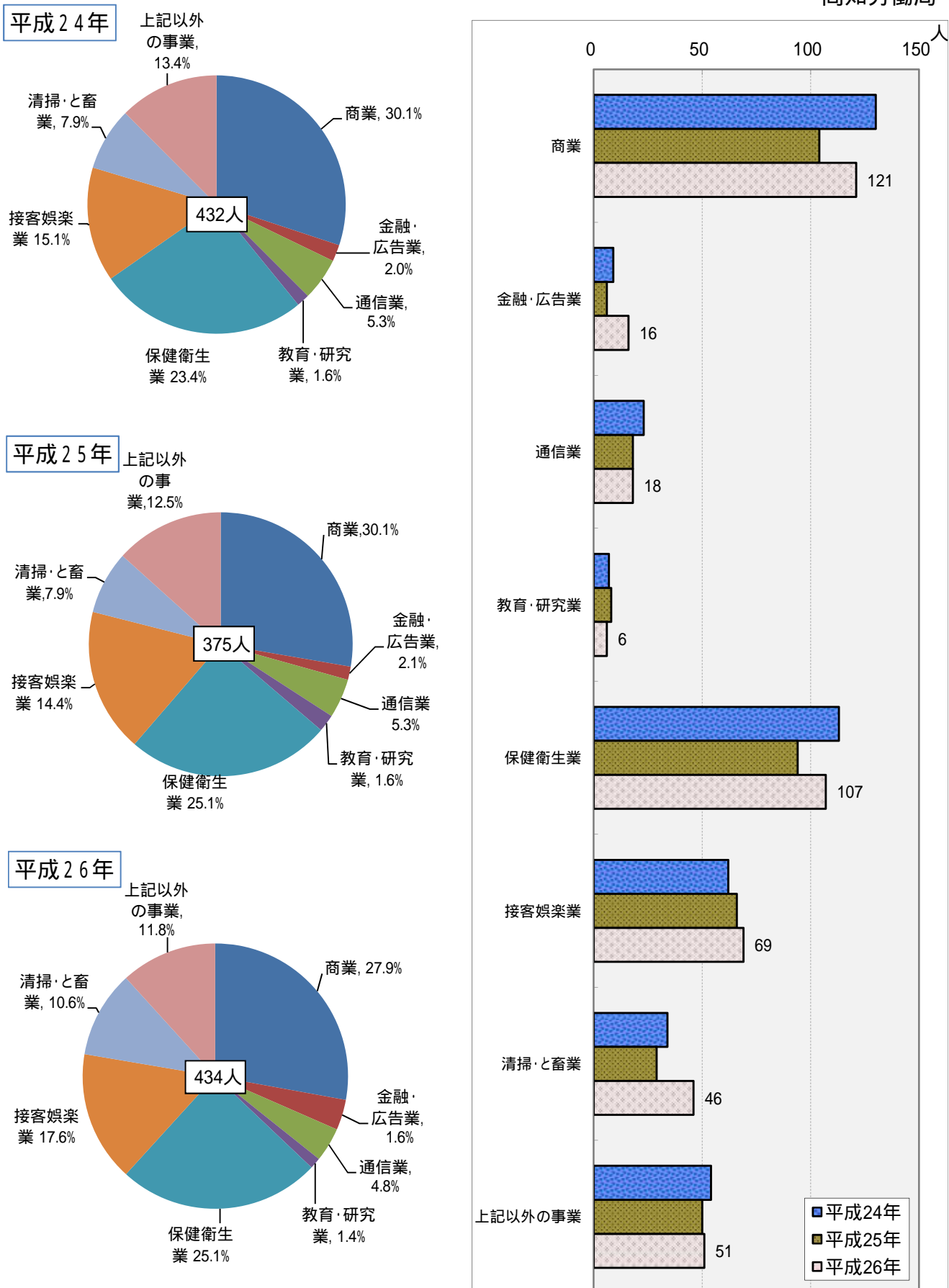


(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの)

高知県における労働災害発生状況（第三次産業）

1 業種別災害発生状況（第三次産業）

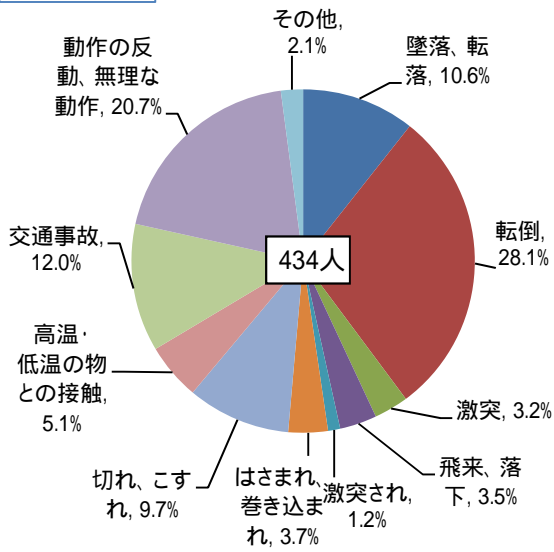
高知労働局



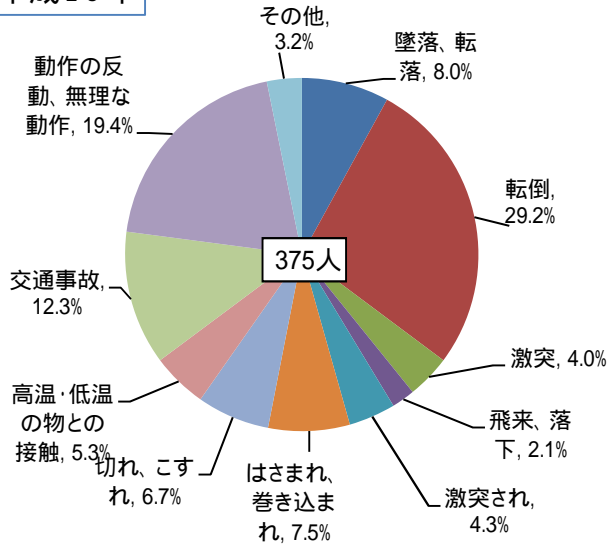
2 事故の型別災害発生状況(第三次産業)

高知労働局

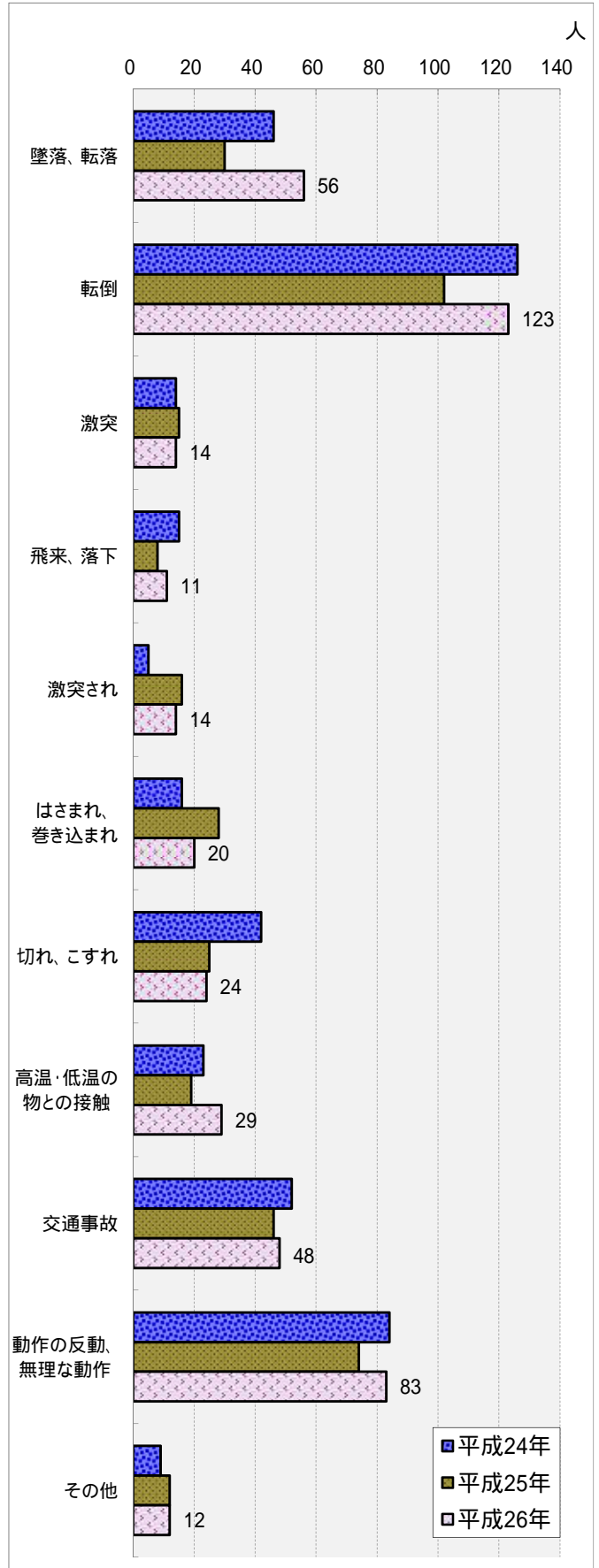
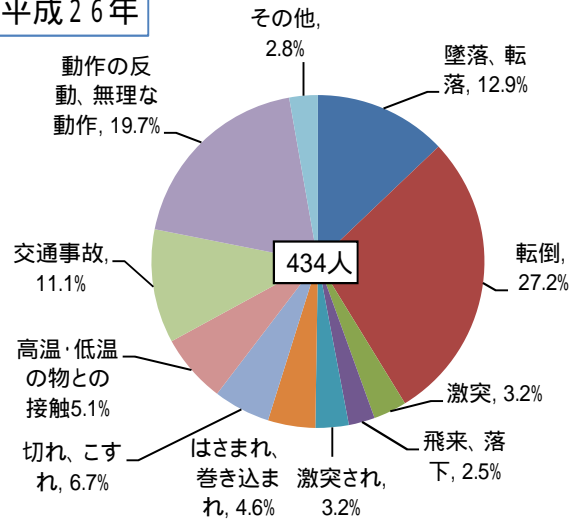
平成24年



平成25年

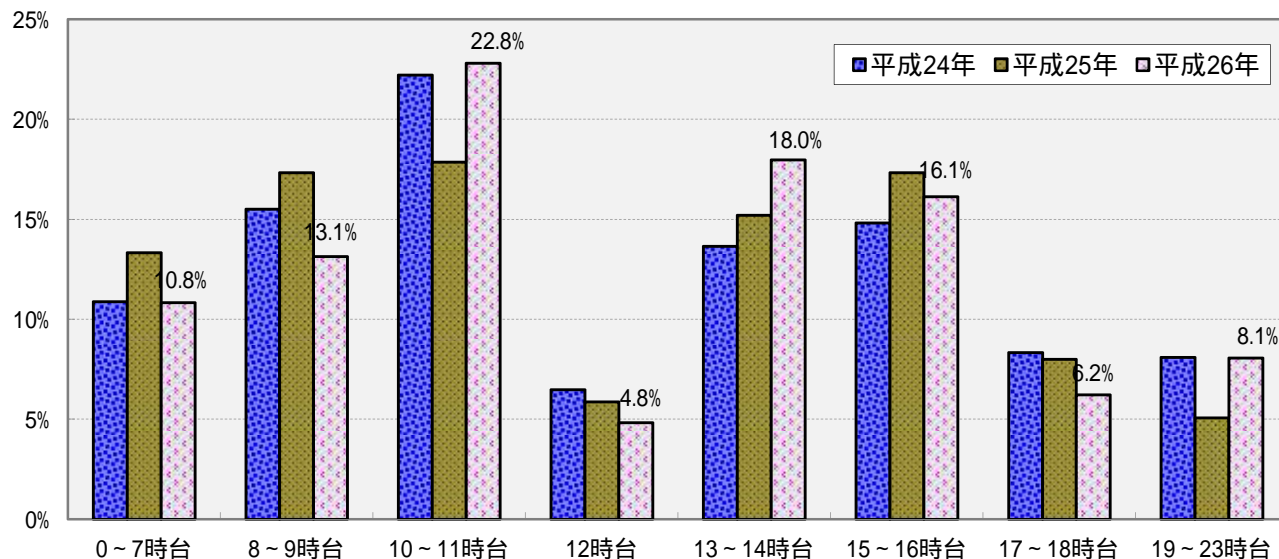


平成26年

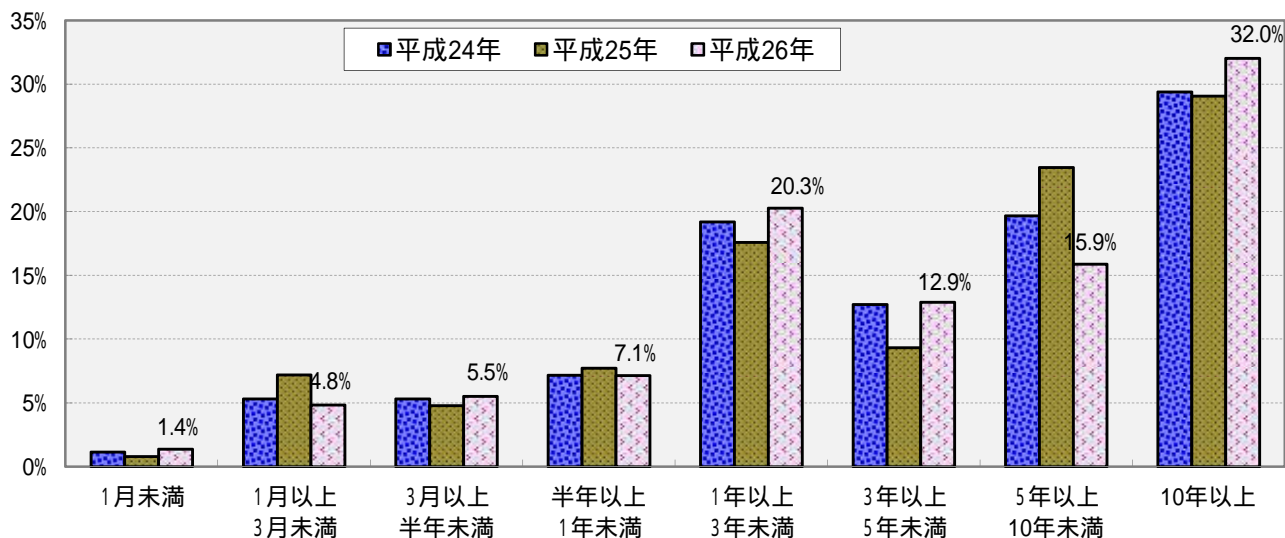


注:「その他」は、上記に表示した以外の型である。

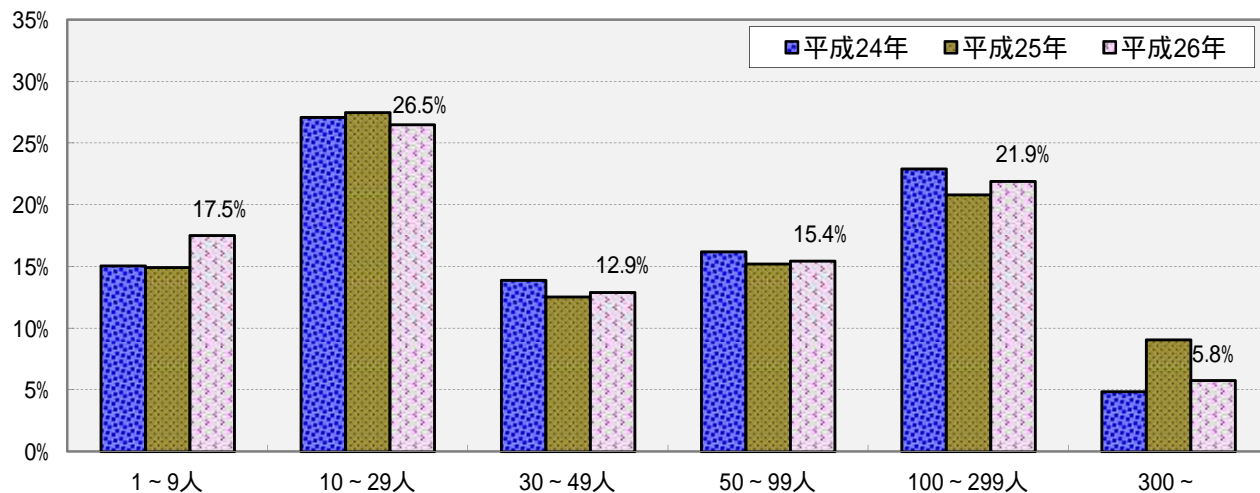
3 発生時間別災害発生状況(第三次産業) 高知労働局



4 経験期間別災害発生状況(第三次産業) 高知労働局



5 事業場規模別災害発生状況(第三次産業) 高知労働局



(高知労働局管内における労働者死傷病報告によるもの)

平成26年 定期健康診断結果報告等による有所見率

平成26年 定期健康診断結果報告による有所見率 (%)

項目 産業		聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	胸部X線	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	尿 (糖)	尿 (蛋白)	心電図	有所見
		全産業	高知	4.13	7.67	3.52	19.49	10.89	17.63	37.10	15.20	2.41	6.21
	全国	3.56	7.52	4.21	15.06	7.41	14.62	32.69	10.41	2.48	4.22	9.71	53.24
製造業	高知	4.00	10.34	2.15	27.83	11.72	25.21	45.90	18.60	2.09	5.57	6.39	68.88
	全国	3.67	9.22	3.92	15.53	6.65	15.33	32.63	10.89	2.46	3.56	9.22	51.88
建設業	高知	5.79	17.47	4.19	21.29	7.72	26.03	35.88	13.43	3.46	6.44	7.87	68.46
	全国	3.87	11.28	4.75	19.02	6.39	21.33	38.33	13.56	3.40	5.10	9.97	62.59
運輸業	高知	5.26	14.09	6.01	29.11	11.80	29.44	47.58	22.55	5.31	11.99	10.50	65.16
	全国	5.16	14.31	5.81	22.02	7.38	18.48	38.58	14.68	4.95	5.26	11.58	60.15
農林業	高知	2.04	8.16	4.08	27.55	4.08	27.55	36.73	10.20	5.10	4.08	4.08	55.10
	全国	5.79	17.63	4.89	22.78	9.05	21.02	39.23	15.90	4.02	4.77	12.24	67.15
第三次産業	高知	4.02	6.28	3.63	17.18	10.84	15.03	34.75	14.31	2.26	5.99	9.44	57.03
	全国	3.27	5.44	4.14	13.73	7.84	13.51	31.78	9.54	2.13	4.42	9.71	52.70

定期健康診断における有所見率の推移 (%)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
高知	44.7	47.1	46.8	42.2	48.0	48.6	48.8	49.8	50.0	56.4	59.1	60.2	59.4	59.7	57.8	59.6
全国	42.9	44.5	46.2	46.7	47.3	47.6	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3	52.5	52.7	52.7	53.0	53.2

じん肺健康診断における有所見率の推移 (%)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
高知	1.8	3.3	1.7	0.8	2.1	0.6	0.6	0.3	0.4	0.4	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
全国	7.7	6.4	5.9	4.9	4.0	3.5	3.0	2.6	2.3	1.9	2.1	1.6	1.4	1.3	1.0	0.9

法定特殊健康診断 (有機溶剤、鉛、特定化学物質、電離放射線等) における有所見率の推移 (%)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
高知	0.6	0.7	1.1	1.5	1.1	3.0	1.5	1.6	1.1	2.3	2.5	1.7	2.0	2.1	1.8	1.7
全国	4.0	4.2	4.0	4.1	4.1	4.2	4.3	4.3	4.4	4.7	4.6	4.8	4.8	4.7	4.6	4.4

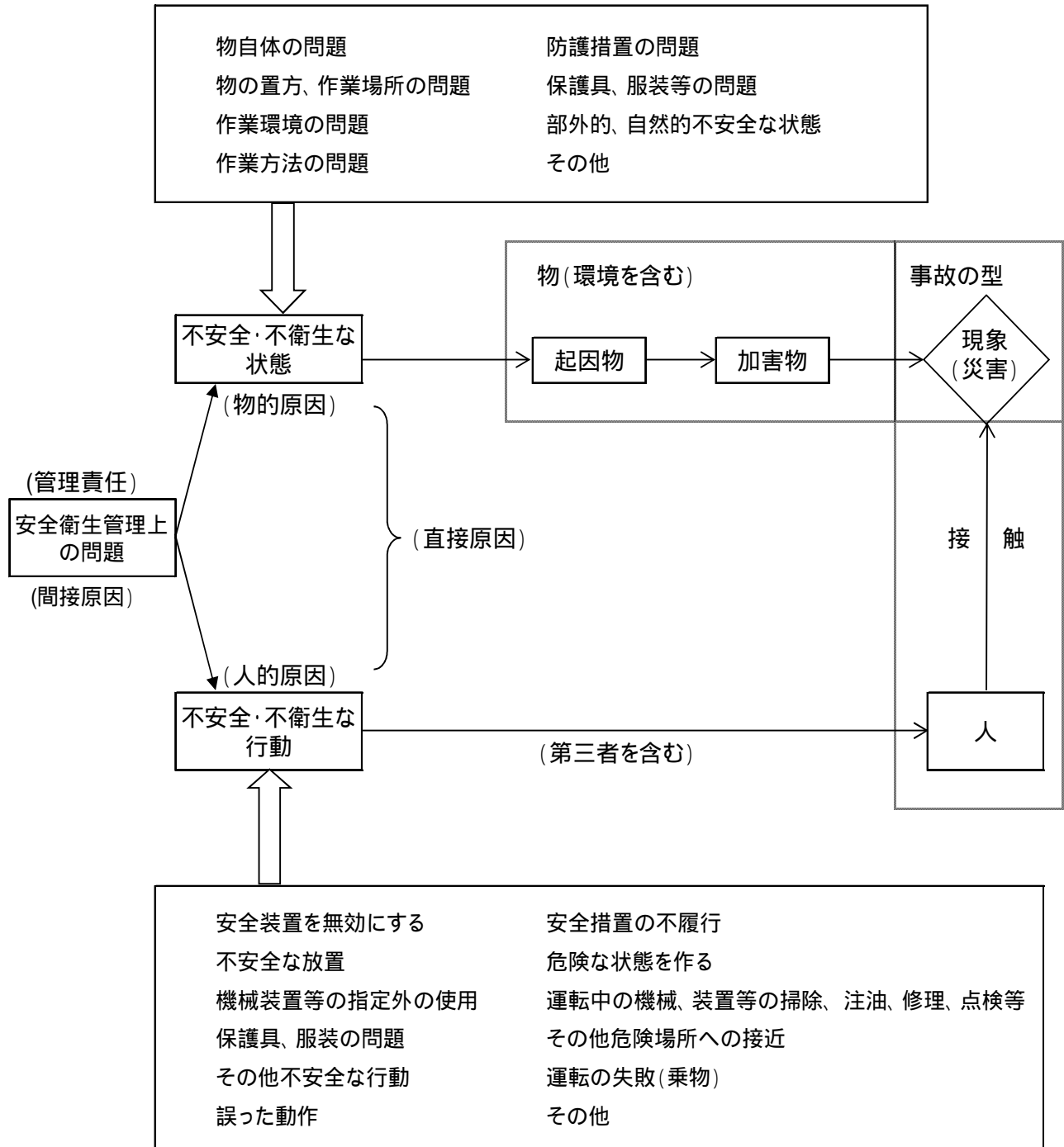
指導勸奨による健康診断における有所見率の推移 (%)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
高知	20.8	12.9	10.8	12.5	8.9	10.5	13.9	18.0	17.7	19.8	15.0	13.5	14.8	15.3	15.3	14.6
全国	9.0	9.1	8.8	8.9	8.8	9.1	9.2	8.7	9.1	8.9	8.5	8.5	8.3	8.5	8.4	8.2

(参考)

災害発生のおくみ等

1. 災害発生のおくみと災害原因



- 注) (1) 災害は「物」と「人」との接触した現象や人が有害な環境のもとにばく露された現象の組合せとして表わされる。
(2) 人は、現場の作業者を示す。
(3) 物は、設備、機械、治工具および保護具のほか温熱条件、照明あるいは騒音など環境条件を含む。
(4) 不安全な状態 ~ および不安全な行動 ~ は厚生労働省の分類項目である。

2 . 不安全・不衛生な状態

<p>1 物自体の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設計不良 b 構成材料・工作の問題 c 老朽、疲労、使用限界 d 故障、未修理 e 整備不良 f その他 	<p>7 作業方法の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> a 不適當な機械、装置の使用 b 不適當な工具、用具の使用 c 作業手順の誤り d 技術的・肉体的な無理 e 安全の不確認（以前の） f その他
<p>2 防護措置の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> a 無防備 b 防護不十分 c 接地または絶縁なし・不十分 d 遮蔽なし・不十分 e その他 	<p>8 その他および分類不能</p> <ul style="list-style-type: none"> a その他の不安全な状態 b 不安全な状態がないもの c 分類不能
<p>3 物の置き方、作業場所の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> a 通路が確保されていない b 作業箇所の空間の不足 c 機械・装置・用具・什器等の配置の問題 d 物の置き方の不適切 e 物の積み方の問題 f 物の立てかけ方の問題 g その他 	<p>(補足説明)</p> <p>「7 作業方法の問題」は管理監督者の教育、指導、指導又は命令、指示が悪いため、など主として管理上の問題にもとづき、作業者の作業方法に問題がある状態をいう。</p>
<p>4 保護具・服装等の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> a はき物を指定していない b 手袋の使用禁止をしていない c その他保護具を指定していない d その他服装を指定していない 	
<p>5 作業環境の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> a 換気の問題 b その他作業環境の問題 	
<p>6 部外的・自然的に不安全な状態</p> <ul style="list-style-type: none"> a 物自体の問題 (部外の) b 防護措置の問題 (") c 物の置き方、作業場所の問題 (") d 作業環境の問題 (") e 交通の問題 f 自然の問題 	

3 . 不安全な行動

<p>9 安全装置・有害物抑制装置を無効にする</p> <ul style="list-style-type: none"> a 安全装置等はずす、無効にする b 安全装置等の調整を誤る c その他防護物をなくする 	<p>15 保護具・服装の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保護具を使わない b 保護具の選択、使用方法の誤り c 不安全な服装をする
<p>10 安全措置の不履行</p> <ul style="list-style-type: none"> a 不意の危険性・有害性に対する措置の不履行 b 機械・装置を不意に動かす c 合図、確認なしに車を動かす d 合図なしに物を動かし又は放す e その他 	<p>16 その他危険有害場所への接近</p> <ul style="list-style-type: none"> a 動いている機械、装置等に接近し又は触れる b つり荷に触れ、下に入り又は近づく c 危険有害な場所に入る d 確認なしに崩れやすい物により又は触れる e 不安全な場所への f その他
<p>11 不安全・不衛生な放置</p> <ul style="list-style-type: none"> a 機械・装置等を運転したまま離れる b 機械・装置を不安全・不衛生な状態にして放置する c 工具、用具、材料、くず等を不安全・不衛生な状態に置く d その他 	<p>17 その他の不安全・不衛生な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> a 道具の代わりに手などを用いる b 荷の中ぬき、下ぬきをする c 確認しないで次の動作をする d 手渡しの代わりに投げる e 飛び下り、飛びのり f 不必要に走る g いたずら、悪ふざけ h その他
<p>12 危険または有害な状態を作る</p> <ul style="list-style-type: none"> a 荷などの積み過ぎ b 組み合わせでは危険なものを混ぜる c 所定のものを不安全・不衛生なものに取り替える d その他 	<p>18 運転の失敗（乗物）</p> <ul style="list-style-type: none"> a スピードの出し過ぎ b その他の不安全な行動で
<p>13 機械、装置等の指定外の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> a 問題のある機械・装置、工具、用具等を用いる b 機械・装置、工具、用具等の選択を誤る c 機械・装置等を指定外の方法で使う d 機械、装置等を不安全な速さで動かす 	<p>19 誤った動作</p> <ul style="list-style-type: none"> a 荷などの持ち過ぎ b 物の支え方の誤り c 物のつかみ方が確実でない d 物の押し方、引き方の誤り e 上り方、下り方の誤り f その他
<p>14 運転中の機械・装置等の掃除・注油・修理点検</p> <ul style="list-style-type: none"> a 運転中の機械、装置の b 通電中の電気装置の c 加圧されている容器の d 加熱されているものの e 危険物が入っているものの f その他の 	<p>20 その他および分類不能</p> <ul style="list-style-type: none"> a その他の不安全・不衛生な行動 b 不安全・不衛生な行動のないもの c 分類不能



事例でわかる

職場の **リスク** アセスメント


労働災害の発生件数は、事業者をはじめとする関係者の熱心な取り組みにより、年々減少傾向にありますが、今なお全国で50万人もが被災しています。職場における安全と衛生の確保は、事業者にとって最重要課題の一つです。

リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去、低減して、労働災害を未然に防ぐための手法です。労働安全衛生法の改正により、平成18年4月1日以降、リスクアセスメントの実施が事業者の努力義務になりました。

このパンフレットでは、厚生労働省「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(10～12ページ参照)に基づき、リスクアセスメントの具体的な進め方を、実施事例をあげて解説します。

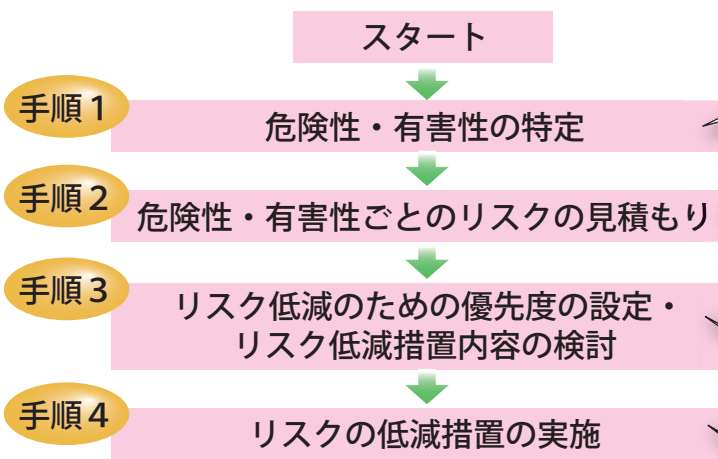
1 なぜリスクアセスメントが必要か

- ① 従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本でした。しかし、災害が発生していない職場でも作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性（リスク）があります。
- ② 技術の進展等により、多種多様な機械設備や化学物質が生産現場で用いられるようになり、その危険性や有害性が多様化してきました。



これからの労働災害防止対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずることが不可欠であり、これに応えるものが職場のリスクアセスメントです。

2 リスクアセスメントの基本的な手順



手順1 機械・設備、原材料、作業行動や環境などについて危険性・有害性を特定します。ここでの危険性・有害性とは、労働者に負傷や疾病をもたらす物、状況のことで、作業者が接近することにより危険な状態が発生することが想定されるものをいいます。危険性・有害性は「ハザード」ともいわれます。

手順2 特定したすべての危険性・有害性についてリスクの見積もりを行います。リスクの見積もりは、特定された危険性・有害性によって生ずるおそれのある負傷・疾病の重篤度と発生可能性の度合の両者の組み合わせで行います。

手順3 危険性・有害性について、それぞれ見積もられたリスクに基づいて優先度を設定します。

手順4 リスクの優先度にしたがい、リスクの除去や低減措置を実施します。

リスク低減措置は、基本的に次の優先順位で検討、合理的に選択した方法を実施します。

- ① 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更など
- ② インターロックの設置などの工学的対策
- ③ マニュアルの整備などの管理的対策
- ④ 個人用保護具の使用

●実施時期

- ・設備、原材料、作業方法などを新規に採用、または変更するなど、リスクに変化が生じたときに実施
- ・機械設備の経年劣化、労働者の入れ替わりなどを踏まえ、定期的の実施
- ・既存の設備、作業については計画的に実施

3 リスクの見積もり例

(1) マトリックスを用いた方法

「負傷・疾病の重篤度」と「発生可能性の度合い」をそれぞれ横軸と縦軸とした表（行列：マトリックス）に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を点数などで割り付けておき、見積対象となる負傷・疾病の重篤度と次に発生可能性の度合いにクロスさせて、リスクを見積もる方法です。

		負傷・疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷・疾病の発生可能性の度合い	極めて高い	5	4	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスクポイント	優先度	
5~4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
3~2	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

(2) 数値化による加算法

「負傷・疾病の重篤度」と「発生可能性の度合い」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算（かけ算、足し算等）してリスクを見積もる方法です。

負傷・疾病の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30点	20点	7点	2点

負傷・疾病の発生可能性の度合い

極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

「リスク」= 「重篤度」の数値 + 「発生可能性の度合い」の数値

リスクポイント	優先度（リスクレベル）	
30点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止／十分な経営資源を投入する必要
10~29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止が望ましい／優先的に経営資源投入
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

4 リスクの低減措置の優先順位

リスク低減措置の検討および実施

法令に定められた事項の実施(該当事項がある場合)

① 設計や計画の段階における措置

危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施行方法への変更など

② 工学的対策

ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置など

③ 管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練など

④ 個人用保護具の使用

※上記①～③の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます

高

リスク低減措置の優先順位

低

リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合には、それを必ず実施することを前提とした上で、可能な限り優先順位の高いものを実施します。

5 リスクアセスメント導入による効果

①職場のリスクが明確になります

職場の潜在的な危険性・有害性が明らかになり、危険の芽(リスク)を事前に摘むことができます。

②リスクに対する認識を共有できます

リスクアセスメントは現場の作業者の参加を得て、管理監督者とともに進めるため、職場全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができるようになります。

③安全対策の合理的な優先順位が決定できます

リスクアセスメントの結果を踏まえ、事業者はすべてのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積もり結果などによりその優先順位を決めることができます。

④残ったリスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になります

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的なルールを定め、対応を作業者の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているため、守るべきルールが守られるようになります。

⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります

リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業者も職場に潜んでいる危険性・有害性を理解することができるようになります。

危険性又は有害性等の調査等に関する指針

1 趣旨等

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されていること等により、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難になっている。

このような現状において、事業場の安全衛生水準の向上を図っていくため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条の2第1項において、労働安全衛生関係法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、事業者が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査（以下単に「調査」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずることが事業者の努力義務として規定されたところである。

本指針は、法第28条の2第2項の規定に基づき、当該措置が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、その基本的な考え方及び実施事項について定め、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進することを目的とするものである。

また、本指針を踏まえ、特定の危険性又は有害性の種類等に関する詳細な指針が別途策定されるものとする。詳細な指針には、「化学物質等による労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」、機械安全に関して厚生労働省労働基準局長の定めるものが含まれる。

なお、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。

2 適用

本指針は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性（以下単に「危険性又は有害性」という。）であって、労働者の就業に係る全てのもを対象とする。

3 実施内容

事業者は、調査及びその結果に基づく措置（以下「調査等」という。）として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- (2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合（以下「リスク」という。）の見積り
- (3) (2)の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（以下「リスク低減措置」という。）内容の検討
- (4) (3)の優先度に対応したリスク低減措置の実施

4 実施体制等

- (1) 事業者は、次に掲げる体制で調査等を実施するものとする。
 - ア 総括安全衛生管理者等、事業の実施を統括管理する者（事業場トップ）に調査等の実施を統括管理させること。
 - イ 事業場の安全管理者、衛生管理者等に調査等の実施を管理させること。
 - ウ 安全衛生委員会等（安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。）の活用等を通じ、労働者を参画させること。
 - エ 調査等の実施に当たっては、作業内容を詳しく把握している職長等に危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討を行わせるように努めること。
 - オ 機械設備等に係る調査等の実施に当たっては、当該機械設備等に専門的な知識を有する者を参画させるように努めること。
- (2) 事業者は、(1)で定める者に対し、調査等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

5 実施時期

- (1) 事業者は、次のアからオまでに掲げる作業等の時期に調査等を行うものとする。
 - ア 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - イ 設備を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ウ 原材料を新規に採用し、又は変更するとき。
 - エ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - オ その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。

- (ア) 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合
 - (イ) 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合
- (2) 事業者は、(1) のアからエまでに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。
- (3) 事業者は、(1) のアからエまでに係る計画を策定するときは、その計画を策定するときにおいても調査等を実施することが望ましい。

6 対象の選定

事業者は、次により調査等の実施対象を選定するものとする。

- (1) 過去に労働災害が発生した作業、危険な事象が発生した作業等、労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が合理的に予見可能であるものは、調査等の対象とすること。
- (2) (1) のうち、平坦な通路における歩行等、明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらさないと予想されるものについては、調査等の対象から除外して差し支えないこと。

7 情報の入手

- (1) 事業者は、調査等の実施に当たり、次に掲げる資料等を入手し、その情報を活用するものとする。
入手に当たっては、現場の実態を踏まえ、定常的な作業に係る資料等のみならず、非常作業に係る資料等も含めるものとする。

ア 作業標準、作業手順書等

イ 仕様書、化学物質等安全データシート（MSDS）等、使用する機械設備、材料等に係る危険性又は有害性に関する情報

ウ 機械設備等のレイアウト等、作業の周辺に関する情報

エ 作業環境測定結果等

オ 混在作業による危険性等、複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報

カ 災害事例、災害統計等

キ その他、調査等の実施に当たり参考となる資料等

- (2) 事業者は、情報の入手に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 新たな機械設備等を外部から導入しようとする場合には、当該機械設備等のメーカーに対し、当該設備等の設計・製造段階において調査等を実施することを求め、その結果を入手すること。
- イ 機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実施した当該機械設備等に対する調査等の結果を入手すること。
- ウ 複数の事業者が同一の場所で作業する場合には、混在作業による労働災害を防止するために元方事業者が実施した調査等の結果を入手すること。
- エ 機械設備等が転倒するおそれがある場所等、危険な場所において、複数の事業者が作業を行う場合には、元方事業者が実施した当該危険な場所に関する調査等の結果を入手すること。

8 危険性又は有害性の特定

- (1) 事業者は、作業標準等に基づき、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出した上で、各事業場における機械設備、作業等に応じてあらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して、各作業における危険性又は有害性を特定するものとする。
- (2) 事業者は、(1) の危険性又は有害性の特定に当たり、労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮するものとする。

9 リスクの見積り

- (1) 事業者は、リスク低減の優先度を決定するため、次に掲げる方法等により、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの発生の可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もるものとする。ただし、化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もることができる。

ア 負傷又は疾病の重篤度とそれらが発生する可能性の度合を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ重篤度及び可能性の度合に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

イ 負傷又は疾病の発生する可能性とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法

- ウ 負傷又は疾病の重篤度及びそれらが発生する可能性等を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
- (2) 事業者は、(1) の見積りに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること。
 - イ 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。
 - ウ 負傷又は疾病の重篤度は、負傷や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。
 - エ 有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づき、有害性が存在すると仮定して見積もるよう努めること。
- (3) 事業者は、(1) の見積りを、事業場の機械設備、作業等の特性に応じ、次に掲げる負傷又は疾病の類型ごとに行うものとする。
- ア はさまれ、墜落等の物理的な作用によるもの
 - イ 爆発、火災等の化学物質の物理的効果によるもの
 - ウ 中毒等の化学物質等の有害性によるもの
 - エ 振動障害等の物理因子の有害性によるもの
- また、その際、次に掲げる事項を考慮すること。
- ア 安全装置の設置、立入禁止措置その他の労働災害防止のための機能又は方策（以下「安全機能等」という。）の信頼性及び維持能力
 - イ 安全機能等を無効化する又は無視する可能性
 - ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性

10 リスク低減措置の検討及び実施

- (1) 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施するものとする。
- ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置
 - イ インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策
 - ウ マニュアルの整備等の管理的対策
 - エ 個人用保護具の使用
- (2) (1) の検討に当たっては、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。
- (3) なお、死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずるものとする。

11 記録

事業者は、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 洗い出した作業
- (2) 特定した危険性又は有害性
- (3) 見積もったリスク
- (4) 設定したリスク低減措置の優先度
- (5) 実施したリスク低減措置の内容

リスクアセスメントに関する情報は、下記Webサイトにてご覧いただけます。

厚生労働省リスクアセスメント教材のページ:

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

ご不明な点などありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。